

小中連携、一貫教育に関する 主な意見等の整理

平成24年7月13日

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理

<目次>

○ 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理

I 小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題認識	1
<小中連携、一貫教育の現状>	3
II 小中連携、一貫教育の推進について	7
1. 目的、効果	7
(1) 目的	7
(2) 効果	8
2. 教育課程	9
(1) 教育課程の編成	9
(2) 教育課程上の区分	9
(3) 学習指導要領の範囲を超えた教育課程の基準の特例の必要性	10
3. 指導方法	15
(1) 乗り入れ指導の実施	15
(2) 複数学年での合同授業や活動の実施	16
4. 推進体制	17
(1) 校内体制	17
(2) 学校間の連携・協力体制	18
(3) 市町村教育委員会の関与	19
(4) 都道府県教育委員会の関与	20
5. 地域との連携等	22
(1) 「地域とともにある学校」づくりとの関係	22
(2) 通学区域等	23
6. 教員人事、教員免許	25
(1) 教員人事	25
(2) 教員免許	25
7. 校地・校舎等	28
III 義務教育学校制度（仮称）創設の是非について	29
1. 義務教育学校制度（仮称）に関するこれまでの指摘等	29
2. 諸外国の義務教育制度等	30
3. 義務教育学校制度（仮称）創設の是非	31
IV まとめ	35

○ 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理【概要】	37
○ 参考資料	41
1 教育振興基本計画、中央教育審議会答申等における小中連携、一貫教育に関する記述 ..	43
2 小学校と中学校との連携についての実態調査（結果）	47
3 義務教育の目的・目標に関する法令上の規定	65
4 地方公共団体における取組例、成果及び課題	67
5 研究開発学校制度について、研究開発学校における小中連携、一貫教育の取組	73
6 教育課程特例校制度について、教育課程特例校（平成23年4月1日現在）における 小中連携、一貫教育の取組	85
7 諸外国の義務教育制度の概要	95
○ 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会関係資料.....	107
・ 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会の設置について.....	109
・ 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 小中連携、一貫教育に関する審議経過等 ..	111
・ 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 委員名簿.....	113

小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理

平成24年7月13日

中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

5

I 小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題認識

10

○ 学校における児童生徒の学習指導上、生徒指導上の様々な課題については、従前、教職員をはじめとした関係者の努力により、各学校単位で解決を図るとともに、複数の学校段階間で連携し、課題解決に当たる取組も行われてきた。少子化の進行や情報化、グローバル化の進展、地域コミュニティの弱体化や核家族化の進行等、児童生徒を取り巻く社会の状況が様々に変化中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化してきていることも受け、学校においては、複数の学校段階間で連携して課題解決に当たることがより一層求められている。

15

○ こうした状況を受け、学校間連携の在り方については、児童生徒等の多様な状況等に対応した学校間の円滑な接続を図る観点から、これまでに幼児期の教育と小学校教育の接続（以下「幼小接続」という。）、中高一貫教育について検討がなされてきた。

20

幼小接続については、平成22年に幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議の報告がなされており、そこでは、幼児期の教育と小学校教育は教育の目標を「学びの基礎力の育成」として捉えた上で互いの教育を理解し見通すことが必要といった、両者の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方等が示された。

25

中高一貫教育については、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度に中高一貫教育制度が選択的に導入された。平成23年に本作業部会において当該制度の成果と課題について検証を行い、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すため、教育課程の特例の拡充が必要等とされた。

30

○ いずれにおいても、児童生徒等に対する教育を施す上で、各学校段階内において完結するのではなく、学校間連携を推進することにより、教職員が異なる学校段階にわたって教育を見通し、学校が直面している課題の解決に資するとともに、学校教育の質的向上を図っていくことが望まれている。

35

○ 小中連携については、これまで全国的な取組の検証や支援の在り方等に関する検討はなされていない。

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりするいわゆる中1ギャップが指摘されている。各種調査によれば、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる傾向にある^{*1}ことや、「学習上の悩み」として「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数^{*2}や、暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数^{*3}が中学校1年生になったときに大幅に増える実態が明らかになっている。

○ その原因の一つとして、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていないことが考えられる。

その背景として考えられることとして、小・中学校間には、学習指導面に関して、

- ①小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制（授業形態の違い）
- ②各児童生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていない（学習上の課題の共有）

といった違い、課題があること、また、生徒指導面に関しては、

- ③各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の課題が中学校と十分に共有されていない（生徒指導上の課題の共有）
- ④中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、中学校においては、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導の方法の違い）

といった課題、違いがあること、また、上級生や教職員との人間関係も小・中学校間で違いがあること、といった多様な背景から、円滑な接続が確保されていない可能性があるものと考えられる。

○ 児童生徒の発達については、6－3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば、平成22年のある学年の児童生徒の平均身長は、昭和23年当時の2、3年上級学年の児童生徒の平均身長に相当するなど、身体的発達が2、3年早まっている傾向がある。また、「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年から5年に上がる段階においても肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があることや、「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思いますか」との質問に対し、小学校5年生から急に否定的な回答が多くなるといった調査結果があること^{*4}から、小学校4、5年生頃に児童生徒の発達上の段差がある可能性があることも考えられる。

*1 「学校教育に関する意識調査」（平成15年文部科学省）「義務教育に関する意識調査」（平成17年文部科学省）より

*2 「第4回学習基本調査」（2007年 Benesse 教育研究開発センター）より

*3 「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

*4 呉市教育委員会調査結果より（第8回作業部会呉市ヒアリング資料9ページ参照）

- さらに、小学校と中学校における教育については、ともに義務教育の一環を形成するものであり、小・中学校は学習指導や生徒指導において互いに連携することが期待されるものである。
- 5 ○ 以上のような背景から、本作業部会においては、平成23年10月より、小学校と中学校の連携、接続の在り方について改めて見直し、義務教育段階にある児童生徒の学習指導、生徒指導等における諸課題の解決に資することで、児童生徒のより良い学びを実現できるよう、検討を進めてきた^{*1}。
- 10 ○ 本報告においては、小中連携、一貫教育の取組が進められている学校、市町村における成果を踏まえ、小中連携、一貫教育に今後取り組む小・中学校においても同様の成果を上げることができるようその内容について普及し、また、既に取り組が進められている市町村で課題と認識されている点については、当該課題の解決に資するよう、国としての支援も含めた改善方策に関する意見をまとめるものである。

15

- 本作業部会においては、文部科学省が平成22年に実施した「小学校と中学校の連携についての実態調査」（以下「実態調査」という。）に加え、全国の市町村において行われている小中連携、一貫教育の取組をなるべく精緻に、具体的にみていく観点から、第8回～第12回作業部会において、学校や市町村教育委員会等からのヒアリングを実施することで、学校、市町村等における取組の内容や成果、課題等について把握してきた。

本意見等の整理は、必要に応じ実態調査結果やヒアリングした内容等も紹介しながら、作業部会の審議において出された意見等をもとに構成するものである。

25 <小中連携、一貫教育の現状>

- 小中連携、一貫教育については、制度的に位置付けられたものではなく、全国の学校、市町村において、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続させるために、独自に取り組が進められてきているところである。その中には、「研究開発学校制度^{*2}」や「教育課程特例校制度^{*3}」の活用により、「独自の教科の新設等による小中連携の推進」に取り組むなど、教育課程の基準の特例を活用して推進される小中一貫教育がある一方で、そうした教育課程の基準の特例を活用せず、また、教育課程以外の点においても現行制度の範囲内で、各市町村の創意工夫により取り組まれている小中連携、一貫教育も多数存在する。

*1 小・中学校間の連携・接続に関する教育振興基本計画や中央教育審議会答申等における記述については、参考資料1参照

*2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園及び特別支援学校の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から設けられている制度。学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定し、その学校には、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法を開発していこうとするもの。

*3 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度で、平成15年度より実施していた構造改革特別区域研究開発学校制度が全国展開したもの。

○ こうした状況を踏まえ、文部科学省において実態調査を行ったところ、以下のような結果となった。

小学校と中学校との連携についての実態調査(結果概略)

- 【調査対象】
都道府県・市町村教育委員会 ※市町村教育委員会の回答数：1763
- 【主な調査項目】
小・中学校等における取組(教育委員会による方針、乗り入れ授業、教科担任制等)、小・中連携のねらい、成果、課題
- 【調査時期】
平成22年11月1日現在

(市町村教育委員会回答より)

教育委員会として小中連携を推進するための方針や計画を定めている	583 (33.1%)
教育委員会として小中9年間を通じた教育課程編成の方針を定めている	58 (3.3%)
異校種間の教員の乗り入れ授業を計画的、継続的に実施した学校がある	641 (36.4%)
教科担任制を実施した小学校がある	380 (21.6%)
小・中学校を一体的に運営するための組織(「〇〇学園」等)を設けている	47 (2.7%)
小・中学校合同の委員会等を設けている学校がある	823 (46.7%)
教職員の兼務発令を実施した学校がある	287 (16.3%)
市町村主催で小・中学校教員が合同参加する授業研究のための会議等を恒常的に設けている	688 (39.0%)
平成22年度又は過去2年間に市町村による研究指定事業を実施した	380 (21.6%)
上記いずれかの取組を行っている市町村	1276 (72.4%)

<小中連携を進めようとするねらい>

- 学習指導上の成果を上げるため 95%
- 生徒指導上の成果を上げるため 91%
- 教職員の指導力の向上につなげるため 82%
- その他 23%

【「その他」の例】

- ・問題を抱える子や特別な支援を要する子のスムーズな進学をサポートしていくため
- ・義務教育9年間を通して児童生徒を育成する、ということに対する教員の意識改革を図るため
- ・地域の核としての学校の機能を高め、家庭・地域の教育力の向上につなげるため

<小中連携の取組の成果>

- 成果が認められる 96%
- 学習指導上の成果があった 58%
- 生徒指導上の成果があった 74%
- 教職員の指導力の向上につながった 50%
- その他 26%

【「その他」の例】

- ・小・中学校間の情報交換等により問題行動の減少につながった
- ・小・中学校で、特別支援を必要とする児童生徒や家庭等に関する情報共有ができ、きめ細かい支援ができるようになった
- ・小・中学校の連携が図られることにより、それぞれのPTA活動や地域との行事が一体的に進められ、地域の連帯意識の高まりや、学校への協力体制の強化が見られるようになった

<小中連携の取組の課題>

- 課題が認められる 87%

指導計画の作成が困難	30 %
教材の開発が困難	13 %
時間割の編成が困難	34 %
小中の教職員間での打合せ時間の確保が困難	75 %
転入者への学習指導上、生徒指導上の対応が困難	2 %
その他	23 %

【「その他」の例】

- ・小中教員による交換授業は、中学校からの出前授業が主なものとなっており、中学校側の負担が大きい
- ・所有免許の関係から、兼務発令を拡大できない
- ・児童生徒間の交流において、移動手段と移動に要する時間の確保が難しい
- ・専任の小中一貫教育コーディネーター（小中学校間の連携をコーディネートする教員）が必要

（都道府県教育委員会回答より）

＜都道府県による研究指定事業＞	実施した	38%
＜小・中学校教員が合同で参加する授業研究のための会議等＞	設けている	19%
＜独自の加配措置＞	行っている	15%

このほか、人事上の工夫として、

- ・小・中学校の両免許取得を推奨
- ・定期人事異動における小中間の教職員の交流の促進を人事異動方針として定めている
- ・小中連携コーディネーターの配置
- ・兼務発令
- ・全小・中学校に小中連携教育推進担当を配置（指定都市）

等の回答も得られた。

このほか、小中連携推進のための取組として、

- ・市町村が実施する小中連携事業に県が助成
- ・県の小中連携に関する研究事業の発表会を実施、指定校の成果の他の市町村への共有化
- ・小学校5・6年生において学力向上や小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた県独自の教科担任制を段階的に実施
- ・小中連携に関する情報を、県教委のホームページに掲載し、その取組を広く紹介

等の回答も得られた。

○ 上記のとおり、小・中学校において、小中連携に関する何らかの取組を行っている市町村の数は1,276であり、全回答数1,763に占める割合は72.4%であり、多様な形態で小・中学校間の連携が進められている実態が明らかになった。それとともに、小中連携のねらいとしては、学習指導上、生徒指導上の成果を上げる、または教職員の指導力の向上につなげるためとの回答が多く、ほぼ全ての市町村において小中連携の取組の成果が見られると回答している一方、多くのところでは課題も認識している実態が見受けられる。また、小中連携を推進する市町村に対する支援を行う都道府県の割合は一部に限られる実態も見受けられる。

○ こうした実態を踏まえた上で、本作業部会としては、以下の7つの柱を中心に、小・中学校間の連携・接続の改善に資する小中連携、一貫教育の在り方について審議を行った。

1. 目的、効果
 2. 教育課程
 3. 指導方法
 - 5 4. 推進体制
 5. 地域との連携等
 6. 教員人事、教員免許
 7. 校地・校舎等
- 10 ○ その際、「小中連携」「小中一貫教育」については、
- ・ 「小中連携」は、小・中学校がそれぞれ別の学校であるとの前提の下、教育目標やカリキュラムの共通部分について協働する取組であり、「小中一貫教育」は、教育目標や目指す子ども像、カリキュラムをともに作り上げる取組
 - ・ 「小中連携」は、小・中学校がそれぞれの課題解決のために小・中学校が連携して行う教育であり、児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育、「小中一貫教育」は、小・中学校が目標を共有し、その達成に向け小・中学校9年間を通して系統的な活動の展開を要する教育
- 15 と捉えて取り組んでいる事例があった。
- これらを踏まえつつ、本意見等の整理においては、
- 20 「小中連携」…小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
- 「小中一貫教育」…小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育
- と捉えることとする。また、小中連携と小中一貫教育を併せて表現する場合には、「小
- 25 中連携、一貫教育」とすることとする。
- 以上の審議を経た上で、現行の小・中学校制度とは異なる、新たな学校制度としての義務教育学校制度（仮称）創設の是非に関する審議を行った。

Ⅱ 小中連携、一貫教育の推進について

1. 目的、効果

(1) 目的

- 5 ○ 小中連携、一貫教育に取り組む学校、市町村においては、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等（いわゆる中1ギャップ）に直面し、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性を認識し、小中連携、一貫教育に取り組み始めたケースが見られる。特に、学校間の連携・接続に関する現状と課題認識においても述べた
10 とおり、児童生徒の発達が早まっていることを踏まえ、小学校高学年から中学校入学後までの期間に着目し、当該期間に重点的な取組を行う例が見られる。
- 小中連携、一貫教育に取り組み始めた契機がいわゆる中1ギャップに直面したこと
15 であったとしても、学校、市町村においては、それぞれの取組にあたっての目的を明確化するとともに関係者で共有し、学校全体で組織的に取り組むことで、小中一貫教育の成果を上げることが期待される。
- 全国で進められている小中連携、一貫教育の目的については、一般に、取組ごとに、
20 学校、市町村、地域住民等の様々な思いが込められていることから、全国的に見ると極めて多様である。一つには、少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、小中連携、一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減することを目的としている例がある。また、中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生である自らに自覚的となることで自尊感情を高め、
25 生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことを目的としている例もある。
- 小学校の教員は全教科を教えるのに対し、中学校の教員は特定の教科を指導することや、小・中学校では、対象とする児童生徒の発達の段階が異なることから、学習指導、生徒指導の方法が異なるといったこともあり、小・中学校の教職員の職務の性質は自ずと異なってくることとなる。
30 学校、市町村の中には、小・中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で互いに学び合い、義務教育9年間で児童生徒を育てる発想を持つよう、教職員に対し促すことにより、教職員に義務教育段階の教職員であることを認識してもらうことを目的としている例がある。そのためには、各学校長等の管理職がリーダーシップを発揮し、
35 小・中学校教職員が一体となって取り組んでいくことが考えられる。
- 小中連携、一貫教育の実施により、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、全体の教育活動において自分の果たすべき役割をしっかりと認識す
40 ることで、9年間の系統性を確保し、平成18年の教育基本法の改正、平成19年の

学校教育法の改正において新たに規定された、義務教育の目的、目標^{*1}に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことは、全ての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的たり得るものである。

- 5 ○ また、小中一貫教育を導入する場合であっても、小・中学校それぞれの学校段階の教育の完成の視点も併せ持つことが必要である。

(2)効果

- 小中連携、一貫教育の効果については、すでに取組を進めている市町村においては、
10 前述の調査によれば、ほぼ全ての市町村において成果が認められている。具体例としては、中学生の不登校出現率の減少、市町村又は都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等の意識面の変化といった結果が得られている^{*2}。

15

- 今後、そうした成果を、小中連携、一貫教育に取り組む他の学校、市町村においても普及していく観点から、小中連携、一貫教育の効果検証の在り方について、国において検討していくことが必要である。

- 20 その際、生徒指導上、学習指導上の成果に加え、児童生徒の変容がどのようなかについて可視化し、共有し、改善につなげるための効果検証の評価指標について検討する必要がある。評価指標の検討の際には、小中連携、一貫教育による児童生徒の変化の中で特に重視したい指標が何かについて議論することで、小中連携、一貫教育により目指す教育の在り方について確認していくことも重要である。

25

*1 参考資料3参照

*2 参考資料4参照

2. 教育課程

- 小中一貫教育の取組において、教育課程の編成、実施はその根幹となるものである。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習指導要領が全面実施された。全国で小中一貫教育に先進的に取り組む市町村においては、当該学習指導要領の範囲内で、各地域の児童生徒の発達や課題を踏まえた教育課程を編成する取組や、研究開発学校制度、教育課程特例校制度といった教育課程の基準の特例を活用した取組が行われている。

(1)教育課程の編成

- 小中一貫教育の実施に当たっては、小学校と中学校の教育課程の系統性を確保していくことが重要であり、そのためには、小・中学校教員が互いの学校の教育課程を理解することが求められる。具体的には、小学校教員は自らが指導する内容が中学校における学習にどのようなつながっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導をすることが必要である。その際、例えば、小・中学校教員の合同研修会における意見交換を通じ、学力観、授業観を一貫したものとすることで、系統性の担保につなげていくことが考えられる。

- そうした系統性の確保とともに、各学校段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた独自性を尊重していくことも重要である。例えば、小学校における学級担任制と中学校における教科担任制は、児童生徒の発達に合わせ、指導における専門性を高めていく観点から採用されているものであり、こうした独自性の尊重も必要である。

- 地域の実情を踏まえた小中一貫教育を行うためには、学校教育活動全体を視野に入れ、小中一貫教育の取組を計画していくことが重要である。また、地域において育てたい子ども像について関係者が議論し、それを実現するための一貫した教育課程を小・中学校が協働して編成し、教材を連携して開発することが、教員自身が教育課程の見通しをもって主体的に取り組むことにつながり、効果的な取組となるものと考えられる。その際、小・中学校教育における基礎的、普遍的内容は尊重した上で地域の実情を踏まえた教育を行っていくことが望ましい。

30

(2)教育課程上の区分

- 小中一貫教育を実施する小・中学校において、児童生徒の発達の状況等を踏まえ、小学校6年間と中学校3年間の合わせて9年間の教育課程を「4・3・2」「5・2・2」等に便宜的に区分し直し、区分ごとに教育活動の目標を設定するといった取組が見られる。特に小学校から中学校に移行する段階の学年区分においては一部教科担任制を導入したり、中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で指導を行う（以下「乗り入れ指導」という。）場合がある。こうした教育課程上の学年区分を設けること
- の背景には、児童生徒の身体的発達が2、3年早まっているといった指摘があるこ

- と^{*1} や、「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思うか」との質問に対し、小学校5年生から否定的な回答が多くなること等から、小学校4、5年生頃に児童の発達上の段差がある可能性があること^{*2} といったことがあるものと考えられる。こうした児童生徒の実態に合わせて
- 5 柔軟な教育課程の在り方を工夫する取組は、これまで、各小・中学校や設置者が独自に進めてきている。今後、更に多様な取組が進められ、その成果が蓄積されることが期待される。
- 市町村内の全小・中学校において小中一貫教育を導入するような場合、市町村が教育の在り方を示す中で教育課程上の学年区分を一律に決定し、それに基づき市町村内の各学校において教育活動を実施する方法が考えられる。一方で、市町村としては学年区分を一律に示さず、中学校区ごとに、児童生徒の実態を踏まえつつその在り方を決定し、保護者への説明責任を果たすこととする方法も考えられる。前者の場合には、市町村の独自性を明確に打ち出すことで市町村内の小・中学校教職員が一丸となって
- 10 取り組むことが期待される一方、後者の場合には、教職員が、より教育課程の在り方に当事者意識をもちながら指導にあたることが期待される。
- 教育課程上の学年区分を設ける場合には、小学校6年生と中学校1年生を同一区分としていることが多いが、このような学年区分の在り方は、小学校段階から教科担任制を導入し学級担任制から教科担任制への緩やかな移行を図る等の取組を行うことにより、小学生の中学校進学に当たっての不安感を軽減するとともに、中学校における学びの意欲を高め、学校段階間の円滑な接続が確保されることに資することとなると考えられる。
- このような場合でも、児童生徒の成長にとって、学校生活の節目が好ましい影響を与えたとの考えに基づき、例えば、小学校の卒業式や中学校の入学式等、節目となるような行事は行いながら、教科等の教育活動は「4・3・2」等子どもの発達に合わせた学年区分に基づき行うような、両者の良さを生かした教育の在り方も考えられる。
- なお、教育課程上の学年区分を設ける場合には、区分間の移行に児童生徒が対応できているかどうかを確認し、円滑に移行できていない児童生徒がいる場合には当該児童生徒への支援の視点を持つことも重要である。
- 25

(3)学習指導要領の範囲を超えた教育課程の基準の特例の必要性

- 新学習指導要領は、その検討の過程において、校種間の円滑な接続・連携の観点
- 35 特に重視され、教科・科目等において、幼稚園、小・中・高等学校を通じ、発達や学年の段階を踏まえた円滑な接続を図ることを重視して改善が図られているところであ

*1 身長、体重いずれも、戦後すぐ（昭和23年）のある学年の平均値は、平成22年の2～3年前の学年の平均値に相当する。（「学校保険統計調査」等より）

*2 「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年から5年に上がる段階においても肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向がある（「義務教育に関する意識調査」（平成17年文部科学省）より）

る。小中一貫教育の実施に当たっては、この趣旨を十分に踏まえつつ、小・中学校教員が義務教育9年間を見通した教育課程を編成することが求められる。

さらに、今後の学習指導要領の検討に当たっても、今般の改訂同様、校種間の円滑な接続・連携の観点重視した上で、義務教育段階を通じて、一体的な検討がさらに進められる必要がある。

○ 小中一貫教育を実施する小・中学校においては、研究開発学校制度や教育課程特例校制度の活用により、独自の教科の新設等による小中連携の推進に取り組むなど、教育課程の基準の特例を活用して推進される小中一貫教育がある一方で、そうした教育課程の基準の特例を活用せず、学習指導要領の範囲内で各市町村の創意工夫により取り組まれているものも多数存在する。教育課程の基準の特例を活用するか否かについては、各学校、設置者において、小中一貫教育の目的に応じ判断することが求められる。

○ 小中一貫教育を推進するために研究開発学校制度や教育課程特例校制度を活用した取組における教育課程の基準の特例を類型化すると、主なものは以下のとおりである*1。

① 総合的な学習の時間、教科等の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科等（例えば、「市民科」「コミュニケーション科」「言語科」など）を設置するもの

② 指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり移行したりするもの

○ こうした教育課程の基準の特例を活用した取組については、国、学校、市町村等が、その内容や成果を対外的に周知することによって、学校や地域の特色を活かした小中一貫教育がより一層推進され、多様な取組が蓄積されることが期待される。

○ 教育課程の基準の特例を活用した取組は、現行では、文部科学大臣が、一定の要件の下で、小・中学校を研究開発学校又は教育課程特例校として指定することで実施可能となっており、設置者の申請を踏まえた審査、実施状況の報告等の仕組みを通じて、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関係における適切性や義務教育の機会均等の観点からの適切な配慮などを担保しているところである。

○ これらの特例の一部について、義務教育の質の保証の観点に留意しつつ、設置者の判断で実施することを可能とすべきかについて議論し、委員からは次のような意見が出された。

*1 研究開発学校、教育課程特例校における小中連携、一貫教育の取組については参考資料5、6参照

＜設置者の判断に基づき、教育課程の基準の特例を活用できるようにするのが望ましいとの意見＞

- 5 ・ 現行の学習指導要領の範囲内ではできないところに限定した上で教育課程の特例を設け、特例の活用について各学校で選択できる仕組みを作った方が現状に合う。
- 10 ・ 例えば、小規模な町村で、小・中学校9年間を同じ集団で過ごす地域と、学区が複雑で複数小学校の児童が複数中学校に進学するような地域や、都市部で小・中学校段階で私立中学校への進学が盛んな地域とでは事情が異なる。小・中学校が互いに踏み込んだ取組を行い、小・中の教員の意識の差を乗り越えられるという実例を全国で積み上げていくことが重要である。
- 15 ・ 学制を変更するのではなく、教育委員会や学校が小中一貫教育を積極的に打ち出し、推進できるようにすることが望ましい。教育課程の特例については、特定の小学校から特定の中学校に全員が進学するとは限らない地域があることを考えると、あまり極端なことはできないが、小・中学校の在り方が地域によって様々であることを踏まえると、小中9年間の質保証を誰がどのようにするのか確認した上で、教育委員会の判断で一定程度認めてよい。
- 20 ・ 教育課程の特例を設置者が判断することに基本的に賛成だが、その際、一定の歯止めをかけ、義務教育の目的、小中一貫教育の目的が担保される形が望ましい。
- ・ これまで研究開発学校や教育課程特例校において実施してきたカリキュラム開発の内容からすると、設置者の判断で教育課程の特例を認めることは妥当であり、その方向で検討すべきである。

＜設置者の判断に基づき、教育課程の基準の特例を活用できるようにすることに対して慎重な意見＞

- 25 ・ 現行の学習指導要領をベースに教育課程特例校制度等をうまく活用することで、各学校は独自のカリキュラムを作成し、独自の指導観、評価観を構築できる。
- 30 ・ 小中連携の目的として、いわゆる中1ギャップの解消に焦点を当てて考えていく必要がある。その際、例えば、小・中学校の教員が互いの授業を見たり情報交換を密にしたり、児童生徒、教員が交流したりするといった現行制度の範囲内でできることで、これまで十分に取組が進められていない事項に優先的に取り組むべきである。
- 35 ・ 義務教育は基礎教育であり、全国どこの学校に行っても同じ教育が受けられることを担保すべきである。中高一貫教育のように、設置者の判断で義務教育の内容を学年間で入れ替えることが一般化されると、小学校段階で学習すべきことをしないような場合が生じるため危惧するので、歯止めをしっかりと書き込んでいく必要がある。教育基本法、学校教育法、学習指導要領の遵守が基本である。
- ・ 小・中学校段階で様々な事情で転校する児童生徒について、一貫教育実施校と通常の小・中学校で教育内容があまりに異なるようなことがあれば心配である。

○ 以上のように、設置者の判断に基づき、教育課程の基準の特例を活用できるように
40 することについて、9年間の義務教育の質保証や地域の実情に対する配慮を行った上

で認める方向で検討すべきとの意見があった。

一方で、現行制度の範囲内でも各学校は独自の取組を行うことが可能であり、そうした現行制度の範囲内ですることにより優先的に取り組むべき、基礎教育である義務教育においては全国の学校において同じ教育が受けられることを担保すべき、転校する児童生徒にとって教育内容が大きく異なることがないようにすべき、特定の小学校から特定の中学校に全員進学するとは限らないことを踏まえるべき、との意見もあった。

○ これらを踏まえると、国として、全国の学校、市町村等に対し、小中一貫教育の推進に関する取組で教育課程の基準の特例を活用した事例、活用せずに取り組んでいる事例について周知し、学校、市町村等における取組を促すとともに、その成果や課題を把握することが求められる。

それに加え、学校、市町村において積極的に小中一貫教育を推進できるように、文部科学大臣の指定によることなく、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすべきである。

○ ただし、制度化に当たっては、義務教育における全国的な教育の機会均等や教育水準を担保する必要があること、小・中学校段階では転入学する児童生徒が一定数いること、小学校から中学校への進学に当たっては継続性を確保する必要があること、公立小・中学校においては就学校が指定されることにより入学に当たっての選択性が十分にはないこととの関係等を勘案して、具体的な特例の内容を検討する必要がある。

○ 本特例を活用して小中一貫教育に取り組む学校、市町村においては、義務教育全体として、教育基本法、学校教育法に規定された義務教育の目的・目標や小・中学校の教育の目的・目標を確実に達成することができるよう、学習指導要領に規定する各学校・学年の各教科等の内容等を適切に取り扱い、学習指導要領で定める目標を確実に達成することが求められる。

○ 以上を勘案し、具体的な制度として、小・中学校においては互いの学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、設置者が定めるところにより教育課程を編成できるとすべきである。その際、小・中学校が9年間を通じた特色ある教育を実現できるよう、小・中学校の教育課程の基準の特例として、一定の範囲内で、各学年の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の授業時数を減じ、当該各教科等の内容を代替できる内容の学校設定教科の授業時数に充てることができることとするのが望ましいものと考えられる。これにより、学校、市町村の創意工夫を生かして、小・中学校を通じた独自の教科の設定を行うことも可能となる。

この学校設定教科を軸として、9年間を通じた特色ある教育を実施することにより、小・中学校の教育課程をより系統的、継続的なものとすることができ、また、小・中学校9年間を一つのまとまりと捉えた、学校間の連携・協力体制が構築されることで、学校、市町村の創意工夫をより一層生かした形で、児童生徒の学びを支えることが可能になるものと考えられる。

その際、学校、市町村においては、取組の内容について、保護者や地域住民等に積極的に公表することにより、説明責任を果たしていくことが求められる。

- また、設置者の判断で、小・中学校における指導内容に関する、学校間又は学年間
5 での入替えや移行を可能とすることについては、義務教育における全国的な教育の機会均等や教育水準の担保、転入学する児童生徒への配慮が必要であること等の観点から十分な検討を経て取り組むこととするのが望ましいものと考えられる。

- なお、平成11年度に導入された中高一貫教育制度との関係については、小中一貫
10 教育については既に設置されている小・中学校同士が9年間一貫した教育課程を編成するものであり、今後全国の多くの小・中学校への広がりが期待されるのに対し、中高一貫教育については、生徒と保護者が従来の中学校、高等学校か中高一貫教育校かいずれをも選択できるよう、設置者が各地域の実情を踏まえその機会を提供するものである点において性質の相違がある。そうした相違を踏まえつつ、各地域においては、
15 小中一貫教育を実施する小・中学校の設置者と中高一貫教育校の設置者が互いに連携し、双方の一貫教育の趣旨・目的も踏まえた上で、地域において児童生徒の育ちを一貫して支援するような教育の在り方について検討する必要がある。

3. 指導方法

(1) 乗り入れ指導の実施

- 小学校から中学校に進学した際、児童生徒の学習環境に生じる変化として、小学校においては学級担任制であったのが、中学校においては教科担任制となることが挙げられる。それに伴い、小学校教員の免許は全教科に対応した免許であったものが、中学校教員の免許は特定の教科に対応したものとなる。
- そうした小・中学校教育の変化に円滑に対応できるよう、小・中学校教職員間で指導の在り方についてよく相談し、認識を共有しておくことが重要である。
- 現に、小中連携、一貫教育に取り組む多くの学校においては、小・中学校教職員が指導の在り方について共通認識を持った上で乗り入れ指導を行い、小学校高学年段階等から教科担任制を一部導入して指導したり、小学校から進学した生徒を見守りながら指導したりする取組が広く行われている。
- 乗り入れ指導は、児童生徒の不安感の軽減、それによるいわゆる中1ギャップの解消、教員の他校種に対する理解増進、義務教育段階を担当する教員であるとの意識変革、授業改善、小・中学校教員、児童生徒の一体感の醸成等を図る仕組みとして、小・中学校教育の質向上の観点から効果が上がっている例もあり、導入を積極的に図ることが望ましい。
- 中学校教員による小学校への乗り入れ指導は、児童の中学校進学への不安軽減等の観点からいわゆる中1ギャップの解消につながるものとして効果が高いと指摘されているが、乗り入れ指導を行う際には、単に特定教科の免許を所有する中学校教員が小学校において指導するだけでなく、小・中学校教員が互いの教育課程を理解した上で、小学校における教育課程のうち中学校教員が担当する部分まであらかじめ検討しておくなどの工夫をすることで、より教育効果を上げていくことが望ましい。
- 中学校教員による小学校への乗り入れ指導は、中学校における学習への児童の興味関心を高め、学習の楽しさを体験するとともに、中学校への進学に伴う不安を軽減すること等に意義があるものであり、児童が学習の楽しさを実感できるように工夫して行うのが望ましい。
- 乗り入れ指導が効果的であった事例については、国等が、これまでに乗り入れ指導を実践している学校における成果を分析し、広く周知することにより、実践が更に蓄積されることが望まれる。
- また、乗り入れ指導の実施に当たっては、ICT^{*1}を積極的に活用し、例えば、テレビ会議システムを活用し、小・中学校の学級担任が小・中学校の教室において児童生徒とともにいるとの前提で、互いの学校から離れた場所にある学校にいる教員が場所を移動せず、児童生徒向けに授業をするような工夫も考えられる。ただし、小・中

*1ICTとは、Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

学校の児童生徒に対しては、その発達に与える影響を考慮すると、教員が同じ教室の中で面と向かって授業を実施することが基本であるので、そうしたことも踏まえた上でICTをツールとして十分に活用していく必要がある。

5 小・中学校教員が相互に学びあうことでそれぞれの力量を高める観点から、小・中学校教員合同研修の実施や、小・中学校教員が互いに授業を見合う授業交流を行うことが考えられるが、小・中学校の校舎が離れた場所にある場合には、合同研修実施の際にも、ICTを活用し、校舎間の移動距離・時間を短縮するような工夫も考えられる。

10 ○ 小学校において乗り入れ指導を実施する中学校教員は小学校教育の中でも特に高学年児童への特定教科の指導技術を修得する必要があるように、個々の教員に応じ、特に修得が求められる指導技術は異なる。よって、都道府県や市町村においては、例えば、小学校6年間の全教科に対応した研修メニューだけでなく、低・中・高学年の児童に対する指導に特化した研修や、特定教科に限定した研修を実施するなど、修得したい指導技術ごとに研修を開講することについても検討することが求められる。

15 また、小・中学校教員による合同研修により、互いの学校種における指導技術を身に付けることも有効であると考えられる。

20 (2)複数学年での合同授業や活動の実施

○ 複数学年で合同の授業や活動を実施することにより、異学年の児童生徒が交流することで異年齢の他者と望ましい人間関係を形成したり、学習への動機付けが明確になったりするなどの教育的効果が期待される。特に、小学校教育と中学校教育の円滑な接続を考えた場合、小学校6年生と中学校1年生について、総合的な学習の時間や特別活動等において合同の授業や活動を実施することも考えられる。また、児童生徒数の少ない、比較的規模の小さな学校で合同授業等の導入が図りやすいものと考えられる。なお、その場合には、児童生徒の発達の状況や教科等の特性を踏まえた上で、各学校段階や学年の段階に即した目標の実現や内容の修得が求められることに留意する必要がある。

30

4. 推進体制

- 小中連携、一貫教育に取り組む市町村、学校においては、中学校区単位で小・中学校が連携、一貫し教育を施しているものも多く見受けられるが、中学校区単位での連携、一貫教育の実施に当たっては、各小・中学校のみならず、市町村教育委員会、地域住民や保護者等多様な者が関与するような形態で、その推進体制についても適切に整えていくことが重要である。

(1)校内体制

- 小中連携、一貫教育を推進する小・中学校においては、校長の人数、校務分掌、小・中学校教員の連携の在り方等の面において様々な校内体制をとり得る。
- 小中連携を推進する場合には、例えば、連携する各小・中学校において小中連携の主担当を校務分掌として位置付け、当該教職員が取組の実施に当たっての企画立案や連絡調整を担うような形態をとることが考えられる。
- 小中一貫教育の実施に当たっては、小・中学校9年間を見通した教育課程の編成が取組の要となる。このため、例えば、小中一貫教育の教育課程編成の主担当を小・中学校の校務分掌として位置付けることが考えられる。それとともに、教職員が9年間を見通した教育課程の内容について共有し、より実り多い教育活動を実施するために、例えば、あらかじめ年間計画に研究会の日程を組み込む等の工夫をしながら、小・中学校の全教職員が9年間の教育課程に関する研究に、他の業務に過度に支障を来すことなく携わることができるような体制を構築することが望ましい。
- また、小・中学校間の連絡調整機能をコーディネーターとして小・中学校の校務分掌として位置付けることで、乗り入れ指導や合同行事の実施に向けての連絡調整を担うとともに、教員や管理職と連携しながら、小中連携、一貫教育の内容に関する企画立案を行うような形態が考えられる。
- 小中一貫教育を推進している小・中学校において、小・中学校9年間の教育課程上「4・3・2」等に区分している場合には、当該学年区分ごとに前期、中期、後期等と位置付け、区分ごとに長を置き、学習や行事等の内容や方法について決定するための企画、連絡調整等の役割を担当する、といった学年区分を意識した校務分掌の在り方としていくことも考えられる。
- 特に、小・中学校施設を新たに一体として設置するような場合、そこで勤務する教職員が組織的に職務を遂行できるようにするための工夫として、小・中学校別々に決定していた校務分掌の在り方を見直し、例えば、教務関係、教科等関係、生徒指導関係等の部門を小・中学校教職員合同で担当するような形態が考えられる。そのような形態とすることで、学年、学校を超えて小・中学校教職員が一体となって校務に当たることとなり、小・中学校教員同士の日常的な関わりが増え、相互の理解増進に資す

ることになるものと考えられる。

(2)学校間の連携・協力体制

- 小中連携、一貫教育の実施に当たり、小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に資
5 するため、互いに授業を見合ったり、合同研修等を実施したりすることで、小・中学
校教職員が互いの専門性に学び、9年間の教育課程及び指導方法の理解に資するこ
とが学校間連携・協力体制作りの第一歩である。
- 小・中学校教職員がいかに情報交換し、交流していくか、という点も、小中連携、
10 一貫教育を実施する上で重要な視点である。中学校1年生時点で不登校児童生徒数等
が大幅に増加するが、不登校等の不適應については小学校段階で兆候があるとの指摘
があることから、小・中学校教職員がこれまで以上に綿密な情報交換をすることによ
り、より適切な対応につなげていくことが期待される。このため、小・中学校におい
ては、個々の児童生徒に関する学習指導、生徒指導上の課題を共有するため、密な情
15 報交換の機会を意識的に設け、早い段階からの対処に心がける必要がある。
- 特別支援教育を要する児童生徒については、小学校から中学校へ教育支援計画を引
き継ぐことに加え、小学校における指導の経過を共有し、中学校教職員の、生徒の特
性や障害の程度に関するよりよい理解につなげていくことが考えられる。また、特別
20 支援学級の合同授業や、特別支援学級教員による相互参観、特別支援学級の児童、保
護者による中学校の授業参観、小・中学校合同の特別支援教育委員会の開催といった
取組も考えられる。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、個々の児童生徒に関する
25 情報交換の機会に参加するのみならず、自らそうした情報交換の機会を設ける役割を
担ったり、学校支援ボランティアとして学校の活動を支援する地域住民には、例えば、
児童生徒の清掃活動や挨拶運動等の課外活動時の協力をしたりする等、多様な関係者
が小中連携、一貫教育の取組に関わることが望ましい。
- 小中一貫教育を実施する小・中学校において、例えば、小・中学校の施設が一体で
30 あることで校長が1名であることが機能しやすい環境にある場合などに、校長を兼務
させている例がある。校長が小・中学校の校長を兼務しており、当該校長が基本的に
中学校にいる場合、当該校長から命を受けた範囲で、例えば、小学校内部の事務処理
や学校外部に対する連絡等を副校長に任せるといったことも考えられる。校長の兼務
35 により、組織の意思決定を迅速に行うことが可能となり、児童生徒理解のための情報
共有を目的とした合同会議や研修会が計画的に高い頻度で設定できるといった利点が
考えられるが、その場合には保護者から十分な理解を得る必要がある。
一方、校長を兼務させることにより、例えば、小・中学校2校分の校務を掌握し、
処理することが必要となるため、校長の事務的な業務量の増加といった課題が生じる
40 部分もあることから、小・中学校それぞれに校長を1名ずつ置き、両校長間の連絡を

密にすること等により、学校間の連携・協力体制を整えていくことも考えられる。

- 以上のように、小中連携、一貫教育推進のための体制を整備していくに当たっては、教職員の過度な負担の解消をどのように図っていくかについて併せて検討する必要がある^{*1}。乗り入れ指導や授業交流、合同研修等の実施により、教職員の負担が増加することとなるので、これまでの校務の在り方を見直し効率化させる視点を持つことも重要である。その際、ICTを積極的に活用することや、1校単位では克服できない課題であっても、小・中学校2、3校で連携することで教職員集団が大きくなることを生かし、教員のみならず養護教諭、栄養教諭、事務職員の連携も図り、2、3校全体としてどのように負担軽減していくかということも含め、考えていく必要がある。

上記のような点に留意しながら、小中連携、一貫教育を推進する体制を整備し、取組が軌道に乗ることによりねらいが達成された場合には、最終的に、小・中学校教職員の根本的な負担の軽減につながることになるものである。

15 (3)市町村教育委員会の関与

- 実態調査において、市町村の主催による小・中学校教員が合同で参加する授業研究のための会議を恒常的な設置については39%が設置、過去2年間において市町村による研究指定事業の実施については22%が実施したとの回答であった。
- このほか、市町村の教育委員会規則において小中一貫教育を行う小・中学校について規定すること^{*2}等により、市町村としての小中連携、一貫教育の推進体制を整えることが考えられる。
- 実態調査結果において3%の市町村において、市町村独自の、小・中学校9年間を通じた教育課程の編成の方針を定めているとの回答を得たが、そうした市町村独自の教育課程の編成に当たっては、教育委員会に小中一貫教育の推進（教育課程編成等）を担当する指導主事を置くことも考えられる。その際、当該指導主事が、学校における教育課程編成の支援をすることで、各小・中学校における教育課程の編成を支障なく行えるようになることが期待される。
- 市町村教育委員会においては、指導主事がコーディネーターの役割を担うことにより、中学校区ごとに小中連携、一貫教育を行う小・中学校間の連絡調整を行うことや、小・中学校の教職員がコーディネーターを担う場合に市町村費等で当該学校に講師を配置するといった工夫も考えられる。
- なお、地域における様々な課題に対応する観点から、地域連携等、小中連携、一貫教育以外の課題に関する役割も担うような形態で、機能を集約したコーディネーター

*1『第5回学習指導基本調査』（2010、Benesse 教育研究開発センター）によれば、学校にいる時間は、小学校教員 11 時間 12 分（07 年調査より 17 分増加）、中学校教員 12 時間 03 分（07 年調査より 15 分増加）となっている。

*2 品川区や三鷹市においては教育委員会規則に小中一貫教育について規定している。

を市町村教育委員会に配置することも考えられる。

○ 実態調査結果によれば、教職員の兼務発令は 16.3 %の市町村においてのみ実施されている状況である。乗り入れ指導を行う場合などには、必要に応じて市町村教育委員会が教職員の兼務についての内申をし、都道府県教育委員会が兼務発令をすることで、教員が兼務先の学校で指導を行うことは、当該教職員に小・中学校両方に所属するとの意識を持たせ、兼務先の学校において適切な児童生徒理解を図り、きめ細かい指導を行う観点から有効である。在籍校においては、兼務発令する教員について、兼務先の学校における勤務時間を考慮し、在籍校における校務分掌等について適切に配慮することが求められる。さらに市町村教育委員会においては、可能な範囲で、兼務発令する教員の兼務先の学校における勤務時間中、在籍校における講師等を配置することにより支援することも考えられる。

○ そうした教員の配置に関する配慮、支援に加え、保護者や地域住民等に対する啓発の観点や関係者間の情報共有の観点から、市町村教育委員会が主催して、小中連携、一貫教育を実践する学校の発表やパネルディスカッションなどを行う公開フォーラムを開催することや、学校、家庭、地域関係者による小中連携、一貫教育推進と地域連携を目的とした会議を開催することも考えられる。

また、市町村教育委員会が主体となり、地域のニーズに応じて小中連携、一貫教育に関する調査研究事業やモデル事業を実施することも考えられる。

○ 学校において、小・中学校教員の合同研修や合同授業研究会等を開催する場合には、市町村教育委員会としても適切に関与し、教員の職能成長のために適宜必要な支援を行うことが必要である。

25

(4)都道府県教育委員会の関与

○ 実態調査結果においても実施しているとの回答があったが、小・中学校教職員が相互の理解を高める観点から、6.(2)に述べている隣接校種の教員免許状の取得促進のための制度が創設されていることも踏まえ、都道府県教育委員会の方針として、小・中学校の両免許取得を推奨することは有効であると考えられる。また、教職員の年齢が若い段階で異校種において勤務する経験は、その後の当該教職員の意識に与える影響が大きいので、人事異動方針として小・中学校間の校長を含めた教職員の交流の促進を掲げることは小中連携、一貫教育の実施に資する。

○ (2)の市町村教育委員会の関与にも記述したことであるが、乗り入れ指導を行う場合などに、必要に応じて都道府県教育委員会が兼務発令をすることは、教職員が兼務先の学校において適切な児童生徒理解を図り、きめ細かい指導を行う観点から有効であるものと考えられる。

また、実態調査においても回答があったが、校長を兼務させた場合に、校長定数を減じた分の定数を教諭の定数に振り替え、「小中一貫教育加配」として該当校に配置す

40

るといった工夫も考えられる。

- 小・中学校間の連絡調整等を担うコーディネーターの配置については、市町村が単独で行うだけでなく、都道府県としてそうした市町村の取組を積極的に支援することも望まれる。
5

- 実態調査結果によれば、小中連携推進のため、都道府県および政令指定都市で独自に予算措置を講じて加配措置を行っているのは全体の 15 % となった。
一方、国においては、特に小学校高学年において実技教科以外でも専科指導を充実
10 するため、小学校における専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に対する教職員定数の加配措置を平成 23 年 4 月に制度化したところである。例えば、この加配を活用し、小学校における理科教育等の充実のため、兼務発令された中学校の教員が小学校で授業を行うなど、都道府県教育委員会において、独自の取組に加え、当該加配措置を十分に活用していくことも考えられる。
15

- 実態調査結果によれば、小中連携を推進するため、平成 22 年度又は過去 2 年間において都道府県による研究指定事業を実施したのは全体の 38 % であった。市町村教育委員会のみならず、都道府県教育委員会としても、域内の市町村の小中連携、一貫教育に関する優れた取組を普及する観点から、調査研究事業やモデル事業を行うことや、
20 市町村が実施する調査研究事業やモデル事業に対し、都道府県として助成を行うことも考えられる。

- 小規模町村などにおいて、特に小中一貫教育に意欲を有する教員やこれまでに小中一貫教育の経験のある教員を採用する必要がある地域においては、そうした教員を採用しやすくする観点から、教員公募制^{*1}を行うことも考えられる。
25

^{*1} 教員公募制は、例えば東京都において実施されており、これに応募した教員を優先的に異動させる措置がとられ、小中一貫教育に取り組む檜原村等に配置されている。

5. 地域との連携等

(1)「地域とともにある学校」づくりとの関係

- 小・中学校が地域において小中連携、一貫教育をどのように展開していくか考えた場合、児童生徒の義務教育9年間におけるよりよい学びの実現や生徒指導上の様々な課題の解決のためには、小中連携、一貫教育と地域連携に併せて取り組むことで大きな効果が期待できる。
- 特に少子化の進んだ地域においては小中一貫教育を推進する環境が整いやすい。また、東日本大震災の被災地域においては、小中一貫教育の実施により地域の教育の復興を図ろうとする動きもある。このように、小中連携、一貫教育の導入を図る場合には、各地域において、地域の実情に応じた義務教育期間9年間の在り方について検討していく必要がある。
- 実態調査において、小・中連携を推進しつつ、地域との関わりを深めることを目的として取り組んでいる事項について聞いたところ、以下のような回答が得られた。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）による取組 小学校 2.9%、中学校 2.6%
・学校支援地域本部による取組 小学校 8.0%、中学校 7.9%

このほか、

・市のまちづくりプランの中で各中学校区ごとに地域人材や地域の自然・施設を活用した授業を行うなどの取組を実施

・全中学校区に、学校関係者・保護者・地域住民と教育委員会事務局で構成する小中一貫教育推進協議会を設置し、地域ぐるみの教育環境づくり等について定期的に話し合いを実施
- 学校と地域の連携は、教育改革の柱の一つとして推進されてきた。平成12年には、学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聴くための制度として学校評議員制度が、平成16年には、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度として学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が導入されている。また、平成19年には学校評価が学校の責務として学校教育法に位置づけられるなど、これまでに学校が地域に開かれた信頼される存在となるための一連の制度改正が行われている。
- こうした流れの中で、平成23年に学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議においては、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」がとりまとめられた。その中で、「今後、全ての学校が、小・中学校の連携・接続に留意しながら、地域の人々と目標（子ども像）を共有し、地域の人々と一体となって子どもたちをはぐくんでいく『地域とともにある学校』を目指すべき」とされている。
- 地域との連携体制を継続的に確保していくため、学校運営協議会制度や学校支援地域本部といった仕組みを導入することで、よりよく地域との連携や信頼関係の構築を

図っていくことが考えられる。

- 市町村において、各中学校区に各小学校区が含まれるような形態で通学区域を整理し、各中学校区ごとの小・中学校のまとまりを「学園」とするとともに、各小・中学校に学校運営協議会を設置し、「学園」全体の運営を学校運営協議会の協議機関と協働で行っている例もある。このように「学園」等の呼称を設けることは、地域に対して、小中一貫教育を浸透させ、地域の協力を得る観点から効果的であると考えられる。
- また、地域の支援を得ながら小中一貫教育を進めていく上で、学校関係者評価の結果を含め、小中一貫教育の取組に関する情報提供を適切に行うとともに、そうした取組を通じて変化していく子どもの姿を地域住民、保護者等に説明することにより、継続的な信頼、支援を得ることにつなげていくことが重要である。
- さらに、「地域とともにある学校」づくりの推進に資するため、小・中学校の交流スペースや余裕教室を地域住民等に開放し、例えば、余裕教室を活用して市町村等が学童保育を実施することや、地域住民と児童生徒の交流事業を実施すること等が考えられる。
- なお、小・中学校の統合に併せて、小中一貫教育が導入される場合もある。小・中学校の設置・廃止については最終的には設置者である市町村が決定するが、学校の統合は、通学区域の在り方を変え、地域の在り方を変えることとなるので、各地域の歴史、自負、誇りに配慮しながら対応する必要があることを認識しておくことが重要である。また、統合後の小・中学校における教育理念や教育課程を充実させるための配慮が必要である。

25

(2)通学区域等

- 小・中学校の通学区域については、例えば、「1小1中」や「3小1中」のように、中学校の通学区域に、連携、一貫教育を行う小学校の通学区域が含まれるような形態となっている地域がある一方で、各小学校の通学区域が中学校の通学区域に含まれるような形態となっておらず、一つの小学校から複数の中学校に進学するような形態となっている地域もある。特に後者のような場合には、小中連携、一貫教育の実施に当たり工夫が求められる。
- 市町村内に多様な設定の通学区域がある中で小中一貫教育を実施する場合には、連携する小・中学校ごとに教育課程の在り方を共通化し、教職員が協働して実施していくことで、9年間を通して系統的な教育活動を展開していくことが考えられる。これにより、どの小学校からどの中学校に進学しても、当該地域の児童生徒は9年間の小中一貫教育が保障されることとなる。

市町村において、中学校の通学区域と小学校の通学区域が必ずしも完全に一致しているわけではないという課題がある場合、既存の中学校区を基本としたブロックを設

40

- け、複数中学校と複数小学校が連携するブロック、1校の中学校と複数小学校が連携するブロック、1校の中学校と1校の小学校が連携するブロック等の類型を設けることが考えられる。これにより、連携が図りづらい小・中学校であっても、市町村独自の小・中学校9年間を通じた教育課程の編成の方針を作成し、それに基づき、各ブロックにおいて小・中学校教員が合同でカリキュラム編成を行うことで、教科等の面で小学校から中学校へ円滑に接続できる環境を整えるといった工夫が考えられる。
- 5
- 小・中学校の児童生徒については、地域に根ざした学校において、保護者や地域住民に見守られながら教育を受けられるような工夫が求められる。小中一貫教育の実施に当たり、特に小・中学校を一体又は併設で設計する場合には、児童生徒の通学に過大な負担を強いることのないよう、市町村教育委員会には、児童生徒の通学手段にも配慮しながら、通学区域の設定の仕方について工夫することが期待される。
- 10

6. 教員人事、教員免許

- 現行制度上、小学校教員は全教科を指導し、中学校教員は特定の教科を指導しているが、各学校段階の中で職能を高めることに加え、小中一貫教育を契機として、異なる学校段階の教科指導について学ぶことで教員の資質能力の幅を広げるとともに質を
5 更に高め、義務教育段階の児童生徒のための教員となることで、義務教育の目的の実現、目標の達成をよりよく図っていく必要がある。

(1) 教員人事

- 教員が学校種の枠を超えて義務教育段階の教員となるための工夫の在り方として、
10 他校種における教育の在り方について早い段階から学習し、その良いところを吸収することができるよう、例えば、新規採用された教員を採用から数年以内に他校種で勤務させるといった在り方が考えられる。

- 一方で、(2) で述べる隣接校種の教員免許状を取得した後の、一定程度経験年数が長い教員について、その身に付けた資質・能力を活用する観点から、人事交流を促進
15 するといった在り方も考えられる。

以上について、具体的には、都道府県の人事異動方針に小・中学校間の教職員の交流の促進を定めることが考えられ、その際市町村と都道府県との連携を一層深め、対応していくことが必要である。

- 中学校教諭等の免許状を有する者が、小学校において相当する教科等の教諭となる
20 ことができる制度として、小学校等の専科担任制度がある。本制度については、平成14年の教育職員免許法の改正により、従前は、小学校で担任できる教科は音楽、図画工作、体育、家庭に限定されていたところ、全教科及び総合的な学習の時間に拡大された。

- 本制度は、教員が新たに他校種の免許を取得する必要もなく、学校にとって活用し
25 やすいものであると思われるが、小学校教諭の免許状を有していない中学校教員は、大学における養成課程において小学校における教科の指導法等について学修していないことから、小学校における指導に困難を伴うことがあるとの指摘もある。

- そこで、実際の小学校における指導に当たっては、例えば、都道府県や市町村にお
30 いて、小学校児童に対する指導に関する事項について取り扱う研修等を実施することが考えられる。それにより個々の中学校教員の職能成長が図られ、本制度の更なる活用が望まれる。

(2) 教員免許

- 小・中学校の両方の教員免許を有している者については、小学校教員のうち中学校
35 教員の免許を所有している者は 62.0 %、中学校教員のうち小学校教員の免許を有している者は 25.9 %となっており^{*1}、特に小学校教員の免許を有する中学校教員の割合が低くなっている。一方、乗り入れ指導を実施する場合には、中学校教員が小学校に乗り

*1 平成 22 年度学校教員統計調査結果より

入れるケースが多いことから、乗り入れ指導の円滑な実施に当たって工夫が求められる。

- 小学校教員が中学校で、又は中学校教員が小学校で（こうした小学校に対する中学校又は中学校に対する小学校のことを、以下「隣接校種」という。）指導するための資質・能力を身に付けるためには、隣接校種に係る免許状を取得する、専科担任制度を活用して小学校で特定の教科の担任をする場合における研修の実施する、といった2通りが考えられる。
- 10 ○ 平成14年の教育職員免許法の改正では、専科担任制度の要件緩和のほか、教職経験を有する者の隣接校種の教員免許状の取得促進のための制度が創設された。本制度は、3年以上の教職経験を有する者が隣接校種の教員免許状を取得しようとする場合には、一定の教職経験を評価して、最低修得単位数が軽減されるというものである*1。
- 15 今後、本制度を活用した小・中学校教員による隣接校種の教員免許状取得が促進されるよう、例えば、現職教員が別の免許状を新たに取得するために、都道府県教育委員会等が開設している免許法認定講習の受講の周知や、既に都道府県教育委員会等が開設している免許法認定講習を免許状更新講習としても位置付けることで教員の負担を軽減するなどの取組が考えられる。
- 20 小・中学校教員が隣接校種の免許状を取得することにより、小学校教員は自らが教授する内容が中学校における学習にどのようなようになっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導をすることができ、小学校と中学校の系統性を確保していくことに資することとなる。
- 教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するため、教員養成、教員免許制度に関する改革の方向性や研修等の改善方策について審議した、教員の資質能力向上特別部会においては、「義務教育免許状」など、複数の学校種をまとめた教員免許状の創設は、要修得単位数の増加の課題等もあり、中長期的な検討課題とされているが、今後、更なる隣接校種の教員免許状の取得促進のため、例えば、複数免許状を取得する場合の最低修得単位数の設定の在り方について検討することが期待される。
- 30 ○ なお、専科担任制度について、現在、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校において相当する教科等を担当することが可能となっているが、道徳及び特別活動については学校種を問わず指導を可能とするべきとの意見もあることから、関係者の意見等を踏まえ、検討する必要がある。
- 35 ○ 教員養成は取得する免許状に対応した学校種別になされている現状があるが、学生が、教員養成課程において、義務教育9年間における児童生徒の発達や教育課程等に

*1 本制度改正を受け、平成14年度～平成21年度に隣接校種の免許状を取得した件数は、小学校教諭による中学校教諭2種免許状取得588件、中学校教諭による小学校教諭2種免許状取得3,746件となっている。（文部科学省「教員免許状授与件数等調査」より）

ついて学修し、小・中学校の両学校種における物事の見方・考え方いずれも理解した上で9年間を見通した物事の見方・考え方ができるよう、例えば道徳に関する指導法、教育相談や生徒指導などの領域についてのカリキュラムの改善など、教育の基礎的な理解を促すような教員養成課程の在り方、教員免許制度の運用が求められる。

5

- さらに、小中連携、一貫教育を実施する小・中学校教員は、隣接校種の児童生徒を指導するに当たり、これまで以上に広範囲の発達段階にある児童生徒への対応が求められるが、児童生徒一人ひとりに寄り添い、自立を促すという教員としての業務を適切に行うためにも、教員養成課程における教育哲学や教育史等の教育の基礎理論に関する科目の重要性が改めて認識されるべきである。

10

7. 校地・校舎等

- 小中連携、一貫教育を実施している小・中学校の校地・校舎の在り方は多様である。実態調査によれば「同一施設内に小学校と中学校を設置しているもの」は全国で小・中学校各 279 校存在するとの結果となっており、小中連携、一貫教育を実施する小・中学校のほとんどは校地・校舎が離れた場所にある学校同士であるといえる。こうした現状を踏まえつつ、今後、小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について、国として検討することが必要である。

- 校地・校舎が離れた場所にある小・中学校又は隣接していても小・中学校が異なる校舎である場合には、教員や児童生徒の移動に時間がかかり、顔を合わせる機会が減るため、乗り入れ指導、合同行事、授業交流等の実施や、それに関する教員同士の打合せや連絡を頻繁に行うことは困難であることから、例えば、グループウェアや電子掲示板等 I C T を活用し連絡調整を行うといった工夫をすると効果的であると考えられる。

- 小・中学校の校舎が一体となっている場合又は併設されている場合については、小・中学校教員間の日常的な連携を図りやすくする観点から、職員室を一体とすることも考えられる。これにより、教員の意識が、小学校、中学校という学校段階ごとに分かれたものから、義務教育 9 年間に責任を持つ教員という風に変化していくことが望まれる。また、職員室を一体とする以外にも、特別教室や図書室、保健室、体育館を共用とするといった工夫も考えられる。

その際、小学校低学年の児童と中学校の生徒の発達上の違いを踏まえ、無理なく共用できるか否かを考慮しておく必要がある。

さらに、校舎が一体となっている小・中学校については、小学校低学年の児童と中学校生徒では体格や運動能力に差があることから、学校における事故防止の観点から、児童生徒の動線に配慮した設計とすることが求められる。

- 小中一貫教育を推進する小・中学校においては、教育課程上、9 年間の学年を「4・3・2」「5・2・2」等に区分して、区分ごとに教育活動の目標を設定し、特に小学校から中学校に移行する段階の学年区分においては一部教科担任制の導入や、中学校教員による乗り入れ指導の実施に取り組むものがあるが、このような学年区分を設定する際には、小・中学校の校舎の在り方をどのようにしていくかについても併せて検討し、学年区分設定の趣旨をよりよく実現できるよう、工夫することが望ましい。校舎の在り方が学年区分に対応したものとなっていると保護者の理解が得やすくなる

- 小中連携、一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するに当たって、既にある学校を改築する場合、小学校同士又は中学校同士の統合に伴う新增築よりも国庫補助率が低い。同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について、国として検討することが必要である。

Ⅲ 義務教育学校制度(仮称)創設の是非について

- 第Ⅱ章においては、現行の小・中学校制度を基本としつつ、それらの連携や一貫教育を推進するための諸方策についての委員意見を整理したが、本章においては、現行の小・中学校制度とは異なる、新たな学校制度として、義務教育学校制度（仮称）を創設することの是非及び創設しようとする場合の論点に関する委員の意見を整理する。

1. 義務教育学校制度(仮称)に関するこれまでの指摘等

- 義務教育学校制度（仮称）については、学校教育法第1条に規定する「学校」として、現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校を想定しており、『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）には以下のような指摘がある。

- 『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）（抜粋）
第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する
－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－
(3) 義務教育に関する制度の見直し
○ 義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

- 上記答申以外にも、『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』（平成20年1月17日中央教育審議会答申）のほか、政府の各種会議においても、小中一貫校の制度化や義務教育学校の法制化を検討する、又は望むと指摘されている^{*1}。

- 一方で、平成16、17年に文部科学省が委嘱して実施した『義務教育に関する意識調査』^{*2}結果においては、以下のようになっている。

- （「賛成」＋「まあ賛成」と回答した割合）
・「6－3制を5－4制などに変更する」
保護者13.2%、学校評議員17.1%、一般教員14.2%、校長・教頭24.0%、
教育長22.3%、首長17.3%
・「9年制の小中一貫校をつくる」

*1 参考資料1参照

*2 文部科学省より株式会社ベネッセコーポレーション・ベネッセ教育研究開発センターに委嘱して実施。義務教育に関する評価や期待、子どもの家庭での生活状況等に関して質問紙調査を実施。

保護者 30.6 %、学校評議員 42.1 %、一般教員 27.3 %、校長・教頭 33.5 %、
教育長 46.7 %、首長 51.1 %
(反対よりは賛成が多かったが、保護者や一般教員の約半数は意見を明確にしていない)

5

2. 諸外国の義務教育制度等

○ 本作業部会においては、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、フィンランド、シンガポールの義務教育制度について確認した。^{*1}

10 ○ アメリカとドイツにおいては州ごとに学校制度が異なり、国として一律に述べられないが、シンガポールを除き、義務教育年限としては概ね9～11年となっている。シンガポールについては、初等教育段階の6年間のみが義務教育となっている。また、シンガポールを除き、初等教育段階は学級担任制で、中等教育段階は教科担任制が基本となっている。

15

○ 初等教育及び前期中等教育の9年間一貫した教育を施す学校を制度化している国として、フィンランドが挙げられる。フィンランドにおいては、9年制の総合制学校において、初等教育段階である前期課程6年間と前期中等教育段階である後期課程3年間を一貫した9年間の教育が行われている。ただし、校舎に着目すると、前期課程用と後期課程用が別々に存在するケースが多くあり、また、前期課程が学級担任制であり、
20 後期課程が教科担任制となっている。

○ フランス、韓国、フィンランドにおいては、初等教育段階及び前期中等教育段階において、それぞれの段階が単一の学校種となっている。

25 アメリカでは州又は学区ごとに学校制度は異なるが、初等教育段階においては小学校に就学し、その後、中等教育段階でハイスクールに進学する場合が一般的であり、それ以外には、初等教育の5、6年次においてミドルスクールに進学した後にハイスクールに進学する場合等がある。

イギリスにおいては、初等教育及び前期中等教育段階において、それぞれ初等学校及び総合制中等学校に就学する児童生徒がほとんどである。ただし、一部の地域においては、それらの代わりにファースト・スクール、ミドル・スクール、アッパー・スクールが設置されている。また、一部の地域では総合制中等学校の代わりにグラマー・スクールやモダン・スクールが設置されている。

ドイツにおいては、大半の児童生徒は初等教育段階の基礎学校を卒業後、2年間の観察指導段階を経て、前期中等教育段階からハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウムに分かれて進学することとなる。一部、上述の学校種に代えて、総合制学校が設置されている。

シンガポールにおいては、義務教育である初等教育段階は学校種としてはほとんど

*1 諸外国の義務教育制度の概要については参考資料7参照

が初等学校となっている。中等教育段階で、中等学校の様々なコースに進学するのが一般的である。

- 以上のことから、今回取り上げた諸外国において、一般的に初等教育段階から学校制度を複線化している国はなく、また、初等教育段階と中等教育段階では学校種が異なるのが一般的であることが分かる。

3. 義務教育学校制度(仮称)創設の是非

- こうした状況を踏まえた上で、本作業部会において義務教育学校制度(仮称)について検討した。その際、以下の論点等を参考に義務教育学校制度(仮称)創設の是非について検討した。

(1) 義務教育学校制度(仮称)を創設する意義、必要性は何か。新たな学校種を創設しないと実現できないことは何か。

(2) 義務教育学校制度(仮称)を創設することのメリット・デメリットとして何が考えられるか。

(3) 既存の小・中学校制度との関係をどのように考えるか。義務教育学校制度(仮称)を創設した上で、既存の小・中学校制度と併存させるのか、将来的に義務教育学校制度に収斂することを目指すのか。

将来的に義務教育学校制度(仮称)に収斂することを目指す場合であっても、当面は、実態上、既存の小・中学校制度と併存させることとなる。既存の小・中学校制度と併存させる際には、例えば、以下のような論点について検討する必要がある。

① 初等教育段階から、児童生徒の就学先が小・中学校と義務教育学校に分かれること、すなわち学校制度を複線化することとなる点をどのように考えるか。

② 市町村に課せられる小・中学校の設置義務について、義務教育学校の設置により、小・中学校の設置に代えることとしてよいか。

③ (ア) 市町村が義務教育学校を設置する場合、従来どおり教育委員会が就学校を指定するのか。その場合、児童生徒は選択の余地なく、住所地によって小・中学校か義務教育学校に就学することとなることをどのように考えるか。

(イ) 義務教育学校への就学を保護者の選択に委ねることとするのか。義務教育学校又は小・中学校のいずれかの就学希望者が多数の場合、入学者の決定についてはどのように考えるか。

④ 教育課程についてどのように考えるか。義務教育学校学習指導要領(仮称)を

新たに作成するのか、小・中学校学習指導要領を準用するのか。

5 ⑤ 教員免許についてどのように考えるか。義務教育学校教諭免許状（仮称）を新たに設けるのか、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状を併有させることとするのか。

⑥ 教職員定数についてどのように考えるか。義務教育学校の教職員定数の標準を新たに設けるのか、小・中学校の教職員定数の標準を準用するのか。

10 ⑦ 校地・校舎は一体とするのか。分離した校地・校舎も認めるのか。

⑧ 以上の他、検討すべき点はないか。

15 (4) 中高一貫教育制度との関係をどのように考えるか。

各委員からは次のような意見が出された。

＜義務教育学校制度(仮称)の創設に賛成との意見＞

- 20 ・ 地域の実情に応じて制度を選択できるようにするため、義務教育学校制度（仮称）を創設し、各学校、設置者が義務教育学校の設置について判断するような仕組みとするのが望ましい。
- 25 ・ 国の役割として義務教育修了時の学力保証があり^{*1}、義務教育を一体的に捉え9年間で児童生徒の学力向上を図っていく観点からは、義務教育学校制度（仮称）の創設は極めて自然な発想である。義務教育学校制度（仮称）を創設した上で、9年間の学年区分（4・3・2や5・2・2等）については、学習指導要領を満たしながら、設置者が判断できるようにするとともに、児童生徒が転学又は編入学した場合の対応を、学校において責任を持って行うこととするのが望ましい。
- 30 ・ 義務教育学校制度（仮称）を創設した上で、教員免許の在り方を、現行の小・中学校教員免許の在り方のように大きく異なるものから、義務教育段階の児童生徒に教授する教員のための免許となるよう見直すとともに、学習指導要領の在り方も、各学校段階別に作成するのではなく、義務教育段階の学習指導要領として作成するようにすることが望ましい。
- 35 ・ 義務教育学校制度（仮称）を創設した上で、教育課程については弾力的に編成できるようにする必要がある。
- ・ 小・中学校における教育課程上の無用な重複が省略できるのであれば、義務教育

*1 平成17年の中央教育審議会答申においても「国は、このような義務教育の目標が確実に実現されるよう、義務教育段階への十分な投資を行い、教育条件の整備に万全を期すとともに、示した目標が実現されているかどうかについて評価し、それを踏まえ、義務教育の質の保証と更なる向上に取り組んでいく必要がある。」(第1章(1)ア義務教育の目標の明確化)とされている。

学校制度（仮称）を創設する意義があるのではないか。

- ・ 義務教育学校制度（仮称）を創設した場合、地域レベルでは既存の小・中学校が集約されるのかが最大の問題になると思われ、その意味で、新しい町作りをする地域においては義務教育学校を導入してもきめ細かく配慮することができてよい。

5

＜義務教育学校制度(仮称)の創設には慎重であるべきとの意見＞

- ・ 義務教育学校制度（仮称）を創設した場合、9年間ほとんど同一の集団で学んでいくこととなるが、児童生徒が9年間の途中で挫折した場合等、学校が変わることによる再チャレンジの機会がないこととなり、心配である。
- 10 ・ 特に地方においては、学校が町の中心となっており、小・中学校が義務教育学校に一本化することで、学びの拠点である学校の数が減ることとなるのは、大きな問題であり、義務教育学校制度（仮称）については慎重に検討する必要がある。
- ・ 小中連携・一貫教育に取り組んでいる学校のねらいは、いわゆる中1ギャップの解消、学力向上、コミュニティの育成、小規模校の活性化等であり、義務教育学校
- 15 制度（仮称）の創設によりこうした課題が解決されるとは思えず、結論として制度の創設は時期尚早である。
- ・ 義務教育学校制度（仮称）の創設に関しては、①9年間一貫した教育を施すことの是非、②一部の学校に9年制を導入することの是非に分けて検討する必要がある、①については小学校6年、中学校3年の教育効果を検証する必要がある、②については事実上学校制度の複線化となり、選択させるというが、小学校入学時の6歳の
- 20 児童などでは通学できる範囲が限られ選択不可能である上、一つの自治体の中に小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校があることがシステムとしてどのような効果をもたらすのかが不明であることから、小・中学校教育の連携の在り方として義務教育学校制度（仮称）の創設は疑問である。
- 25 ・ 児童生徒は義務教育段階を9年一貫の学校とした場合、人間関係が固定化し、新たに出発する機会が失われる等により閉塞感等を感じるものと思われ、そうした児童生徒の目線に合わせて制度の是非について検討すると、義務教育学校制度（仮称）の創設には慎重にならざるを得ない。
- ・ 中高一貫教育について、制度化当時、国会の附帯決議で受験エリート校化、受験
- 30 競争の低年齢化を招かないよう配慮する旨指摘があるが、それと同様、義務教育段階で小・中学校と異なる義務教育学校を創設することにより、上記指摘のような事態が懸念される。

- 以上を総合すると、本作業部会においては、地域の実情に応じた教育の実現や、義務教育9年間を一体的に捉え児童生徒の学力向上等を図っていく観点から、義務教育
- 35 学校制度（仮称）の創設に賛成する意見もある一方で、義務教育学校制度（仮称）を創設した場合の、人間関係の固定化による再チャレンジの機会の喪失や、学びの拠点である学校の数の減少、初等教育段階からの複線化等への懸念が示された。

- これらを踏まえると、義務教育学校制度（仮称）の創設には、慎重な検討が必要で
- 40 ある。

- そもそも、義務教育学校制度（仮称）を創設することに期待されていることとして、上記委員意見にあるとおり、義務教育の継続性の確保、小・中学校の教育課程に関する柔軟な対応、小・中学校教員の他校種の児童生徒に対する指導力の向上といったことや、それ以外にも、校地・校舎の一体的運用といったことがあり得る。
- 5 こうした点については、『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年中央教育審議会答申）が出されて以降も、様々な対応がなされてきている。義務教育の継続性の確保については、平成18年の教育基本法の改正、平成19年の学校教育法の改正において新たに義務教育の目的、目標を規定し、小・中学校における教育の継続性が
- 10 確保されるような手当てが講じられた。小・中学校の教育課程については、平成20年の教育課程特例校制度の創設により、より一般的に地域の発意による柔軟な対応が可能となっている。また、小・中学校教員の他校種の児童生徒に対する指導力の向上のため、平成14年に隣接校種の免許状を取得する際の要修得単位数の軽減措置が講じられ、校地・校舎の一体的運用は現に複数の市町村においてなされている。
- 15 以上の通り、義務教育学校制度の創設に期待されていることはいずれも、現行制度において対応可能な面が多い。さらに、教育課程について設置者の判断で一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすることや、校舎や屋内運動場の一体化に当たっての国庫補助率の引上げ等により、義務教育学校制度（仮称）に期待されているものの現行制度においては十分対応できていない点について、一定の改善が図られるもの
- 20 と考えられる。
- 以上のことから、国としては、学校、市町村において積極的に小中一貫教育を推進できるよう、現行の小・中学校制度を基本としつつ、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できることとするとともに、校舎や屋内運動場を小・中
- 25 学校で一体的に整備するために改築する場合、小学校同士又は中学校同士の統合と同等程度の補助を行うこと等について検討することが望ましい。
- このような措置の実施により、小中一貫教育の豊富な実践が蓄積された上で、将来的に改めて義務教育学校制度（仮称）の創設について検討する場合には、教育課程の
- 30 基準の特例を活用して小中一貫教育を推進する学校、設置者の取組、ニーズ、成果や課題等について把握、検証した上で、「初等教育」と「中等教育」のいずれの段階も含む形態で、一つの学校種として「義務教育学校」を制度化することの是非、初等教育段階から学校制度が複線化することに対する考え方、既に制度化されている「中等教育学校」との制度的整合性等について、十分な検討を進めることが必要である。

Ⅳ まとめ

- 本意見等の整理においては、第Ⅱ章で、現行の小・中学校制度を基本とした小中連携、一貫教育の推進に当たっての目的、効果の考え方や、教育課程、指導方法、推進体制、教員免許等に関する様々な工夫についてまとめるとともに、学校、市町村において積極的に小中一貫教育を推進できるよう、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できることとするのが望ましい旨、提言した。
- 5
- 第Ⅲ章においては、現行の小・中学校制度とは異なる、新たな学校制度として、義務教育学校制度（仮称）を創設することについては、委員意見に慎重論も多かったことから、慎重に検討する必要があること、将来的に義務教育学校制度（仮称）について改めて検討する場合に、上記特例を活用し小中一貫教育に取り組む学校の実態を把握しつつ、学校体系全体を見通した上で義務教育学校制度（仮称）について検討すべきである旨まとめた。
- 10
- 小中連携、一貫教育については、これまで述べたとおり、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続するため、全国の学校、市町村が独自に取組を進めてきており、現行制度の下でも、各学校や市町村の特色ある多様な取組が推進されてきている。
- 15
- 国、都道府県、市町村においては、本意見等の整理において提案した事項も念頭に置きつつ、全国の小・中学校関係者が、各々の多様な取組を活かす形で、小・中学校間の連携をより一層図るとともに円滑な接続を確保していけるよう、小・中学校への支援に努める必要があり、それにより、今後より多くの小・中学校において小中連携、一貫教育が導入されることが望まれる。
- 20
- 本作業部会としては、小中連携、一貫教育を推進する全国の小・中学校及び市町村の主体性と創意工夫が発揮されることにより小・中学校教育が活性化し、教育内容や指導方法の充実が図られることで、義務教育期間全体として教育の質が向上し、義務教育の目的、目標に掲げているような資質や能力、態度をより良く養うことにより、子どもたちがこれからの社会をたくましく生き抜いていくための力をよりよく身に付けていくことを期待する。
- 25
- 30

小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理【概要】

I 小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題認識

「小中連携」…小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

「小中一貫教育」…小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

II 小中連携、一貫教育の推進について

1. 目的、効果

(1) 目的

- ・ 小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解することで、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された、義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことは、すべての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的

(2) 効果

- ・ 現行の取組における中学生の不登校出現率の減少、学力調査における平均正答率の上昇、児童生徒や教職員の意識面の変化等の成果を普及していく観点から、小中連携、一貫教育の効果検証の在り方、評価指標について国において検討することが必要

2. 教育課程

(1) 教育課程の編成

- ・ 小・中学校の教育課程の系統性確保のため教職員が互いの教育課程を理解することが必要

(2) 教育課程上の区分

- ・ 「4・3・2」等の学年区分については、児童生徒の実態に合わせた柔軟な教育課程の在り方を工夫する観点から今後も多様な取組が進められ、その成果が蓄積されることが期待

(3) 学習指導要領の範囲を超えた教育課程の基準の特例の必要性

- ・ 新学習指導要領は校種間の円滑な接続・連携の観点が特に重視され改善が図られており、この趣旨を十分に踏まえつつ小・中学校は9年間を見通した教育課程を編成することが必要
- ・ 教育課程特例校制度等を活用した取組について、国、学校、市町村等が内容や成果を対外的に周知することにより多様な取組が蓄積されることが期待
- ・ 学校、市町村において積極的に小中一貫教育を推進できるよう、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすべき。

制度化に当たっては、義務教育の全国的な教育の機会均等や教育水準の担保、転入学児童生徒への配慮、中学校進学に当たっての継続性の確保、小・中学校入学に当たっての選択性が十分でないこと等を勘案するとともに、義務教育、小・中学校教育の目的・目標が確実に達成することができるよう、学習指導要領に規定する各学校・学年の各教科等の内容等を適切に取り扱い、学習指導要領で定める目標を確実に達成することが必要

- ・ 具体的制度としては、小・中学校が9年間を通じた特色ある教育を実現できるよう、小・中学校の教育課程の基準の特例として、一定の範囲内で、各学年の各教科等の授業時数を減じ、その内容を代替できる内容の学校設定教科の授業時数に充てることができるようにするのが望ましい。また、設置者の判断で小・中学校における指導内容に関する学校間又は学年間での入替えや移行を可能とすることについては、義務教育における全国的な教育の機会均等等の観点から十分な検討を経て取り組むこととするのが望ましい
- ・ 中高一貫教育制度との関係について、小中一貫教育を実施する小・中学校の設置者と中高一貫教育校の設置者が互いに連携し、双方の趣旨・目的も踏まえた上で地域において児童生徒の育ちを一貫して支援するような教育の在り方を検討することが必要

3. 指導方法

(1) 乗り入れ指導の実施

- ・ 小・中学校教育の変化に円滑に対応できるよう、小・中学校教職員間で指導の在り方についてよく相談し、認識を共有しておくことが重要
- ・ 乗り入れ指導は児童生徒の不安感の軽減、それによる中1ギャップの解消、教員の他校種に対する理解増進等を図る仕組みとして、導入を積極的に図ることが期待
- ・ 乗り入れ指導や小・中学校教職員合同研修等実施の際、ICTの活用による、校舎間の移動距離・時間の短縮
- ・ 都道府県や市町村における指導技術ごとの研修の開講

(2) 複数学年での合同授業や活動の実施

- ・ 複数学年の合同授業や活動の実施により学習への動機付けの明確化等の教育的効果が期待

4. 推進体制

(1) 校内体制

- ・ 小中連携の主担当や小中一貫教育の教育課程編成の主担当の校務分掌としての位置付け
- ・ 小・中学校間の連絡調整機能をコーディネーターとして小・中学校の校務分掌として位置付け

(2) 学校間の連携・協力体制

- ・ 小・中学校教職員が互いに授業を見合ったり、合同研修を実施したりすることにより9年間の教育課程及び指導方法の理解に資することが第一歩、それに加え、適切な情報交換・交流が重要
- ・ スクールカウンセラーや学校支援ボランティア等多様な関係者の関わりが期待
- ・ 校長が兼務する場合には、迅速な意思決定が可能となる等の良い面がある一方で、校長の事務量の増加等の課題も生じることから、兼務せずに両校長の連携強化による体制整備も考えられる
- ・ 校務の効率化等により、教職員の過度な負担を解消することが必要

(3) 市町村教育委員会の関与

- ・ 小中一貫教育推進担当の指導主事の配置
- ・ 指導主事がコーディネーターの役割を担い、小・中学校間の連絡調整を実施
- ・ 兼務発令された教職員の後補充の講師等の配置
- ・ 公開フォーラム、調査研究事業、モデル事業の実施 等

(4) 都道府県教育委員会の関与

- ・ 小・中学校の両免許取得の推奨
- ・ 人事異動方針として小・中学校教職員の交流促進を位置付け
- ・ 教職員の兼務発令
- ・ 小学校における専科指導に対する教職員定数の加配措置の十分な活用 等

5. 地域との連携等

(1) 「地域とともにある学校」づくりとの関係

- ・ 小中連携、一貫教育と地域連携に併せて取り組むことで大きな効果が期待、その際学校運営協議会制度や学校支援地域本部等の仕組みの導入も考えられる
- ・ 「学園」等の呼称を設けることは、地域の協力を得る観点から効果的
- ・ 小・中学校の統合に併せて小中一貫教育を導入する場合には、各地域の歴史、自負、誇りへの配慮とともに、統合後の小・中学校における教育理念や教育課程の充実への配慮が必要

(2) 通学区域等

- ・ 市町村内に多様な通学区域がある中で小中一貫教育を実施する場合は、連携する小・中学校ごとに教育課程の在り方を共通化することによる9年間の系統的な教育活動の展開が考えられる
- ・ 市町村教育委員会は児童生徒の通学手段に配慮しながら通学区域の設定の仕方について工夫することが期待

6. 教員人事、教員免許

(1) 教員人事

- ・ 新規採用教員や経験年数が長い教員の、他校種の教員との人事交流の促進
- ・ 小学校等の専科担任制度の更なる活用のため、都道府県や市町村における小学校児童に対する指導に関する研修等の実施

(2) 教員免許

- ・ 現職教員の隣接校種免許状取得を更に促進するため、既に都道府県教育委員会等が開設している免許法認定講習を免許状更新講習としても位置付け
- ・ 「義務教育免許状」については、要修得単位数の増加の課題等もあり、中長期的な検討課題とされているが、複数免許状を取得する場合の最低修得単位数の設定の在り方について検討することが期待
- ・ 専科担任制度について、道徳及び特別活動については学校種を問わず指導を可能とすることについて検討することが必要

7. 校地・校舎等

- ・ 小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について国として検討することが必要
- ・ 校舎や屋内運動場の一体化に当たり小・中学校を改築する場合、小学校同士又は中学校同士と同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について国として検討することが必要

Ⅲ 義務教育学校制度（仮称）創設の是非について

1. 義務教育学校制度（仮称）に関するこれまでの指摘等

- ・ 『新しい時代の義務教育を創造する』（平成 17 年 10 月 26 日中央教育審議会答申）等において義務教育学校制度（仮称）創設の可能性等について検討する必要性が指摘

2. 諸外国の義務教育制度等

- ・ アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、フィンランド、シンガポールにおいては、一般的に初等教育段階から学校制度を複線化している国はなく、初等教育段階と中等教育段階では学校種が異なるのが一般的

3. 義務教育学校制度（仮称）創設の是非

- ・ 義務教育学校制度（仮称）の創設には慎重な検討が必要
- ・ 義務教育学校制度（仮称）に期待されていることとして、義務教育の継続性の確保、教育課程に関する柔軟な対応、教員の他校種の児童生徒に対する指導力向上、校地・校舎の一体的運用等があり得るが、これらは現行制度において対応可能な面が多い
- ・ 教育課程について設置者の判断で一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすること、校舎や屋内運動場の一体化に当たっての国庫補助率の引上げ等により、義務教育学校制度（仮称）に期待されているが現行制度で十分対応できていない点について、一定の改善が図られるものと考えられる。よって設置者の判断で一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにし、校舎や屋内運動場の一体化に当たり小学校同士又は中学校同士の統合と同等程度の補助を行うこと等について検討することが望ましい。
- ・ 当該措置の実施により、小中一貫教育の豊富な実践が蓄積され、将来的に義務教育学校制度（仮称）の創設について検討する場合には、教育課程の基準の特例を活用した学校、設置者の取組、ニーズ等を把握し、初等教育段階から複線化することに対する考え方等について十分な検討を進めることが必要

Ⅳ まとめ

- ・ 国、都道府県、市町村においては、本意見等の整理において提案した事項も念頭に置きつつ、小・中学校への支援に努める必要があり、それにより、今後より多くの小・中学校において、小中連携、一貫教育が導入されることが期待

参 考 資 料

- 参考資料 1 教育振興基本計画、中央教育審議会答申等における小中連携、一貫教育に関する記述
- 参考資料 2 小学校と中学校との連携についての実態調査（結果）
- 参考資料 3 義務教育の目的・目標に関する法令上の規定
- 参考資料 4 地方公共団体における取組例、成果及び課題
- ① 東京都品川区
 - ② 東京都三鷹市
 - ③ 広島県呉市
 - ④ 奈良県奈良市
 - ⑤ 鹿児島県薩摩川内市
- 参考資料 5 研究開発学校制度について、研究開発学校における小中連携、一貫教育の取組
- 参考資料 6 教育課程特例校制度について、教育課程特例校（平成23年4月1日現在）における小中連携、一貫教育の取組
- 参考資料 7 諸外国の義務教育制度の概要

教育振興基本計画、中央教育審議会答申等における 小中連携、一貫教育に関する記述

I 教育振興基本計画における記述

○ 『教育振興基本計画』（平成20年7月1日閣議決定）（抜粋）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる
基盤を育てる

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

II 中央教育審議会答申における記述

○ 『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）（抜粋）

第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

－義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－

(3) 義務教育に関する制度の見直し

- 義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

○ 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』

(平成20年1月17日中央教育審議会答申) (抜粋)

6. 教育課程の基本的な枠組み

(4) 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- なお、現在、研究開発学校制度などを活用して、小・中学校の9年間を見通した両者の円滑な接続のため取組が行われている。義務教育で一貫した教育を行う義務教育学校については、平成17年の中央教育審議会答申において、「設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携

・接続を改善するための仕組みについて」検討するとされており、これらの取組状況も踏まえ、引き続き中央教育審議会において審議することが必要である。

Ⅲ 教育再生会議、教育再生懇談会報告における記述

○ 教育再生会議・第3次報告（平成19年12月25日）（抜粋）

7つの柱

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～
 - (2) 「6－3－3－4制」を弾力化する
 - 子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する

各論

1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～
 - (2) 「6－3－3－4制」を弾力化する
 - 子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する
 - ・ 文部科学省の研究開発学校、構造改革特区等で行われている、6－3制や小中のカリキュラム編成の特例について、より簡単に一般の学校でも取り組めるように制度を見直す。小中一貫校の制度化についても検討する。この場合、小中一貫校と他の学校との間でスムーズに転校、進学ができるよう配慮する。
 - ・ 幼小連携をはじめ、小中、中高、高大の間の接続や連携の仕方、区切りのない一貫教育など、柔軟な取組を可能にする。

○ 教育再生会議・最終報告（平成20年1月31日）（抜粋）

(別添) フォローアップのためのチェックリスト

学力の向上

【検討を開始すべき事項】

- ④ 「6－3－3－4制」の弾力化（小中一貫校、飛び級の検討、大学への飛び入学の促進など）

○ 教育再生懇談会・第4次報告書（平成21年5月28日）（抜粋）

1 「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—

【学校教育の信頼回復】

(3) 保護者から信頼される公教育の確立

子供たちの育ちや学習の系統性・連続性を保証するという観点から、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の校種間連携を促進する。特に、子供の心身の発達上の変化や多様化、「中一ギャップ」や学力低下に対応するため、既に一部の自治体で取組が進められ、一定の成果が上がっている小中一貫教育の取組を踏まえて、義務教育学校の法的な位置付けを明確にし、小学校高学年からの教科担任制の導入など、取組を支援するために必要な方策を早急に検討する。

IV 小中一貫教育全国連絡協議会による小中一貫教育全国サミット2011 共同宣言における記述

【サミット宣言】（平成23年7月29日）

私たちは、子どもたちの確かな学力の向上と規範意識の涵養・社会性の定着に向けて、全国各地における実践の成果を共有し、保護者・地域との連携を深めながら、小中一貫教育の更なる充実を目指します。

私たちは、小中一貫教育を通して子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、人間性・社会性をはぐくみます。このためには、保護者や地域をはじめ、子どもたちを取り巻く社会全体で力を合わせることも重要です。この間の実践で明らかになった成果と課題を共有し、協力し合い、小中一貫教育の一層の充実・発展に邁進いたします。

小中一貫教育をさらに推進するために、義務教育学校の設置を定めた法整備の実現を望みます。

私たちは、地域の実態に応じて小中一貫教育をはじめとした様々な試みを通して、義務教育の質の向上に努め、その成果を共有してまいりました。こうした取組をさらに充実・促進するために、義務教育学校の設置を具体化できるような法整備を望みます。

小学校と中学校との連携 についての実態調査 (結果)

平成23年10月14日
文部科学省

調査対象・項目

【調査対象】

・都道府県・市町村教育委員会

※市町村教育委員会の回答数: 1763

(学校組合教育委員会等で、組合構成市町村と合わせて回答している場合があるため、全教育委員会数とは一致しない。)

【主な調査項目】

- ・ 教育委員会としての方針
- ・ 小・中学校における取組(乗り入れ授業、教科担任制 等)
- ・ 小・中連携のねらい、成果、課題

【調査時期】

平成22年11月1日現在

(注)調査結果中に示した平成21・22年度の全学校数は都道府県立を除く公立学校の数。

1 市町村教育委員会回答

2

調査項目

- 1－(1) 教育委員会として、小・中連携を推進するための方針や計画を定めているか。
- 1－(2) 教育委員会として、小・中連携を推進するため、小・中9年間を通じた教育課程の編成の方針を定めているか。
- 1－(3) 小・中連携を推進するため、異校種間における教員の乗り入れ授業を、年間にわたり計画的かつ継続的に実施した学校があるか。
- 1－(4) 小・中連携を推進するため、教科担任制を実施した小学校があるか。
- 1－(5) 小・中学校を一体的に運営するための組織(「〇〇学園」等)を設けているか。
- 1－(6) 小・中連携を推進するための小・中合同の委員会等を設けている学校があるか。
- 1－(7) 小・中連携を推進するという目的のための教職員の兼務発令を実施した学校があるか。
- 1－(8) 小・中連携を推進する学校の施設の状況

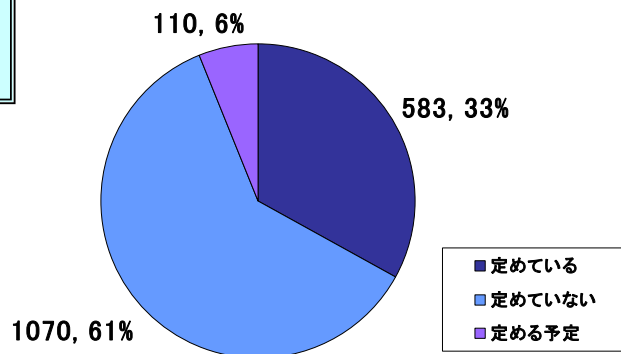
調査項目

- 1-(9) 小・中連携を推進するため、市町村の主催により、小・中学校の教員が合同で参加する授業研究のための会議等を恒常的に設けているか。
- 1-(10) 小・中連携を推進するため、平成22年度又は過去2年間において、市町村による研究指定事業を実施したか。
- 1-(11) 全回答数1763のうち、1-(1)～(7)(9)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数
- 1-(12) 小・中連携を推進しつつ、地域との関わりを深めることを目的として取り組んでいる事項
- 1-(13) 小・中連携を進めようとするねらい
- 1-(14) 小・中連携の取組の成果
- 1-(15) 小・中連携の取組の課題
- 1-(16) その他、小・中連携を進めるための取組
- 1-(17) 全回答数1763のうち、1-(1)(2)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数

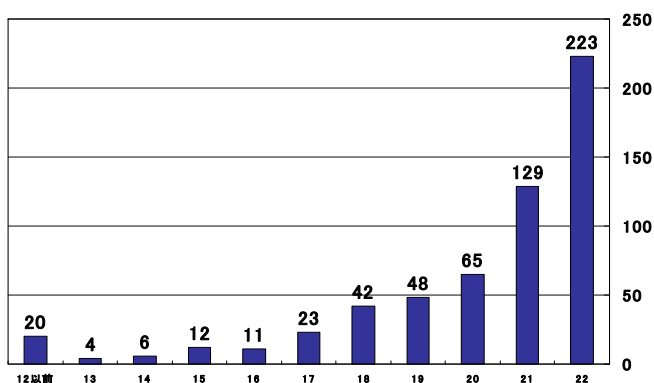
1-(1)教育委員会として、小・中連携を推進するための方針や計画を定めているか。

(平成22年11月1日現在)

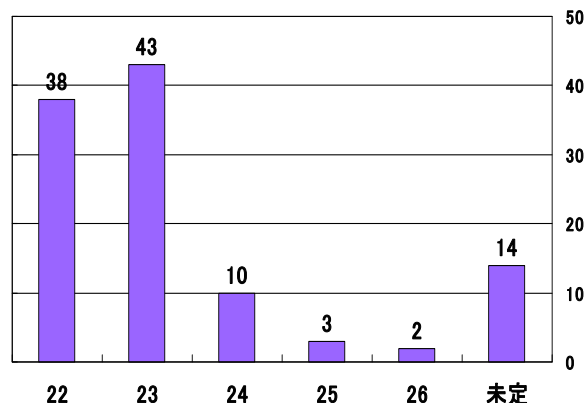
定めている	583	33%
定めていない	1070	61%
定める予定	110	6%



「定めている」場合の策定期限(年度)



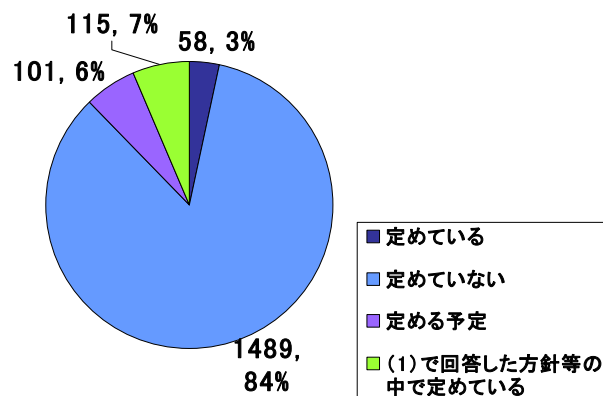
「定める予定」場合の策定予定時期(年度)



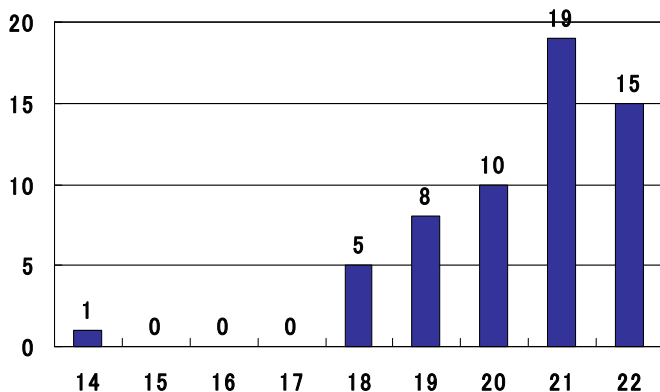
1-(2)教育委員会として、小・中連携を推進するため、小・中9年間を通じた教育課程の編成の方針を定めているか。

(平成22年11月1日現在)

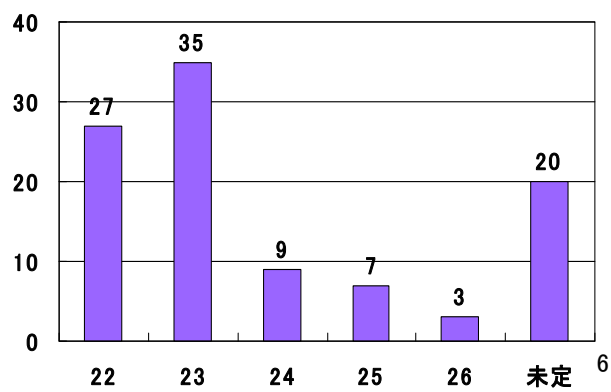
定めている	58	3%
定めていない	1489	84%
定める予定	101	6%
(1)で回答した方針等の中で定めている	115	7%



「定めている」場合の策定期期(年度)



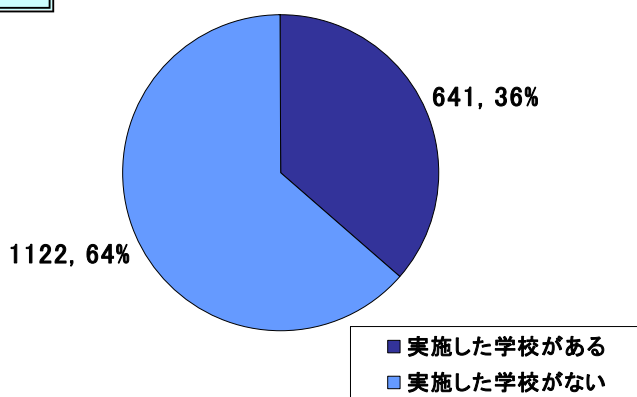
「定める予定」場合の策定予定時期(年度)



1-(3)小・中連携を推進するため、異校種間における教員の乗り入れ授業を、年間にわたり計画的かつ継続的に実施した学校があるか。

(平成21年度)

実施した学校がある	641	36%
実施した学校がない	1122	64%



「実施した学校がある」場合

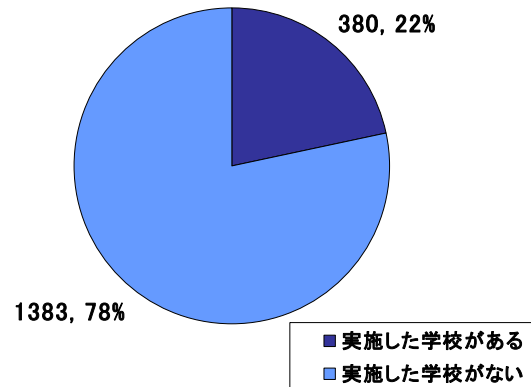
小学校の教員が授業を実施した中学校の数	647校 (6%)
中学校の教員が授業を実施した小学校の数	2548校 (12%)

※ ()内の%は平成21年度の全学校数に占める割合
 平成21年度の全学校数
 小学校:21974校
 中学校:9992校

1-(4) 小・中連携を推進するため、教科担任制を実施した小学校があるか。

(平成21年度)

実施した学校がある	380	22%
実施した学校がない	1383	78%



「実施した学校がある」場合

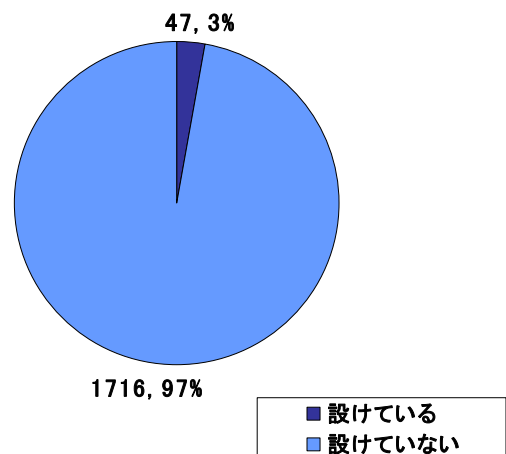
	学校数	実施校数の多い教科
第1学年で実施	201校 (1%)	音楽、体育、図工
第2学年で実施	300校 (1%)	音楽、体育、図工
第3学年で実施	842校 (4%)	音楽、理科、図工
第4学年で実施	1126校 (5%)	音楽、理科、図工
第5学年で実施	2006校 (9%)	音楽、理科、家庭
第6学年で実施	2299校 (10%)	音楽、理科、家庭

※ ()内の%は平成21年度の全学校数に占める割合
平成21年度の全学校数
小学校:21974校

1-(5) 小・中学校を一体的に運営するための組織(「〇〇学園」等)を設けているか。

(平成21年度)

設けている	47	3%
設けていない	1716	97%



「設けている」場合の組織数合計:111

【組織の名称】

- ・最も回答が多かったもの:「〇〇学園」(53組織)
- ※他の例:〇〇小中学校、〇〇小中一貫校 等

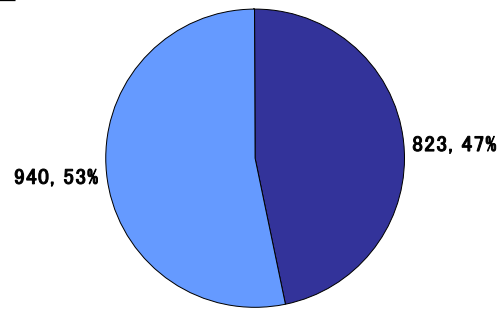
【構成する小学校と中学校の数】

- ・回答が多かったもの:小学校1校・中学校1校(59組織)
- 小学校2校・中学校1校(36組織)

1-(6) 小・中連携を推進するための小・中合同の委員会等を設けている学校があるか。

(平成22年11月1日現在)

設けている学校がある	823	47%
設けている学校がない	940	53%



「設けている学校がある」場合

委員会等の数	4206
小学校数	8753校 (40%)
中学校数	4157校 (42%)

※ 1つの中学校が複数の委員会に参加している場合等がある。

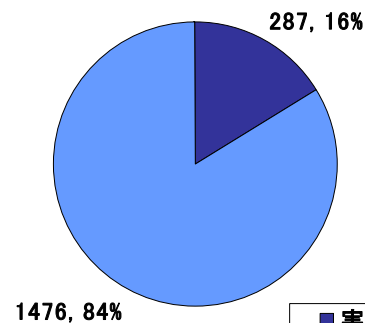
※ ()内の%は平成22年度の全学校数に占める割合
平成22年度の全学校数
小学校:21713校
中学校:9925校

■ 設けている学校がある
■ 設けている学校がない

1-(7) 小・中連携を推進するという目的のための教職員の兼務発令を実施した学校があるか。

(平成21年度)

実施した学校がある	287	16%
実施した学校がない	1476	84%



「実施した学校がある」場合

兼務発令を実施した職	本務校		計
	小学校数	中学校数	
校長	74校 (0.3%)	79校 (0.8%)	153校
副校長	27校 (0.1%)	20校 (0.2%)	47校
教頭	32校 (0.1%)	44校 (0.4%)	76校
主幹教諭	78校 (0.4%)	73校 (0.7%)	151校
教諭	453校 (2.1%)	645校 (6.5%)	1098校

※ ()内の%は平成21年度の全学校数に占める割合
平成21年度の全学校数
小学校:21974校
中学校:9992校

■ 実施した学校がある
■ 実施した学校がない

1-(8)小・中連携を推進する学校の施設の状況

同一施設内に小学校と中学校を設置しているもの

(平成22年11月1日現在)

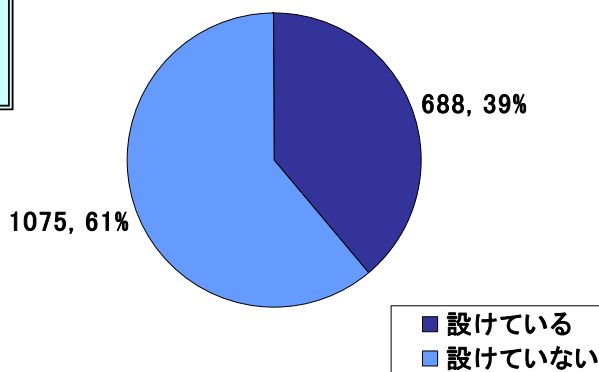
小学校	279 (1.3%)
中学校	279 (2.8%)

※ ()内の%は平成22年度の全学校数に占める割合
 平成22年度の全学校数
 小学校:21713校
 中学校:9925校

1-(9)小・中連携を推進するため、市町村の主催により、小・中学校の教員が合同で参加する授業研究のための会議等を恒常的に設けているか。

(平成22年11月1日現在)

設けている	688	39%
設けていない	1075	61%



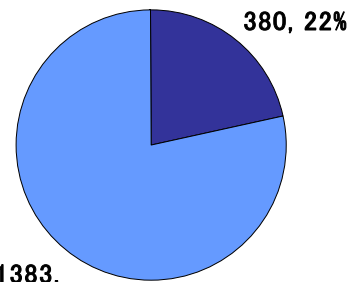
「設けている」場合の平成21年度における実施回数

回数	0	1	2	3	4	5	6	7~12	13~24	25以上	計
市町村数	19	121	115	132	69	50	42	91	38	11	688
割合	2.8%	17.6%	16.7%	19.2%	10.0%	7.3%	6.1%	13.2%	5.5%	1.6%	100.0%

※ 平成22年度から会議を設けた市町村については、平成21年度の実施回数は「0」になっている。

1-(10)小・中連携を推進するため、平成22年度又は過去2年間において、市町村による研究指定事業を実施したか。

実施した	380	22%
実施していない	1383	78%



平成20年度～22年度の事業数等

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業数	235	290	347
対象学校数	1867	2393	3056

■ 実施した
■ 実施していない

1-(11) 全回答数1763のうち、1-(1)～(7)(9)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数

1-(1) 教育委員会としての方針や計画	583 (33.1%)
1-(2) 教育委員会による小・中9年間を通じた教育課程の編成の方針	58 (3.3%)
1-(3) 異校種間における教員の乗り入れ授業の実施	641 (36.4%)
1-(4) 教科担任制を実施した小学校	380 (21.6%)
1-(5) 小・中学校を一体的に運営するための組織(「〇〇学園」等)	47 (2.7%)
1-(6) 小・中合同の委員会等	823 (46.7%)
1-(7) 教職員の兼務発令	287 (16.3%)
1-(9) 市町村主催の小・中学校教員の合同会議等	688 (39.0%)
1-(10) 市町村による研究指定事業	380 (21.6%)
1-(1)～(7)(9)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数	1276 (72.4%)

1-(12)小・中連携を推進しつつ、地域との関わりを深めることを目的として取り組んでいる事項

【1-(12)の調査対象】
1-(3)～(7)のいずれかの取組を行っている学校

	小学校数	中学校数
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)による取組	628校 (2.9%)	256校 (2.6%)
学校支援地域本部による取組	1733校 (8.0%)	783校 (7.9%)
その他	2839校 (13.1%)	1334校 (13.4%)

※ ()内の%は平成22年度の全学校数に占める割合
平成22年度の全学校数
小学校:21713校
中学校:9925校

16

1-(12)小・中連携を推進しつつ、地域との関わりを深めることを目的として取り組んでいる事項

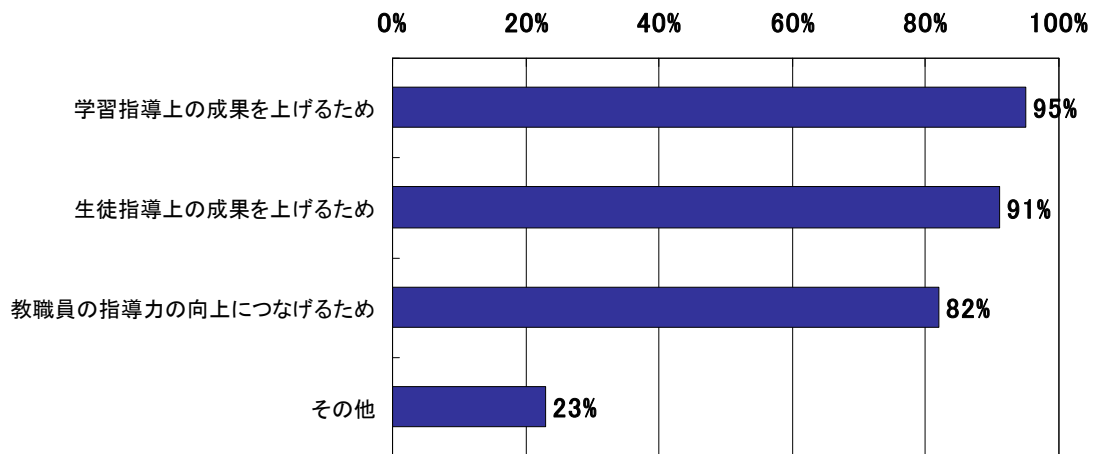
【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 中学校単位で地域のボランティア希望者を登録し、中学校区の各学校の学習支援等に協力してもらっている。
- ・ 市のまちづくりプランの中で、各中学校区ごとに地域人材や地域の自然・施設を活用した授業を行うなどの取組を実施している。
- ・ 「ふるさと教育」として、小・中学校ともに、地域に伝わる伝統芸能に取り組んでいる。
- ・ 町主催の幼小中一貫教育研究会において、9年間を見通した教育課程の編成や、基礎学力の定着のための円滑な連携の在り方について、地域への授業公開等を行うとともに、地域連携部会により保護者、地域住民と一体となった教育環境づくりを進めている。
- ・ 全中学校区に、学校関係者・保護者・地域住民と教育委員会事務局で構成する小中一貫教育推進協議会を設置し、地域ぐるみの教育環境づくり等について定期的に話し合いを行っている。
- ・ 学校関係者評価を、同じ評価員で、小・中合同で行っている。
- ・ 保護者・地域住民向けの小・中連携に関する広報紙の発行や、説明会の開催。

1-(13)小・中連携を進めようとするねらい

【1-(13)～(15)の調査対象】

1-(3)～(7)のいずれかの取組を行っている市町村
(1050)



1-(13)小・中連携を進めようとするねらい

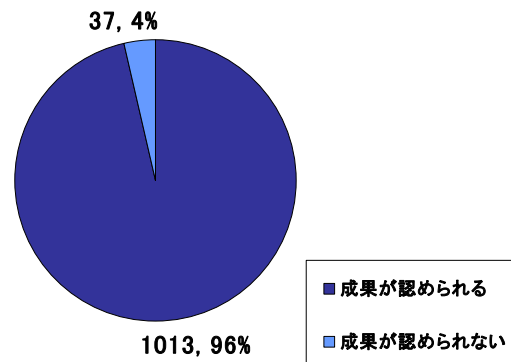
【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 小学校から中学校に進学する際に、学習面や生活面での段差を感じ、戸惑いを見せたり、不登校傾向を示したりする生徒が見られるため、個に応じた指導の工夫・改善や指導と評価の一体化を図り、スムーズに学校生活が送れるようにするため。
- ・ 問題を抱える子や特別な支援を要する子のスムーズな進学をサポートしていくため。
- ・ キャリア教育を柱とし、義務教育9年間で子ども達が社会の一員としての責任を担い、社会的な自己実現を図ろうとする意欲や態度を継続的に育てていくことをねらいとしている。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面・体力面の向上を図るために、義務教育9年間の発達段階を踏まえ、一貫性のある教育活動を推進する。
- ・ 義務教育9年間を通して児童生徒を育成する、ということに対する教員の意識改革を図るため。
- ・ 地域の核としての学校の機能を高め、家庭・地域の教育力の向上につなげるため。
- ・ 児童生徒が年代を越えて交流し、進学することへの憧れを強くしたり、リーダーシップを取ることで自尊感情や思いやりの心情を醸成したりするため。
- ・ 小学校における英語教育充実を図るため。

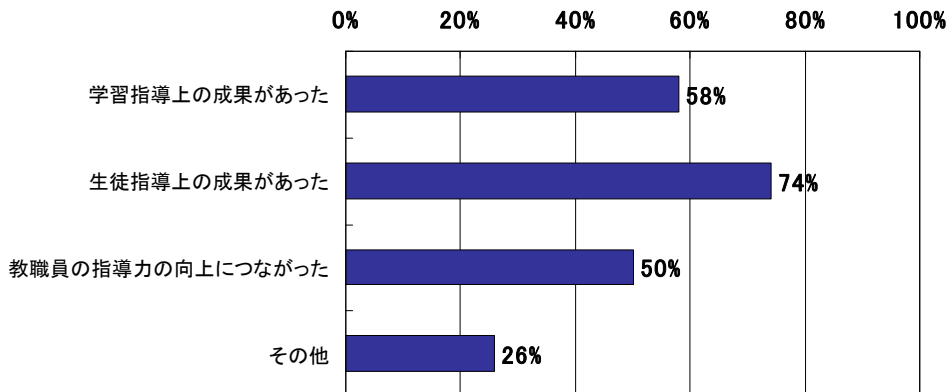
1-(14)小・中連携の取組の成果

成果が認められる	1013	96%
成果が認められない	37	4%

(注)「成果が認められない」と回答したものの中には、「取組を始めたばかりであり、成果の見極めができていない」ものを含む。



「成果が認められる」場合の内容



1-(14)小・中連携の取組の成果

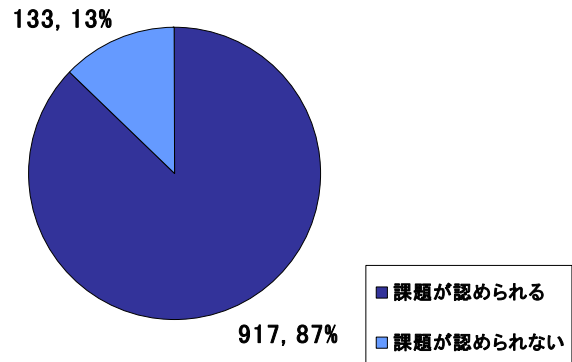
【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 小・中学校間の情報交換等により問題行動の減少につながった。
- ・ 小・中学校で、特別支援を必要とする児童生徒や家庭等に関する情報共有ができ、きめ細かい支援ができるようになった。
- ・ 中学校の教員による英語指導により、小学校児童の英語に対する興味関心を増すことができた。
- ・ 教員が学習の系統性を意識しながら指導計画を立てるようになった。
- ・ 小・中の連携委員会・研修会等により、教職員の日常的なつながり・連携の必要性の確認・情報交換・共通認識が進んだ。
- ・ 中学校区内の全小・中学校であいさつ運動に取り組んだところ、学校や地域であいさつできる児童生徒が増え、地域の方と触れ合う機会も多くなった。
- ・ 小・中学校の連携が図られることにより、それぞれのPTA活動や地域との行事が一体的に進められ、地域の連帯意識の高まりや、学校への協力体制の強化が見られるようになった。
- ・ 小・中で連携したキャリア教育の推進により、児童会・生徒会の交流が生まれ、子どもたちによる主体的な活動の場が広がった。
- ・ 中学校へ体験入学することで、入学時の心理的不安が解消され、生徒指導上の諸問題が減少し、落ち着いて中学校生活を送れるようになった。
- ・ 中学校区で共通の「家庭学習強調週間」を設定し取り組んだことで、保護者の家庭学習に対する意識が深まった。

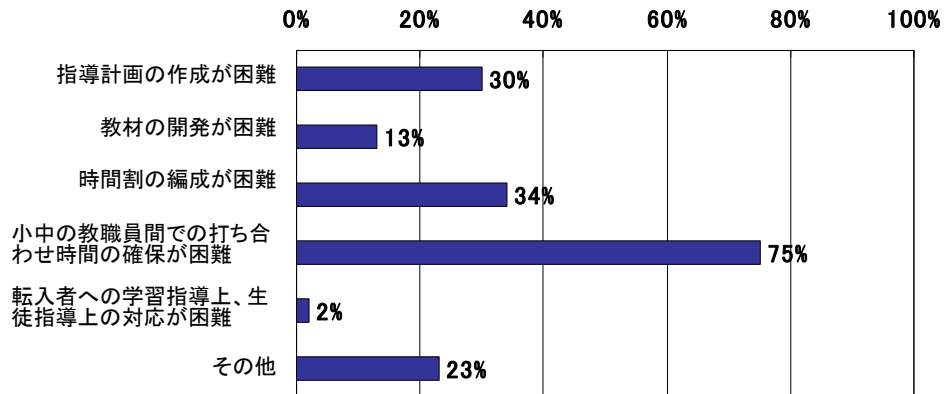
1-(15)小・中連携の取組の課題

課題が認められる	917	87%
課題が認められない	133	13%

(注)「課題が認められない」と回答したものの中には、「取組を始めたばかりであり、課題の見極めができていない」ものを含む。



「課題が認められる」場合の内容



1-(15)小・中連携の取組の課題

【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 学校内の教員間における共通理解が進んでおらず、積極的な協力が得にくい。
- ・ 小中教員による交換授業は、中学校からの出前授業が主なものとなっており、中学校側の負担が大きい。
- ・ 所有免許の関係から、兼務発令を拡大できない。
- ・ パソコンやプロジェクター等を使った授業がしにくい(乗り入れ授業の際、準備の時間不足や学校間で整備状況が異なるため)。
- ・ 児童生徒間の交流において、移動手段と移動に要する時間の確保が難しい。
- ・ 教員が小・中学校間を車で移動する場合のガソリン代等が個人の負担になっている。
- ・ 交流が単発になりがちで、継続的なものとするのが難しい。
- ・ 国や県の助成が無いため、先進的な事業を行う場合の予算確保が困難。
- ・ 専任の小中一貫教育コーディネーター(小中学校間の連携をコーディネートする教員)が必要。
- ・ 市町村に人事権がないため、教職員の意識高揚を図ることが難しい。
- ・ 学校選択制を実施しており、小・中学校における指導の一貫性をどのように図っていくかが課題となる。
- ・ 小学校卒業後の進学先が複数の中学校に分かれる場合の、小中連携・小中一貫の取組の在り方。

1-(16) その他、小・中連携を進めるための取組

- ・ 地域住民・保護者・学校関係者による小中一貫教育検討委員会の設置。
- ・ 市町村主催での、小・中連携をテーマとする学校職員研修会の実施。
- ・ 小中一貫教育に関するフォーラムや協議会の開催。
- ・ 中学校区の小・中全教職員が参加する合同研修会・授業研究会の実施。
- ・ 小学校6年生での中学校の授業体験や部活動体験、中学生による小学校での中学校生活説明。
- ・ 運動会や文化祭等の小・中合同実施。
- ・ 市町村が進める小中一貫教育を理解してもらうための、リーフレットを作成し、保護者・地域住民に配布。
- ・ 市町村において、小・中学校の円滑な接続や連携の在り方についての実践事例集を作成し、全小・中学校に配付。
- ・ 市町村独自の小中一貫教育要領の作成。
- ・ 小中一貫教育推進加配講師の措置。
- ・ 小中一貫教育推進コーディネーターを配置するとともに、コーディネーター対象の研修会を実施。
- ・ 小中一貫教育に係る学力調査の実施。

等

24

1-(17) 全回答数1763のうち、1-(1)(2)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数

1-(1)教育委員会として、小中連携を推進するための方針や計画を定めている。	583 (33.1%)
1-(2)教育委員会として、小中連携を推進するため、小・中9年間を通じた教育課程の編成の方針を定めている。	58 (3.3%)
1-(10)小・中連携を推進するため、平成22年度又は過去2年間において、市町村による研究指定事業を実施した。	380 (21.6%)
1-(1)(2)(10)いずれかの取組を行っている市町村の数	741 (42.0%)

2 都道府県教育委員会回答

(一部指定都市教育委員会回答を含む)

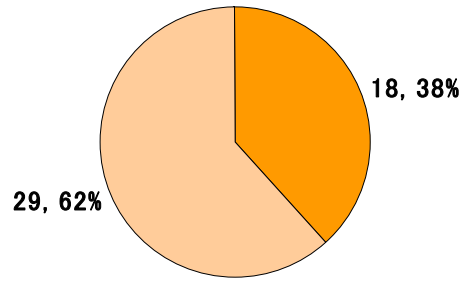
26

調査項目

- 2- (1) 小・中連携を推進するため、平成22年度又は過去2年間において、都道府県による研究指定事業を実施したか。
- 2- (2) 小・中連携を推進するため、都道府県の主催により、小・中学校の教員が共同で参加する授業研究のための会議等を恒常的に設けているか。
- 2- (3) 小・中連携を推進するため、貴都道府県等で独自に予算措置を講じて加配措置を行っているか。【指定都市回答あり】
- 2- (4) その他人事上の工夫【指定都市回答あり】
- 2- (5) その他、小・中連携を進めるための取組

2- (1) 小・中連携を推進するため、平成22年度又は過去2年間において、都道府県による研究指定事業を実施したか。

実施した	18	38%
実施していない	29	62%



平成20年度～22年度の事業数等

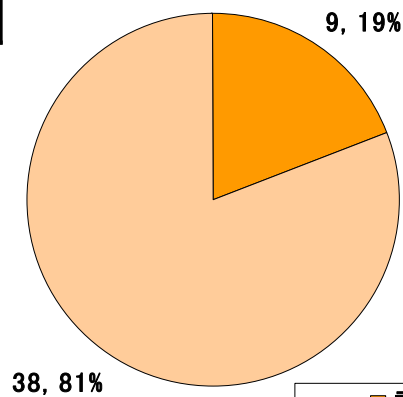
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業数	18	15	13
対象学校数	610	913	850

■ 実施した
■ 実施していない

2- (2) 小・中連携を推進するため、都道府県の主催により、小・中学校の教員が合同で参加する授業研究のための会議等を恒常的に設けているか。

(平成22年11月1日現在)

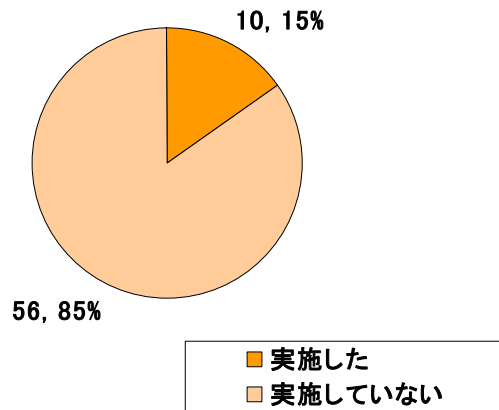
設けている	9	19%
設けていない	38	81%



■ 設けている
■ 設けていない

2-(3)小・中連携を推進するため、貴都道府県等で独自に予算措置を講じて加配措置を行っているか。【指定都市回答あり】

加配措置を行っている	10	15%
加配措置を行っていない	56	85%



平成20年度～21年度の実績

	平成21年度	平成22年度
学校数	181	145
人数	118	155

2-(4)その他人事上の工夫【指定都市回答あり】

- 小・中学校の両免許取得を推奨している。
- 定期人事異動における小中間の教職員の交流の促進を人事異動方針として定めている。
- 小中連携コーディネーターを配置している。
- 小・中連携を推進を目指す市町村教育委員会からの要望に応じて、兼務発令を行っている。
- 全小中学校に小中連携教育推進担当を配置している。(指定都市)

等

2-(5) その他、小・中連携を進めるための取組

- 市町村が実施する小・中連携事業に県が助成を行っている。
- 県の小・中連携に関する研究事業の発表会を行い、指定校の成果が他市町村にも共有されるようにしている。
- 小学校5・6年生において、学力の向上や、小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた県独自の教科担任制を段階的に実施している。
- 小・中連携に関する情報を、県教育委員会のホームページに掲載し、その取組を広く紹介している。

等

義務教育の目的・目標に関する法令上の規定

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

- 第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進

路を選択する能力を養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

取組概要

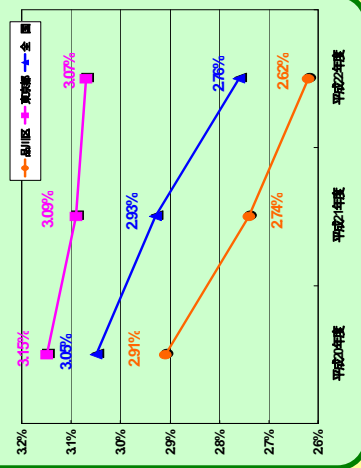
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習（選択学習）」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間で4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践
- 将来的に、施設一体型一貫校を6校整備予定（現在5校。他の9中学校・31小学校は施設分離型連携校）

成果

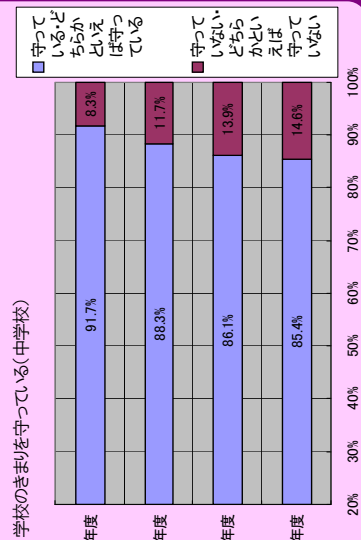
全国・学力学習状況調査で全国平均を上回った学校数

	国語 A			国語 B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	24校 / 38校	24校 / 38校	28校 / 38校	25校 / 38校	23校 / 38校	23校 / 38校
9年生	6校 / 16校	10校 / 16校	11校 / 16校	8校 / 16校	6校 / 16校	9校 / 16校
	算数 / 数学 A					
	算数 / 数学 B					
6年生	29校 / 38校	26校 / 38校	34校 / 38校	27校 / 38校	25校 / 38校	31校 / 38校
9年生	9校 / 16校	8校 / 16校	7校 / 16校	9校 / 16校	7校 / 16校	9校 / 16校

不登校出現率（中学校）



規範意識（中学校）



（平成18、19、20年度品川区教育委員会研究学校研究紀要（品川区立小中一貫校伊藤学園）より）

- 教師の意識改革の芽生え（指導内容に系統性をもたせたりや互いの教材観や授業力の向上に関する積極的話し合いを通じ、一貫校としての系統性をもった指導がなされるようになった）、学校行事や生活指導においても活発な意見交換と協力して指導を行う姿が見られるようになった、特に部活の指導では1～9年の教員で協力したことにより学年を超えた子どもへの理解と指導の充実につながった
- 子どもたちの豊かな成長（上級生は下級生の手本になろうと意識することで学校生活において恒常的に落ち着きが見られ、下級生には上級生への憧れの気持ちが生まれるなど、共に過ごすことでリーダー性、協力、譲り合い、思いやりなどが校内の生活において自然に醸成できている、少子化した社会において貴重な空間となった）
- 教育活動の充実と教育効果の高まり（1～9年生の発達段階を考慮しながら異年齢交流を主体に各行事の実施計画を立てたことで行事に対する一貫校の取組の方向性が明確になり、行事を教育課程に系統的に組み入れ、指導の充実と指導効果の高まりが見られるようになった）

課題

- 5年生以上の教科担任制を円滑に進めるための時間割作成、小中一貫教育を効果的に進める校務分掌等のシステム化を一層進めていくことが必要、小中一貫教育の効果や成果、課題をより明確にしていくことが課題
- 多くの子どもが7年生から入学してくる連携校との連絡を密にし、指導観や教科、生活指導等の教育活動そのものの在り方についての共通理解及び共通実践を図っていくことが課題

地方公共団体における取組例、成果及び課題② — 東京都三鷹市 —

取組概要

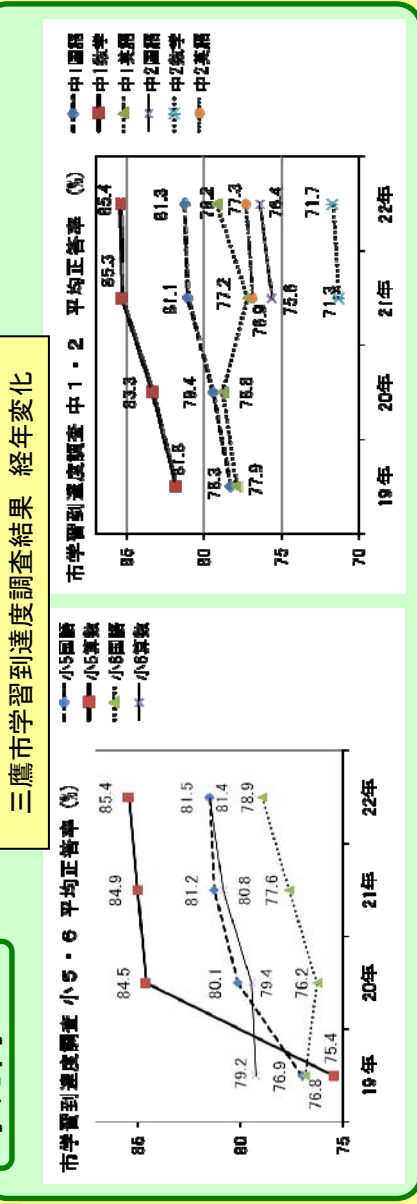
- 義務教育9年間の教育を
 - ① 現行の法制度(6-3制)の下で、
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、
 系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として「兼務発令」を受け、相互乗り入れ授業を実施



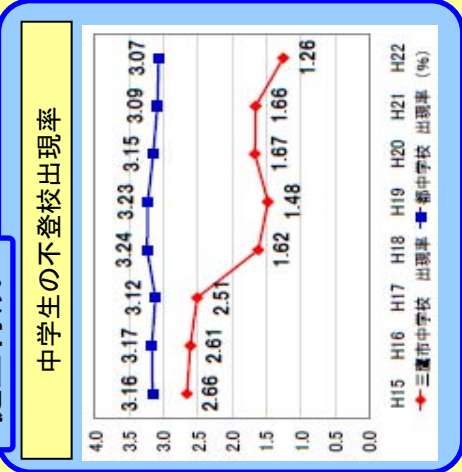
H21.9～ 全小・中学校を中学校区を単位として小中一貫校に位置付け

成果

学力向上



健全育成



各学園の評価・検証報告書から

- 小・小、小・中の交流の活性化により、学園の子どもとしての意識が高まり、特に中学生は小学生の憧れとなり、自己有用感を高めている。
- 基本的な学習ルールの確立に向けて学園内で共通理解が図られ、それに向けて指導がなされてきており、教職員70%が肯定的な評価をしている。
- 教科等の指導計画に合わせ、地域人材の活用がなされた。その結果、児童・生徒の学習意欲・能力は向上している。
- 今後の活動のより一層の発展のために、さらなる教育内容の充実を図り、コミュニティ・スクールとしての取組のPR及び小・中一貫教育校の良さを具体的に児童・生徒の姿で示せるように広報活動を実施させる。

課題

- (1) 小中一貫教育のよさと発達段階の違いによる指導方法の一層の理解
- (2) 学園管理職の意思統一と権限の明確化
- (3) 学園としてのビジョンの明確化
- (4) 保護者や地域による一層の支援体制の整備 (にしみたか学園の実践より)

地方公共団体における取組例、成果及び課題③ 一広島県呉市一

取組概要

- 市内の全28中学校区(分離型26中学校区, 一体型2中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特徴を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間で前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとの小中一貫カリキュラムの作成

成果

7割以上の保護者が効果があると実感しています!

教師の実感
教師も様々なところで効果を感じています!

保護者の願い
7割以上の保護者が効果があると実感しています!

小中見通した教育に期待が高まっています!

教師の期待
期待が高まっています!

※ 小中一貫教育に係る意識調査結果
平成21年11月 呉市教育委員会実施
回答数: 保護者10,965名、教職員1,144名

両城中学校区における学力の状況

学年	国語A	国語B	数学A	数学B
全国	75.1%	65.3%	64.6%	43.3%
広島県	76.0%	65.7%	64.9%	43.3%
両城中	84.7%	73.5%	74.4%	61.7%

警固屋学園(H21開校)における変化

学習時間

自尊感情の変化

指導方法改善意欲

H20和庄中学校区6年生へのアンケート調査結果

課題

- (1) 分離型における乗り入れ授業時の教職員の負担軽減
- (2) 小中一貫教育を特別な教育方法として捉えている保護者・地域の方への啓発

地方公共団体における取組例、成果及び課題④ 一 奈良県奈良市一

取組概要

- 市内の9小6中を市のパイロット校として指定(H20年度)し、各中学校区の実態に合った小中一貫教育の在り方について研究
- パイロット校は教育課程特例校として認定(新設教科英会話科・郷土「なら」科・情報科の実施)
- 9年間を見通したカリキュラムを、4・3・2のブロックに分け編成
- 施設一体型、1小1中連携型、2小1中連携型等の多様なタイプの小中一貫教育について研究

成果

- 学校内で英検を実施したところ、9年生においてほぼ全員が英検3級もしくは準2級(田原中学校区)
- 韓国新光中学校の生徒30名が訪問した際、英会話科で培ったコミュニケーション力を活かして交流を図ることができた(田原中学校区)

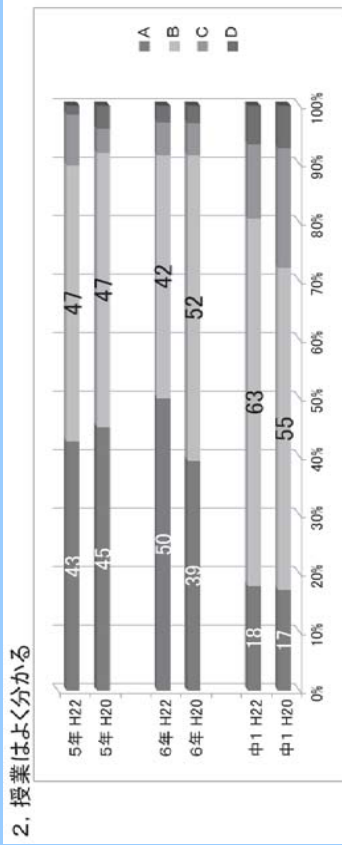
平成19年度奈良市小中一貫教育研究発表会に参加した保護者へのアンケート結果より



課題

- (1) 発足時より中心となって小中一貫教育を進めてきた教職員の転勤による、新たな人材の育成と円滑な移行(田原中学校区)
- (2) 小中一貫教育における学力向上の効果検証(富雄第三小学校)
- (3) 小中一貫教育カリキュラムの作成(平城西中学校区) (4) 家庭学習の習慣化(飛鳥中学校区の取組)

パイロット校 児童生徒へのアンケート結果より



【趣旨】
学習についての基本項目として調査。

【考察】

小学5・6年生においては、肯定的な回答をしている割合が高く、変化も少ない。一方、中学1年では、肯定的な回答をしている割合が増加している。小学校と中学校の学びをうまく取組や中学校での授業改善が進み、子どもたちの中学校授業への対応がスムーズにできてきているのではない。

【グラフについて】

A そう思う B まあまあ思う C あまり思わない D 思わない

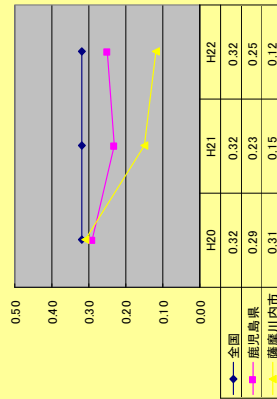
地方公共団体における取組例、成果及び課題⑤ ー 鹿児島県薩摩川内市ー

取組概要

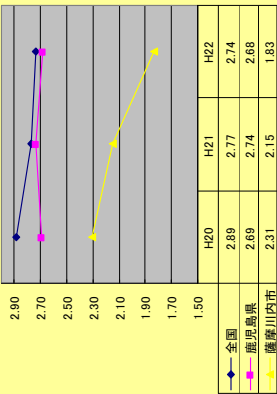
- 市内全小中学校が教育課程特例校に認定(21年度から) ○全学年に「コミュニケーション科」を新設
- 小1から英語活動を実施 ○小5～中1を中心に、教員の授業交流を実施
- 9年間で前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、発達の段階に応じた教育を展開
- 校地・校舎は別々

成果

小学校児童の不登校出現率(%)



中学校生徒の不登校出現率(%)



市内全小中学校で取り組みだした平成21年度より小・中学校の不登校出現率が減少

「基礎・基本」定着度調査平均通過率(%)

【中学校】1年生時(H20)と2年生時(H21)の比較

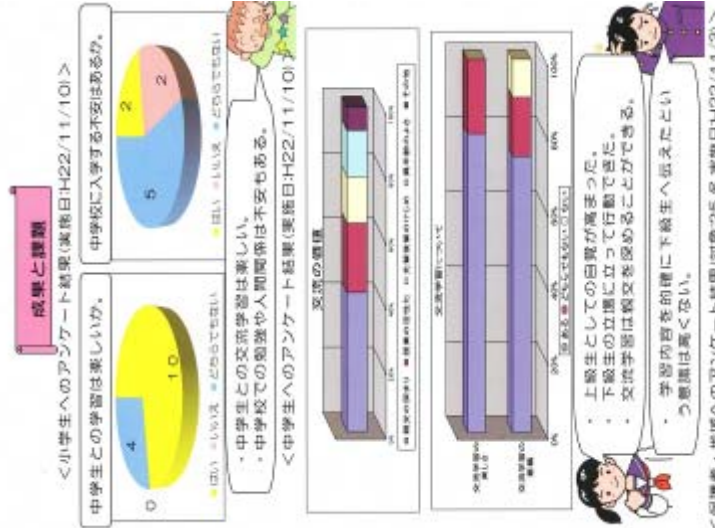
年度	教科	県	1年生時(H20)		2年生時(H21)	
			本市	本市と県の差	本市	本市と県の差
1年(H20)	国語	63.7	63.2	-0.5	73.7	10.5
	社会	65.6	64.3	-1.3	58.9	-6.7
	数学	68.0	65.9	-2.1	63.2	-4.8
	理科	67.3	68.2	0.9	59.5	-7.8
2年(H21)	国語	75.1	75.1	0.0	82.9	7.8
	社会	60.0	60.0	0.0	60.2	0.2
	数学	62.9	62.9	0.0	60.2	-2.7
	理科	62.6	62.6	0.0	62.6	0.0

同じ母集団について、2年次には4教科で県平均を上回る結果となっており、学力面でも良い方向に向かっている

課題

- (1) 学校規模、地域に応じた取組の工夫の必要性
- (2) 教師・児童生徒交流の移動の時間の確保
- (3) 本市転入教職員の理解
- (4) 「併設型」・「一体型」小中一貫校の設置の検討

ある中学校区の
小中一貫教育実践発表会資料より



・ 併せて小中一貫教育を行うことは効果的だと考えている。
・ 児童・生徒の異年齢集団での活動を活発化させていると感じている人が多い。

研究開発学校制度について

1. 導入年

昭和51年

2. 趣 旨

現行の学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を行い、教育課程の基準の改善等に資する。

3. 根拠法令

学校教育法施行規則第55条等

4. 指定期間

原則3年指定

5. 予算措置（平成24年度実績）

1件あたり平均220万円程度

6. 指定数（平成24年度）

件数： 30件
学校数： 88校

※ このうち、小中連携に関する取組を行っているものは、9件59校

7. 学習指導要領への反映例

- ・香川県坂出市
（小学校における「生活」の導入（昭和51年～53年））
- ・兵庫教育大学教育学部附属中
（「総合的な学習の時間」の導入（平成2年～4年））
- ・千葉県成田市
（小学校高学年における「外国語活動」の導入（平成15年～20年））

研究開発学校における小中連携、一貫教育の取組

(平成13年度以降に指定を受け(延長指定も含む)、研究テーマが「小・中連携」に分類されているもの)

※記載内容については、原則として最終報告書から抜粋。

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
【国立】								
1 東京都	国立大学法人 お茶の水女子 大学	○附属小学校 ■附属中学校 (他、附属幼稚園)	H17～H19	幼・小・中12年間の学びの適時性と 連続性を考えた連携型一貫カリキュ ラムの研究開発一協働して学びを 生み出す子どもを育てる一	○小学校においては教育課程を、学習分 野「ことば、市民、算数、自然、音楽、ア一 ト、生活文化、からだ、なかま」と創造活動 で編成する。 ○中学校においては、道徳、特別活動・総 合的な学習の時間を統合して、「教科・統 合」の2領域編成するとともに、新教科 「つなぐ科」を設置する。	○小・中学校において一定期間、選 択方式による授業を設定し、小学校 における学習指導要領に示す範囲 を超えて中学生とともに学ぶ場を設 ける。 ○小学校では1～3学年においては 協力学年担任制の中で緩やかな分 野教科担任制をとり、4～6学年では 分野教科担任制に移行する。中学 校の教科担任制による指導形態へ のスムーズな移行を図る。	幼児教育	
2 新潟県	国立大学法人 新潟大学	○附属長岡小学校 ■附属長岡中学校 (他、附属幼稚園)	H15～H17	創造的な知性と自然との共生の心 を培う「科学的な感性、科学的なも のの見方・考え方」を育む幼稚園・ 小学校・中学校の12年間を見通した 教育課程の研究開発	○小学校において、教科等の時数を削減 し、新教科「自然科学科」(小1～6)「科学 探求科」(小3～6)を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間 や選択教科の時数を削減し、「科学/技術 科」「サイエンスコース」「アートコース」「コ ミュニケーションコース」を設置。 ○総合的な学習の時間等の時数を削減 し、小学校算数科・中学校数学科・中学校 理科において内容の付加と時数増	幼児教育、幼・小 連携 科学技術・理科教 育 既存の教科等の 充実		
3		○附属長岡小学校 ■附属長岡中学校 (他、附属幼稚園)	H22～H24	「社会的な知性」を培うための幼・ 小・中連携による協働型学習カリ キュラムと「知」の循環型教育システ ムの研究開発	○小1～中3で教科や総合的な学習の時 間等の時数を削減し、新教科「社会創造 科」を設置。	○幼・小・中の12年間を発達心理学や一 貫教育の先行研究の知見から、暫定的に 5つのステージに分ける ・第1ステージ:3歳児～5歳児前半 ・第2ステージ:5歳児後半～小2 ・第3ステージ:小3・4 ・第4ステージ:小5～中1 ・第5ステージ:中2・3	幼児教育 言語教育	
4		○附属新潟小学校 ■附属新潟中学校	H19～H21	「学習スキルの時間」を新設した9か 年指導プログラムとしての教育課程 と指導方法の研究開発	○小1～中1で、教科等の時数を削減し、 「学習スキルの時間」を設置。		その他新教科等	
5 京都府	国立大学法人 京都教育大学	○附属京都小学校 ■附属京都中学校	H15～H17 H18～H20(延長)	(18～20年度) 「9年制義務教育学校」の設立に向 けた小中学校9年一貫教育システ ムの確立に関する研究開発	○教科等の時数を削減し、新教科を設 置。「英語」(小1～6)、「サイエンス」「ラン ゲージ」「アントレプレナー」(小5～中3) ○小・中の教科指導領域・内容の移動(9 年一貫の教育課程を編成し、小学校課程 として示された単元・内容の中学校への 移行、中学校課程の単元・内容の小学校 への移行を行う)	○現行の6・3制のような分離独立的な区 分ではなく、あくまで9年一貫教育を目標 とする運用上の区切りとして9年間を3 つに区分する。 ・4【初等部】 ・3【中等部】 ・2【高等部】	○小中の教科指導領域・内容の移 動あり。 ○小5から、教科担任制を取り入れ た学級担任制	職業教育・キャリア 教育 その他新教科等

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
6 奈良県	国立大学法人 奈良女子大学	○附属小学校 ■附属中等教育学校 (他、附属幼稚園)	H18～H20	幼・小・中等15年間にわたり、事物認識とその表現形成の徹底化を通じて、独自の「ねばり強い」思考力を育成する教育課程の研究開発	○小学校における「新設活動の時間」「もの好き」「もの発見」「もの探求」「テグゴト論」「校種間連携活動」はどのような学習の時間の時数を削減し、 ○中等教育学校における「創作科」(中学の技術・家庭科、美術科、音楽科、高校の家庭科、芸術科の統合教科)の設置。	・6(幼稚園年少～小3)…幼小連携の期間 ・6(小4～中3)…小中連携の期間 ○9歳前後の段階までは体験的・基礎的な学習を大切に、その後各教科等で専門的な指導を開始すれば、義務教育の出口である9学年で子どもたちの可能性を引き出し、学力の確実な定着・向上を図ることができるのではないか。 ○発達心理学や認知心理学の「具体的な思考から抽象的な思考に飛躍する転換期が9～10歳である」という見解を参考 ○いわゆる「9歳の壁」をどう乗り越えるかという教員の教育実践上の課題に着目	幼小連携 英語教育 特別支援教育	幼児教育
7 広島県	国立大学法人 広島大学	○附属三原小学校 ■附属三原中学校 (他、附属幼稚園)	H15～H17 H18～H20(延長)	(18～20年度) 幼小中一貫の教育力を生かした社会のグローバル化・高度情報化・超少子化の進展に対応する国際的コミュニケーション能力の育成を中心とした21世紀型学校カリキュラムの研究開発 ※21世紀型学力:国際的コミュニケーション能力、共同的創造力、人間関係力	○小1～中3で教科等の時数を削減し、新教科「国際コミュニケーション」を設置。 ○小1・2年で音楽、図画工作、体育の時数を削減し、新教科「表現科」を設置。 ○小5・6年で総合的な学習の時間の時数を削減し、選択教科の時数を設定。	○総合的な学習の時間の一領域として小6と中1の異学年合同の時間を設ける。 ○小6に教科担任制導入	幼小連携 英語教育	幼児教育 英語教育
8 香川県	国立大学法人 香川大学	○附属坂出小学校 ■附属坂出中学校 (他、附属幼稚園、附属養護学校)	H15～H17	園児・児童・生徒の生活や学びの状況に適應した教育課程を創造するため、新しい教育制度「5・4制」を実施した場合は幼稚園と小学校及び小学校と中学校の接続の在り及び、幼小・小中一貫した教育課程、指導方法及び評価方法について	○学習指導要領中1の内容を小6で指導。 ○小6に、総合的な学習の時間の時数を削減して、選択教科を導入。 ○小学校低学年においては、教科等を総合的な学びの時間「くらら」として実施。 ○小3から英語科を新設。 (小学校の教科等の時数を削減)	○総合的な学習の時間の一領域として小6と中1の異学年合同の時間を設ける。 ○小6に教科担任制導入	幼小連携 英語教育 特別支援教育	幼児教育、幼・小連携 英語教育 既存の教科等の学年を越えた習熟度別指導
9 宮崎県	国立大学法人 宮崎大学	○附属小学校 ■附属中学校 (他、附属幼稚園)	H14～H16	「幼稚園、小学校、中学校の12年間の連続した学びの中で、豊かな人間性を養い、基礎・基本に支えられた確かな学力を培う教育課程・指導方法の研究」一確かな自分をつくる「ふそくもくもくせいプラン」の展開	○小・中の教科内における学習内容の再編や異学年での学習 ○小学校では、教科再編により「くらら」「生活総合科」「表現科」を設置するとともに、総合的な学習の時間の時数を削減して「英語科」を実施。 ○中学校では、総合的な学習の時間、選択教科の時数を削減し、国語、社会、数学、理科、英語において学年枠を越えた習熟度別学習を実施。 ○幼・小・中におけるコミュニケーションズ ○小・中における「くらら」を創設。(総合的な学習の時間の時数を削減)	○小学校で一部教科担任制	幼小連携 英語教育 既存の教科等の学年を越えた習熟度別指導	幼児教育、幼・小連携 英語教育 既存の教科等の学年を越えた習熟度別指導
【公立】								
10 北海道	鹿追町	○鹿追小、瓜幕小、通明小、上幌内小、笹川小 ■鹿追中、瓜幕中 (他、北海道鹿追高)	H15～H17 H18～H20(延長) H21～H23(新たな研究テーマで指定)	(21～23年度) 環境問題の解決を目的に地球市民の育成を図るために環境教育プログラム「地球学」の幼小中高連携した研究開発	○小学校では、生活や総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「地球科」を設置。 ○中学校では、総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「地球科」を設置。 ○中3では、主に選択教科の時数を減じて新教科「実社会数学」を設置。	○中・高は連携型中高一貫教育校	中高連携 科学技術・理科教育	中高連携 科学技術・理科教育

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
11 山形県	小国町	○小国小、白沼小、叶水小、伊佐領小、玉川小、玉川小足中分校、小玉川小、沖庭小、北都小 ■小国中、白沼中、叶水中、玉川中、小玉川中、北都中 (他、県立小国高)	H13～H15 H16～H18(延長)	(13～15年度) 地域が一体となった型中高一貫教育を中心とした小中高連携教育の研究－国際理解教育、情報教育における小中高連携した新たな必修教科の研究－	○小1～中3において、総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語科」(小1～6)、「ことばの時間」(小1～中3)、「生き方科」(小3～中3)を設ける。 ○小1～中3において、総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語科」(小1～6)、「ことばの時間」(小1～中3)、「生き方科」(小3～中3)を設ける。		○既存の教科等における小中高間の連携した取組を実施する。(異校種教員のTT、異校種間の合同授業等) ○中・高は連携型中高一貫教育学校	中高一貫、連携教科・領域の構成及び内容の見直し 外国語・情報 地域との連携、企業との連携
12 栃木県	栃木市	○皆川城東小学校 ■皆川中学校	H17～H19	国際社会に貢献することのできる児童生徒の育成を目的とした、9年間を見通した小中高一貫教育の教育課程の編成の在り方についての研究開発	○総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語科」(小1～6)、「ことばの時間」(小1～中3)、「生き方科」(小3～中3)を設ける。			英語教育 その他新教科等
13	上三川町	○本郷小、本郷北小 ■本郷中学校	H22～H24	持続可能な社会の構築を目指して、児童・生徒がよりよい自然環境・社会環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができようとする態度を育成するため、新教科「みらい創造科」を創設し、その教育課程及び評価方法等の研究開発を行う。	○小1～中3で、生活や総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「みらい創造科」を設置。		環境	
14 埼玉県	春日部市	○粕壁小学校 ■春日部中学校	H15～H17 H18～H20(延長)	(18～20年度) 小学校に英語科を創設した場合の、系統性をもった小学校・中学校9年間の英語科教育課程の創造	○小学校において、総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語科」を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間の時数を削減し、外国語の時間を増加。			英語教育
15 千葉県	成田市	○成田小学校 ■成田中学校	H12～H14(小のみ) H15～H17(延長) H18～H20(延長)	(18～20年度) 小・中学校9年間の英語科学習において、効果的に確かな英語の力を身につけるための教育課程・指導方法を明らかにする研究開発	○小学校において、総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語科」を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間の時数を削減し、英語科の時間を増加。			英語教育
16	船橋市	○若松小学校 ■若松中学校	H21～H23	小学校、中学校の9年間を通じて基礎的、基本的な内容の確実な定着を図るため、学習内容の移行、統合を含めた児童生徒の心身の発達を踏まえた教育課程の研究開発－児童生徒のコミュニケーション能力の育成や「人間としての在り方生き方」教育の視点から教育課程の再構成	○第1期～第3期に分け、確かな学力の育成と中1ギャップの解消を図る。 ・4【第1期】…児童の状況、実態を踏まえながら基礎的・基本的な知識・技能の定着や学習習慣を確立する。 ・3【第2期】…基礎的・基本的な知識・技能を活用し、解決する学習内容を明らかにし、思考力、判断力、表現力等を育成する。 ・2【第3期】…自ら課題を設定し、思考力、判断力、表現力を生かして解決していく主体的な学習態度を育成する。		○若松小中学校は船橋市の小中高一貫教育のハイロット校 ○9年を4・3・2の3期に分け、各期ごとのまとまりを意識するとともに9年間を見通し、それぞれの心身発達を踏まえたカリキュラムに再構成する。 ○小5・6の一部教科(理、英、図、音)で教科担任制を導入	その他新教科等

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
17 東京都	品川区	○伊藤小、上神明小 ■富士見台中学校	H13～H15	確かな学力の定着を図るとともに個性豊かな能力をもつ児童・生徒を育てるため、小学校と中学校との継続指導を含め、個々の児童・生徒の適性・能力に応じた指導を行い、その資質・能力が一層発揮、伸長されることを目指した教育課程の一体的編成の在り方を継続的に研究する。	○小1～中3において、教科の枠を柔軟化し、言語系、自然系、社会系、健康系、芸術系の5つの系に再編し、方法習得型のクロスカリキュラム「系の学習」を実施。 ○「系の学習」の発展として、小学校で「スキルアップ学習」を実施。 (総合的な学習の時間の時数を削減)			教科・領域の構成及び内容の見直し
18	品川区	○第二日野小学校 ■日野中学校	H14～H16 H17～H19(延長)	(17～19年度) 小中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や指導方法、研究シナテム及び評価に関する研究開発	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科等「英語科」(小1～中3)、「市民科」(小1～中3)、「ステップアップ学習」(小5～中3)を設置。	○9年間を4・3・2のまとまりに区分する。 ・4【基礎・基本の定着】 ・3【基礎・基本の徹底】 ・2【自学自習の重視】 ○既存の制度に子どもたちを合わせるのではなく、子どもたちの成長に制度を作り変えた。 ○子どもも心理的・身体的な発達や行動面を追うと、5年生頃を境に大きな変化が見られる。この時期は、具体的思考から抽象的思考へ移行する時期であり、心が揺れ動き不安感が強くなる時期でもあり、身体的な変化も大きい。	○品川区小中一貫教育要領に基づいて全教科のカリキュラムを再編成して実施 ○小5から教科担任制を実施	英語教育 その他新教科等
19	大田区	○矢口小学校 ■蒲田中、安方中	H16～H18	これからの社会を生き抜くために必要な技術的素養(テックロジージャーナレーション)の育成を重視する新教科(Technology Education)の教育課程等の研究開発	○小1～中3において、教科等の時数を削減し、新教科(Technology Education)を設置			その他新教科等
20 神奈川県	横浜市	○西前小、岸谷小、立野小、釜利谷西小、桂小 ■西中、生麦中、仲尾台中、西金沢中、奈良中	H18～H20	国際化・情報化が急速に進展する時代に必要「生きる力」である、コミュニケーション能力の基礎を育むため、小中一貫教育の視点から、小中学校9年間を見通した英語教育の教育課程や指導方法及び評価方法について研究開発を行う。	○小学校において、全学年で「英語科」を実施(時数の増加により実施)。 ○中学校において、総合的な学習の時間や選択教科の時数を削減し、外国語の時数を増加。			英語教育
21	南足柄市	○北足柄小、南足柄小、福沢小、岡本小、岩原小、向田小 ■北足柄中、南足柄中、岡本中、足柄台中(他、北、南足柄、福沢、岡本、むつみ幼稚園)	H19～H21	夢と希望に向け、粘り強く自分の道を切り開く子どもの育成を目指した、幼稚園・小学校・中学校の一貫教育を推進する教育課程の開発	○小学校において、総合的な学習の時間の時数を削減し、英語活動や選抜教科の時数を削減し、英語の時数を増加。 ○中学校において、総合的な学習の時間を有機的に結合した新教科「きらり」の創設(小1～中3)	○幼・小・中11年間で4つの区分に分ける。 ・2【自立感の支え期】 ・4【基礎・基本期】 ・3【充実期】 ・2【発展期】 ○幼稚園年少及び年長は11年間の基礎となっている。 ○小学5年生の夏休みから子どもの変化が見られる。 ○既に実施している小学校英語活動の反省からは、小学5年生から知的欲求が高くなる。 ○中学校では、中学2年生から精神的な成長が見られる。	○幼・小・中の一貫性を図る教科力リキュラム等の再編成(発達段階に応じた連続性を重視し、校種間でのめらかな接続や読解力の育成も視野に入れ、9年間の単元系統配列一覧表を作成)	幼児教育 英語教育 その他新教科等 既存の教科等の充実

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
22 新潟県	新潟市	○上所小、女池小 ■鳥屋野中学校	H19～H21	これからの社会を生きる上で必要な「人間力」を育成するために、言葉と体験を重視し発達段階に即した小・中学校9年間一貫教育課程の研究開発	○小1～中3で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「言語技能科」「社会技能科」を設置。 ○小学校で「英語表現の時間」を実施。小1・2は学級活動の一部等として実施。小3～6は総合的な学習の時間等の時数を削減して実施。	○適時性の視点から、9年間を3つに区分し、情緒面及び認知・思考面の発達段階に即した指導内容の重点化と指導法の工夫を図る。 ・4【前期】…具体的思考力を高める時期 ・3【中期】…具体的思考から抽象的思考への円滑な移行を図る時期 ・2【後期】…個性の伸長と主体的学習力を高める時期		英語教育 論理力・思考力の育成のための新教科 既存の教科等の充実
23	三条市	○長沢小、荒沢小 ■下田中学校	H19～H21	「豊かな未来を切り拓く力をはぐくむものづくり学習」～地域の心と「ものごと」とかかわる学習を通して～	○小1～中3で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新領域「ものづくり学習」を設置。			科学技術・理科教育 職業教育・キャリア教育 その他新教科等
24 石川県	金沢市	○南小立野小学校	H12～H14 H15～H17(延長)	(15～17年度) 小学校における「英語科」について、より子ども側の側に立つた目標、内容、指導方法を追求し、これを他の小学校へ普及させること、及び中学校への円滑な接続をすることを目的とした研究開発を行う。	○総合的な学習の時間の削減等により、小学校全学年に英語科を設置			英語教育
25 岐阜県	多治見市	○笠原小学校 ■笠原中学校	H15～H17 H18～H20(延長)	(18～20年度) 「実践的コミュニケーション能力の育成を図るための小中の接続を踏まえた笠原型コンテンツ・ペイストの手法」による英語教育の在り方に関する研究開発	○生活や総合的な学習の時間等の時数を削減し、小・中学校において「E学習(英語学習)」「ABC」「食育」を設置。	○児童生徒の発達段階や興味・関心、英語活動の経験年数を考慮して、幼稚園・保育園から中学校までを4つの段階に区切る。 ・STAGE1(幼・保～小1) ・STAGE2(小2～4) ・STAGE3(小5～中1) ・STAGE4(中2・3) ○特にSTAGE3は小5・6と中1の3ヶ年とし、小中の接続を一層意識した指導を展開。		英語教育
26 愛知県	西尾市	○寺津小学校 ■寺津中学校	H16～H18	小中一貫教育をめざし、新設教科「ABC」及び「食育科」の9年間を見通した教育課程、指導方法及び評価方法のあり方に関する研究開発	○小1～中3において、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「ABC」「食育」を設置。	・4【感覚や知識の体得期(ファーストステージ)】…人間として備えなければならぬ感覚や基本的な知識や技能を体験や反復練習等で身につける。 ・3【知識や問題解決力の習得期(セカンドステージ)】…専門的な知識や技能に触れ、自己を見つめ、他者と関わることで、問題の解決方法を学習する。 ・2【問題解決力や生き方の獲得期(サードステージ)】…広い視野に立ち、知識や技能を総合的に活用し、学びの成果を実践するとともに、自己の生き方を探る。 ※新教科を中心に取り入れ。	○小1から一部教科担任制	英語教育 その他新教科等
27 滋賀県	高島市	○高島小学校 ■高島中学校	H19～H21 H22(1年延長)	(19～21年度) 自己実現を図り、よりよく生きようとする力を育成するために「未来(ゆめ)の時間」を設置し、地域や児童生徒の実態を踏まえ、体験的な学習を核とした義務教育9年間の小中一貫教育の教育課程についての研究開発	○小1～中3で、生活や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の時数を削減し、新領域「未来(ゆめ)の時間」を設置	○9年間を3つに分け、学習内容に系統性を持たせながら、発達段階及び小中のギャップ解消に考慮した教育課程を研究開発する。 ・4【ステージ1:学習・生活における基礎を本】 ・3【ステージ2:発展的な学習】 ・2【ステージ3:自分の将来・地域の未来を考える生き方学習】	○小5・6において一部教科担任制を導入	職業教育・キャリア教育 その他新教科等

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
28 京都府	八幡市	○八幡第二小学校、八幡第四小学校、橋本小、有都小、中央小、南山小、美濃山小 ■男山中、男山第二中、男山第三中、男山中	H20～H22	効率的で効果的な指導方法の研究開発～基礎技術の定着とコンテナーシップ教育の研究を通して～	○小1～中3で、生活や総合的な学習の時間を削減し、新教科「総合基礎科」やわた市民の時間」を設置。			その他新教科等
29 大阪府	寝屋川市	○三井小、明德小、宇谷小 ■第十中学校	H15～H17	自由な発想を喚起する理科教育を中心とした小学校と中学校の一貫教育に関する研究開発 ※理科・英語・情報教育を中心とした小中一貫教育のあり方の研究	○小学校では、総合的な学習の時間の時間を削減し、小6で理科の授業増、小5・6で英語科設置。 ○中学校では、選択教科の時間を削減し、理科・外国語の授業増。			英語教育 科学技術・理科教育 情報教育 既存の教科等の充実
30	河内長野市	○天野小、高向小 ■西中学校	H12～H14(天野小のみ) H15～H17(天野小・西中、延長) H18～H20(2小1中、延長)	(18～20年度) 国際社会に生きる表現力豊かな子どもを育成をめざした小・中学校9年間を見通した英語教育の教育課程・指導方法・評価に関する研究開発	○小学校において、教科や総合的な学習の時間等を削減し、新教科「英語科」を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間や選択教科の時間を削減し、「外国語」の授業を増加。	○子どもの発達段階等を考慮して小・中学校9年間を3つに区分し、英語科のカリキュラムを開発する。 ・4【前期】 ・3【中期】 ・2【後期】		英語教育
31	千早赤阪村	○赤阪小、千早小、多聞小、小吹台小 ■中学校 (他、こごせ幼稚園)	H14～H16(赤阪小、こごせ幼のみ) H17～H19(延長)	(17～19年度) 幼・小・中の11年間に、英語活動・情報活動の系統化したカリキュラムのもと、「国際化・情報化」に対応したコミュニケーション能力の増進を図る指導内容・指導方法の研究開発」をする。	○小学校において、教科や総合的な学習の時間等を削減し、新教科「英語科」「情報科」を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間に「総合英語」を設置。	○英語においては、以下の4期でのカリキュラム編成等を行う。 ・第1期(年中、年長、小1) ・第2期(小2～4) ・第3期(小5～中1) ・第4期(中2・3)		幼児教育 英語教育 情報教育
32	東大阪市	○意岐部小、意岐部東小 ■意岐部中学校	H19～H21	「自分の夢・生き方を創りつづけることができる子」の育成をめざし、小・中一貫して取り組む「夢づくり科」の教育課程およびその効果測定方法の完成	○小1～中3で、生活や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の時間を削減し、新教科「夢づくり科」を設置。	○幼・小・小・中と進級していく過程で、子どもたちにとって大きな段差があると考えられる。これまで進めてきた小・中連携や地域連携をさらに進め、幼稚園から中学校までを一続きの発達と捉え、4つのステージに分ける。 ・ステージ1-1(幼稚園年少、年長、小1) ・ステージ1-2(小2～4) ・ステージ2(小5～中1) ・ステージ3(中2、3)		職業教育・キャリア教育 その他新教科等
33	松原市	○恵我小、恵我南小 ■松原第七中学校	H19～H21 H22(1年延長)	(19～21年度) いじめや不登校の予防及び学校教育支援を行うための小・中連携した教育課程とその指導方法・評価及び小学校・教職員・生徒集団のあり方についての研究開発	○小3～中3で、総合的な学習の時間の時間を削減し、新教科「人間関係学科」を設置。(小1・2は教育課程を変更せず、特別活動等の時間内で実施)			その他新教科等 不登校・生徒指導
34	箕面市	○止々呂美小学校 ■止々呂美中学校 どろみ(森学園)	H20～H22	国際社会の中でたくましく生きる子を育てるために、ことばの力と論理的思考力をもとにした「コミュニケーションの力」と、地域での体験をもとに自分を見つめ、生き方を考える「自己の確立を図る力」を育むための小中一貫した教育課程及び指導方法の研究開発	○小1～中3で、総合的な学習の時間の時間を削減し、新教科「コミュニケーション科」「英語活動科」とどろみタイム科(小3～中3)を設置	○子どもの発達段階に即して9年間を3期に区分 ・4【前期】…基礎基本の定着、反復、生活習慣・学習週間の定着 ・3【中期】…基礎基本の徹底、思春期の課題に対応 ・2【後期】…自主・自立の態度の育成	○小5から教科担任制を段階的に導入	英語教育 言語教育 既存の教科等の充実

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
35	高槻市	○富田小、赤大路小 ■第四中学校	H22～H24	小・中学校間の連携による、発達段階に応じた9年間の系統的な指導法の開発及び新領域の研究	○小1～中3で、生活や道徳、総合的な学習の時間の時数を削減して、新領域「美生活の時間」を設置	○9年間を3つの発達段階の区切りで捉え、各段階における到達目標を設定し、新領域、国語科、算数・数学科のカリキュラム作成だけでなく、学習規律や「学び方」の視点を整理する。 ・4【前期】 ・3【中期】 ・2【後期】	○国語、算数・数学における9年間のカリキュラム編成 ○小5～中1で、小中学校教員の協働による指導	職業教育・キャリア教育
36	神戸市	■本山中学校	H15～H17	通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的配慮が必要な生徒への指導の在り方および支援体制の確立に関する研究	○頭行の通級による指導の枠を越える教育課程の編成 ○通常学級の教育環境づくりを目指す教育課程の編成(LD用だけでなく、すべての生徒が学ぶ楽しさや喜びを味わえるような教育課程)：総合的な学習の時間等の時数の削減等による選択教科、保健体育等の時数増		○特別支援教育における近隣小との連携を実施	特別支援教育
37	和歌山県	○西部小、紀見小、境原小、城山小 ■西部中、紀見東中 ○下津小学校 ■下津第一中学校 ○三川小、富里小、鮎川小 ■大塔中学校 ○周参見小学校 ■周参見中学校	H15～H17 (4市町村合同)	小学校と中学校の連続性を強め、「生きる力」を身につける基礎的な力と個性を生かし伸ばす教育課程、指導方法の研究開発を行う。	○小・中学校において、教科等の時数を削減し、「スキル学習(ベージング、コミュニケーション、IT、ソーシャル)」「葛止Will」を設置。(導入学年は学校により異なる。)		○小5から教科担任制(小5は緩和学年とし、一部教科担任制)	英語教育 情報教育 その他新教科等
38	広島県	○五番町小、二河小 (19年度統合「呉中央小」) ■二河中学校(19年度校名変更「呉中央中」)	H12～H14 H15～H17(延長)	(15～17年度) 豊かな人間性と自立心の育成を目指し、児童生徒の発達段階に即した小中学校を一貫した教育課程・指導方法及び研究システム・評価の開発	○小5から選択教科導入。 ○小5～中1で、総合的な学習の時間を削減し、「英会話の時間」を設置。 ○小1～中3で、生活や総合的な学習の時間、選択教科の時数を削減し、「生き方学習」(進路と人間関係)を設置。	○心身の発達の加速化、学力形成の特質、生徒指導上の諸課題の顕在化をもとに9年間を3区分に分ける。 ・4【前期】…基礎・基本を繰り返して習熟を図る区画期 ・3【中期】…基礎・基本を生かして論理的思考力を養う活用期 ・2【後期】…基礎・基本を応用して個性の伸長を図る発展期	○小学校で部分的教科担任制	—
39	庄原市	○庄原小学校 ■庄原中学校	H17～H19	教育活動全体を通じて小・中一貫したキャリア教育を推進する教育課程・及びキャリア教育で培いたい4能力領域を明確にした指導内容の研究開発 ※4能力領域：人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力	○小1～中3で、生活や特別活動、総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「キャリア科」を設置。			その他新教科等 職業教育・キャリア教育

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
40	北広島町	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校) ○八幡小、雄鹿原小、 芸北小、雲月小、美和 小 ■芸北中学校 (他、八幡幼稚園、芸北 幼稚園、県立加計高芸 北分校)	H17～H19	小学校段階から「ことばの技能科」 「英語科」を新設した場合の(保)幼 小中高13年間の一貫・系統性ある 教育課程についての研究開発	○小学校において、教科や総合的な学習 の時間の時数を削減し、新教科「ことばの 技能科」「英語科」の設置や算数の時数増 に充てる。 ○中学校英語の一部の学習内容を小学 校に移行。 ○中学校において、総合的な学習の時間 の時数を削減し、新教科「ことばの技能 科」を設置。 ○中学校において、選択教科の時数を削 減して、コース選択による数学、英語の時 数増に充てる。	○保・幼～高の13年間で3つに区分する。 ・5【導入期】(保・幼～小4)…10歳頃を境 として、身体的・生理的に大きな変化が見 られ、また、「肯定的な自己認知」や「自尊 感情」がこの時期急に低くなる傾向にあ る。 ・4【充実期】(小5～中2)…次第に論理的 思考や抽象的思考が芽生え、行為の動 機やその課程も考えることができるよう なる。 ・4【発展期】(中3～高3)…これまでの「連 携型」中高一貫教育校の取組を生かし、 中高の接続を重視するという観点から区 分。	○中・高は連携型中高一貫教育校	幼児教育 中高連携 英語教育 その他新教科等 学年を越えた習 熟度別指導
41	廿日市市	○宮島小学校 ■宮島中学校	H20～H22 H23(1年延長)	(20～22年度) 児童生徒の「生きる力」を育てるた めに、キャリア教育を基盤として、伝 統や文化の理解や国際理解を中心 に地域の特色を生かした計画的・組 織的・継続的な教育活動を展開す ることによる義務教育9年間を見通 した教育課程、指導方法の研究開 発	○小1～中3で、教科や総合的な学習の時 間等の時数を削減し、新教科「将来設計 科」「国際コミュニケーション科」「地域伝統 科」を設置	・4【前期】 ・3【中期】 ・2【後期】	○小5から教科担任制実施(小3か ら一部教科において実施)	職業教育・キャ リア教育 その他新教科等
42	香川県 直島町	○直島小学校 ■直島中学校	H14～H16 H23～H25	(14～16年度) 児童生徒一人ひとりの「生きる力」を 育むために、一部に5・4制を取り入 れて9年間の一貫教育とした場合の 教育課程、指導方法の研究開発	○総合的な学習の時間等の時数を削減し て、「英語科」(小1～6)、「表現科」(小1～ 中3)、「選択教科」(小6)を設置。 ○小6の音楽・図画工作・体育、選択教科 では、中学校の内容も加え、教材も興味 関心の高い、より専門的なものを活用す る。 ○小6の算数では、中学校の内容を一部 指導。	○身体発達の発達、思春期の精神 的不安定で人間関係が大きく変わる時 期、子どもが持つ小中学校間の精神的な 壁などを考慮し、5年生までを一つの区切 りとして捉える。 ・5【前期】 ・4【後期】 ・3【自己発見期】 ・2【自律期】	○英語科、音楽科、図工・美術科、 体育科、選択教科において、小6が 全課程を中学校に出向き、中学校 教員による指導を受ける。 ○算数・数学において小6・中1合同 の習熟度別学習、課題別学習を取 り入れ、小中学校の教員が協力し て指導。 ○小6の音楽、図画工作、体育、選 択教科、算数で教科担任制実施。	英語教育 学年を越えた習 熟度別指導
43	琴平町	○琴平小、榎井小、象 郷小 ■琴平中学校	H21～H23	郷土を愛し、まちづくりにより主体的に 参加できる子どもを地域と一体と なって育てることを目指した研究開 発	○小1～中3で教科や総合的な学習の時 間等の時数を削減し、新教科「まちづくり 科」を設置。 ○小1・2に総合的な学習の時間を設定(5 ・2時間を国際理解に充てる。)	○小・中学校を3段階に区分し、それぞれ の発達課題を見据えて「まちづくり科」を9 年間通して設定 ・4【基礎確立期】 ・3【自己発見期】 ・2【自律期】	その他新教科等	その他新教科等
44	高知県 田野町	○田野小学校 ■田野中学校 (他、田野幼稚園)	H14～H16	国際社会に生きる力をはぐくむた めに、幼稚園(年長)、小学校、中学校 の10年間を見通した英語教育の課 程・指導方法の研究開発	○小学校において、生活や総合的な学習 の時間の時数を削減し、「英語科」を設 置。 ○小1・2に総合的な学習の時間を設定(5 ・2時間を国際理解に充てる。)	○英語学習において、幼稚園年長から中 学校までの10年間で3段階に分ける。 ・初期(描写期:英語活動開始後3～4年) ・中期(転換期:同4～6年) ・後期(発展期:同6年以降)	幼児教育、幼・小 連携 英語教育	幼児教育、幼・小 連携 英語教育

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類
45 熊本県	宇土市	○網田小学校 ■網田中学校	H17～H19 H20～H22(延長)	(20～22年度) 自立心と豊かな人間性をばぐむための、児童生徒の発達段階に応じた小中学校の一貫した教育課程、指導方法に関する研究開発	生活や総合的な学習の時間の時数を削減し、「人との関わり体験科」(小1～中3)、「創造表現科(表現活動)(小3～中3)」「英会話(小1～中3)」「そらぼんの時間」(小3～中3)を設置。	○児童生徒の身体、認知・思考、精神面の発達の現状に即して、義務教育9年間の3段階に分け、一貫した指導を行う。 ・4【前期】…学習訓練の徹底を図り、具体的思考力を高める時期 ・3【中期】…具体的思考から抽象的思考への円滑な移行を図り、自己学習力を高める時期 ・2【後期】…抽象的思考力を伸ばし、主体的学習力を高める時期	○小5から一部教科担任制	英語教育 職業教育・キャリア教育 その他新教科等
46	天草市	○一町田小学校 ■河浦中学校	H18～H20	脳科学的知見を取り入れ、新設教科による小・中学校の9年間を見通した教育課程の編成、及び指導の在り方等に関する研究開発	○小1～中3で、総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「創才はぐくみ科」を設置。 ○小1～4で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「ことばの不思議科」を設置。 ○小5～中2で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「不思議探求科」を設置。 ○中3～高3で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「未来探求科」を設置。 ○中3、高1で、数学・英語等の時数を削減し、「BSTタイム英語」「BSTタイム数学」を設置。	○域内の保育園・幼稚園との協力体制を整え、児童生徒の発達段階を3つに区分する。 ・【第1期】(5歳児～小2) ・【第2期】(小3～小5) ・【第3期】(小6～中3) ○児童生徒の発達の差異を考慮 ○校種の変わる段階の接線を考慮	その他新教科等	その他新教科等
47 大分県	宇佐市	○院内中部小、院内北部小、南院内小、安心院小、津屋小、深見小、佐田小 ■院内中、安心院中 (他、県立安心院高)	H22～H24	世界基準の確かな学力を育成する小中高一貫した系統性ある教育課程の創造～読解力を基盤とした「リテラシー」の獲得～	○小1～4で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「ことばの不思議科」を設置。 ○小5～中2で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「不思議探求科」を設置。 ○中3～高3で、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「未来探求科」を設置。 ○中3、高1で、数学・英語等の時数を削減し、「BSTタイム英語」「BSTタイム数学」を設置。	○小中高の円滑な移行を図るため、発達段階に応じて12年間を4段階に分け、指導内容の重点化や工夫を図る。 ・2【KEY STAGE1】(小1・2)…あそびを通して学び、ことばに親しむ導入期 ・2【KEY STAGE2】(小3・4)…分析・表現力を育成するためのことばの基礎を作る基礎期 ・4【KEY STAGE3】(小5～中2)…読解力・課題探求能力を育成する充実期 ・4【KEY STAGE4】(中3～高3)…論理的な思考力・表現力や課題解決能力を育成する発展期 ○就学前とのつながりを視野に入れ、KEY STAGE1・KEY STAGE2を分ける。 ○小4と小5では、複数の情報の整理や問題発見、根拠を立てる道筋等においてギャップがあるためKEY STAGE2・KEY STAGE3を分ける。 ○「自己概念」ができる部分を境としてKEY STAGE3・KEY STAGE4を分ける。	○中・高は連携型中高一貫教育校	中高連携 言語教育
48 沖縄県	那覇市	○全市立小学校35校 ■全市立中学校17校	H15～H17 H18～H20(延長)	(18～20年度) コミュニケーション能力を「人と関わること」「相手を理解し、自己を表現する力」と捉え、小・中学校9年間を見通し、児童・生徒のコミュニケーションに対する積極的な態度の育成と、英語によるコミュニケーション能力の育成を目的として、教育課程の弾力的な編成方法、指導方法、評価方法等の開発する。	○小学校において、総合的な学習の時間や他教科の時数を削減して、「英語活動」を設置。 ○中学校において、総合的な学習の時間や選択教科の時数を削減して、外国語の時間を増加。			英語教育

都道府県	設置者	研究開発学校名 (○小学校 ■中学校)	指定年度	研究開発課題	教育課程の特例	6・3制以外の学年区分の考え方	その他特記事項	他のテーマ分類	
49	南城市	○全市立小学校9校 ■全市立中学校5校	H19～H21	国際化時代に必要な積極的コミュニケーションを図ろうとする態度をばぐくむため、小中学校9年間を貫通した英語教育の効果的な指導方法及び指導内容についての研究開発	○小学校において、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減して、「英語活動」を設置。 ○中学校において選択教科及び総合的な学習の時間等の時数を削減して、外国語の時数を増加。			英語教育	
【私立】									
50	宮城県 学校法人聖ウルスラ学院	○英智小学校 ■英智中学校	H19～H21	「論理的な思考力・考える力」に基づく表現力(=PISA型「読解力」)を育むため、「言語技術科」の教育課程の研究開発及び小・中9年間全教科における「読解力」に基づく学習指導についての研究開発	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小1～中2で、新教科「言語技術科」を設置。	・4[Firstステージ]…基礎・基本の学力を身につける時期。即ち自ら学習課題が分かり、学習計画を立てて、調べる・まとめる・発表するといった自己学習ができるようになる時期 ・3[Secondステージ]…身につけた自己学習力を使いさらに学力の充実をはかる時期。特に集団の中の関係性が複雑になり、より深く広い社会性を身につけていく時期であり、同時に内面においても論理的な思考力が深まっていく時期。 ・2[Thirdステージ]…心身が充実し、学力の応用・発展がなされ、高校の内容も先取り学習できている時期。		英語教育 論理力・思考力の育成のための新教科	
51	千葉県 学校法人曉星国際学園	○曉星国際小学校 ■曉星国際中学校 (他、曉星国際高)	H13～H15 H18～H20	(18～20年度) 変化の激しい社会を生き抜く知識・技能、感性、体力を育むために、学校の中に「学校内学校」方式で全寮制の小・中・高等学校の異年齢集団による小さな「学びの共同体」を作る場合の小中高一貫の教育課程・指導方法・評価方法に関する研究開発	○教科料を再編し、個に応じた教育課程を弾力的に運用。小・中学校において、教科や総合的な学習の時間等の時数を削減して、「バイリンガル」科(小4～中3)「教育リテラシー」科(小4～中3)「新リベラル・アーツ」科(小3～中3)「個人研究の時間」(小4～中3)を設置。 ○一部欧米の教科書を用いて英語で授業を実施。		○「学校内学校」方式によるコース制：本研究による教育を望む児童・生徒・保護者に限定 ○異年齢・異校種の学習集団の編成	中・高連携 その他新教科等	
52	兵庫県 ※甲南幼・小、甲南中・高、甲南女子中・高、それぞれ別法人	○甲南小学校 ■甲南中、甲南女子中 (他、甲南幼稚園、甲南高、甲南女子高)	H13～H15	「人と人、人と自然、人と社会の共生を目指す環境教育を、幼・小・中・高・大の18年一貫教育を通して展開する教育研究開発	○小学校において、教科等の時数を削減して、新教科「統合環境」を設置。 ○甲南中・中2で技術・家庭科の時数を削減し、新教科「地球と環境」を設置。中3で理科から環境分野を独立させ、総合的な学習の時間等の時数を削減し、「情報活用」を設置。 ○甲南女子中：中1で理科・技術・家庭科の時数を削減し、新教科「環境」を設置。中2で技術・家庭科の時数を削減し、新教科「環境」を設置。			幼小連携 中高一貫、連携 高大連携	

教育課程特例校制度について

1. 制度の概要

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。

〔平成15年度より、「構造改革特別区域研究開発学校」制度として始まり、平成20年度より、「教育課程特例校」制度として手続きを簡素化する等している。〕

2. 指定の要件

学校教育法施行規則第55条の2及び関係告示（学校教育法施行規則第55条の2の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号））において、指定の要件を以下のとおり定めている。

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

3. 指定の状況（平成24年4月1日現在）

- 指定件数 206件（180件（平成23年4月1日））
- 指定学校数 2,591校（2,511校（平成23年4月1日））
（国立7校，公立2,546校，私立38校）

※ このうち、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組の数は、43件983校

教育課程特例校（平成23年4月1日現在）における小中連携、一貫教育の取組
 （教育課程特例校のうち、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組）

※記載内容については、特別の教育課程編成・実施計画書から抜粋。

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
【国立】					
1 京都府	国立大学法人京都教育大学	2	H21.4	<p>○小・中の教科指導領域・内容の配列を変更し、9年間で組み替え、小1から中3までの学習内容を系統的・効率的に並べ替えた独自の学習指導要領にそって授業を進める。</p> <p>○教科等の時数を削減し、小1～6で「英語科」、小5、6で「技術科」、小5～中1で「サイエンス」「ランゲージ」「アクトレプレナー」を設置。</p>	<p>○9年一貫の教育課程を編成することにより、小・中に区分された枠組を改変し、より系統的、継続的な学習が保証され、学校間の円滑な連携が図られる。</p> <p>○小中の英語教育には大きなギャップがあり、このギャップを埋め、英語力を育むために小1から教科として「英語科」を実施する。</p>
【公立】					
2 青森県	三戸町教育委員会	5	H21.4	<p>○小1～中3で、道徳等の時数を削減し、新教科「立志科」を設置。</p> <p>○小1～4で、総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「英語科」を設置。</p>	<p>○21世紀の変化する社会を自立的に生き抜くための資質や能力を育成するため、「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」の意義・目標を基とし、地域の実態等を加味して義務教育9年間を一貫した系統的な学習として再構築した「立志科」を実施することにより児童生徒の望ましい人格形成を目指す。</p> <p>○児童生徒が国際化社会の中で主体的に生きていくため、外国語によるコミュニケーション能力育成が必要であり、小学校からの「英語科」の実施は中学校の外国語学習にもつながる。</p>
3 山形県	小国町教育委員会	9	H23.4	<p>○小1～中3で総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「国際・情報科」を設置。</p>	<p>○国際理解教育・情報教育において恵まれた環境にはない東北の中山間地域において、社会の変化に柔軟に対応できる児童生徒を育てることを目指し、英語活用能力とコンピュータ活用能力の育成を小中高一貫教育の柱として取組を推進（平成13～15年度、16～18年度に研究開発学校の柱として）。</p> <p>○これまで「国際・情報」教育を柱に積み上げてきた小中高一貫教育の推進体制を強固にするとともに、英語活用能力・コンピュータ活用能力等のさらなる充実をはかることを目的とする。</p>

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
8 神奈川県	南足柄市教育委員会	9	H22.4	○小1～中3で、総合的な学習の時間を削減し、新教科「きらり」を設置。(道徳・特別活動・総合的な学習の時間を有機的に結合し、体験的で地域をステーションとして学ぶ教科)	○H19から3年間の研究開発学校指定における研究において、①道徳・特別活動・総合的な学習の時間を有機的に結合した新教科「きらり」②9年間を見通した英語教育の取組③「なめらかな接続」と「適度な段差」を考慮した一貫教科カリキュラムによる授業改善を柱に教育課程の開発を実施し、幼稚園から中学校までのスムーズな移行や系統性・計画性のある教育の充実等について確かな成果を上げている。 ○今後も豊かな心の育成を基盤に、道徳的判断力を高める新教科「きらり」の実践・検証を進め、小中一貫教育を推進する必要がある。
9 新潟県	新発田市教育委員会	34	H20.4	○国語等の時数を削減し、小1～中3で新教科「日本語」を設置。	○新発田市では、いじめや不登校、問題行動の減少が大きな課題の一つであり、解決には自己表現能力と人間関係力の育成が必要であることから、言語の教育と心の教育をより密接に融合させ、日本語を総合的に学ばせる教科「日本語」を新設し、言語能力を高めるとともに、日本語の美しさを感じ取り、日本人の感性、情緒、特徴といった日本人の「心」についても学ばせた。
10 富山県	高岡市教育委員会	40	H18.4	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小5～中1で、新教科「ものづくり・デザイン科」を設置。	○平成18年4月から特区として開始した「ものづくり・デザイン科」では、ものを作る喜びを味わったり、高岡のよさを知り郷土を愛する心が育つ心が育つなどの成果が得られた。今後、ものづくりの楽しさや完成の達成感を味わう中で、自ら主体的に取り組み創造力、ひとつのものに取組む集中力や忍耐力等を育成していきたい。
11 長野県	諏訪市教育委員会	11	H20.4	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小1～中3で新教科「相手意識に立つものづくり科」を設置。	○諏訪市は多くのものづくり企業が集積する地域であり、市内全小中学校を対象にものづくり教育を推進してきている。 ○小さい時から「相手意識に立つものづくり」の考え方を身につけ、地域の要望に応えて次世代を担う人材を育成し、他者を思いやる豊かな心情を育成するために、特別な教育課程の編成が必要。
12 長野県	上田市教育委員会	2	H20.4	○総合的な学習の時間の削減等により、小1～中3で「スキー科」、中1～3で「英会話科」を設置し、小1～4で「外国語活動」を実施。 ※中1の理科「大地の変化」、「植物の世界」で学ぶ内容の一部をそれぞれ小6理科「大地のつくりと変化」、「植物と日光」に移動して指導する。(移動した内容は中学校で指導しない)。	○観光地である菅平高原に位置する菅平小中学校においては、地域の特性を生かしたスキー活動を通して地域への愛着と誇りを育むとともに、増加する外国人観光客に対応できる英会話の力を身につけた人材の育成が求められている。
13 静岡県	沼津市教育委員会	41	H18.4	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小1～中3で新教科「言語科」を設置。(「英語の時間」「読解の時間」で構成)	○子どもの実態を見ると、コミュニケーション能力の向上や言葉を用いて積極的に人に関わっていくようとする態度の育成が大きな教育課題であり、児童生徒の言語能力の向上を目指す「言語科」の取組を通して、沼津市の教育課題の解決を図る。

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
14 京都府	京都市教育委員会	11	H16.4	<p>【京都御池中学校ブロック】 ○年間授業時数を増加し、小1～中3の「算数科」「数学科」について弾力的な指導カリキュラムを作成、実施する。</p> <p>○総合的な学習の時間の時数の削減等により、小6で「英語科」、小1～中3で「読解科」、小3、4で「外国語活動」を実施。</p> <p>【陶化中学校ブロック】 ○小6で「外国語活動」の時数を削減して「英語科」を設置。</p> <p>【花背中学校ブロック】 ○小1～中3「算数科」「数学科」において弾力的な指導カリキュラムを作成、実施する。 (中学校では、選択教科の時数を削減して数学の時数を増加) ○小1～6で総合的な学習の時間の時数の削減等により「英語科」を設置し、小1～中3の「英語科」について、弾力的な指導カリキュラムを作成、実施する。</p> <p>【大宅中学校ブロック】 ○小5、6、中1の「算数科」「数学科」について、弾力的な指導カリキュラムを作成、実施する。 ○小5、6で「外国語活動」の時数を削減し「英語科」を実施。 ○中1～3で、総合的な学習の時間の時数を削減し、「英語表現科」を設置。</p>	<p>○特別の教育課程の実施を通じて、小中の枠を越えて9年間を一つのスパンとした学校間の「協働体制」を構築していくことにより、義務教育期間の「学びの連続性」を確保し、児童生徒の「育ち」をより豊かで豊かなものとする。</p> <p>○京都市は世界有数の国際文化観光都市であり、児童生徒が英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付け、京都の文化や伝統を世界に発信することは、今後の観光振興に大きく寄与する。</p> <p>○「理数離れ」が指摘されている今日、「算数・数学」についての興味・関心を高め、数学的な見方・考え方などを身に付けることは、京都市の伝統産業から先端技術産業に至るまでの技術革新や新産業の創出にも大きな効果をもたらす。</p>
15 奈良県	上北山村教育委員会	2	H22.4	<p>○小1～中3で、総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「国際科」を設置。 ※「国際科」の中で行う英語学習について、教科書の早期給与を行い、中学校の「読む」「書く」の学習の基礎的な内容を小学校高学年段階で取り入れる。</p>	<p>○へき地小規模校にとっても、子どもたちの社会性の育成は重要な課題であり、「国際科」の創設により国際理解教育・情報教育に力を入れ、社会性の育成とともに、将来国際社会に適應し、社会人としてたくましく生きていく力を身に付けることが大きなねらいである。</p>

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
16 岡山県	新見市教育委員会	29	H18.3	○総合的な学習の時間の時数の削減等により、小1～6で「外国語活動」、中学校1～3で「英語表現」を設定。	○国際化が進む中、しっかりと国際感覚と実践的コミュニケーション能力を持つ人材の育成が求められており、新見市においても国際貢献やカナダシドニー市との姉妹都市交流など、さらにその取組を充実させる必要がある。 ○未来を担う児童生徒が「コミュニケーション能力を支える実践的英語力」や「国際社会に生きる日本人としての自覚」「自国認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」を身につけることが重要であると考える。
17 広島県	広島市教育委員会	206	H19.4	○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小5～中3で「言語・数理運用品科」を、小5、6で「英語科」を設置。	○国際平和文化都市としての都市づくりを担う人材を育成する必要があるが、言語や教理による思考力・判断力・表現力の育成、英語によるコミュニケーション能力の育成を目標し、特別の教育課程を編成する。
18 福岡県	八女市教育委員会	2	H21.4	○国語科等の時数を削減し、小1～中3で新教科「礼節・ことば科」を設置。	○当該校の位置する地域は、古くから剣道が盛んであり、礼節を重んじる地域であるが、社会の変化等により近隣関係の希薄化や規範意識の低下が見られる。まだ息づいている地域の良さを生かしながら、古くから受け継がれる礼儀作法や人との交わりの在り方について、小中9年間で計画的・系統的に学ばせることで、「思いやり」「規範意識」を育て「人間関係力」の伸長を図る。
19 長崎県	五島市教育委員会	2	H19.4	○総合的な学習の時間の時数の削減等により、小1～4で「英語活動」、外国語活動の時数の削減により、小5、6で「英語科」を設置。 ○小1～中3で「特別活動」と「総合的な学習の時間」を統合再編し、「奈留実践」を設置（「ふるさと」(郷土学習)、「あすなる」(進路学習)、「かがやき」(学級活動)の3分野で構成) ※小6～中2の英語科において、それぞれ上位学年の教科書を早期使用する。	○奈留地区では、水産業の不振に伴う人口流出・少子化が進行し、児童生徒数も減少していく中で、教育水準の維持・向上を図るために「学力の向上」「社会力の育成」を2本柱とする小中高一貫教育を20年度から実施している。 ○英語教育により、児童生徒の英語学習や国際理解に対する興味・関心の高まり、コミュニケーション能力の育成等が期待でき、「奈留実践」により、故郷を愛し誇りをもてる児童生徒、自己表現へのたくましい意欲を持てる児童生徒の育成を図ることができる。
20 長崎県	佐世保市教育委員会	3	H19.4	○小3～6で「英語科」を設置。 ○小1～中3で、生活科の一部、特別活動、総合的な学習の時間を整理・統合し、「宇久・実践」を設置。	○宇久地区では、少子化が進み「特別活動」の「集団」を通しての指導は困難であり、教員数も減少傾向にあるので、小中高の教育水準の向上を図り、12年一貫で体系的に教育活動を行う「宇久・実践」を新設。 ○難島で異文化に触れる機会が少ないことから、早期に異文化に触れて興味を持たせ、高学年以降の英語教育への接続を円滑にするために小3から「英語科」を新設。

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
21 長崎県	小値賀町教育委員会	3	H19.4	<p>○小6、中1で「合同教科」を設置(年間、国語を5単位時間、算数・数学を5単位時間実施することとし、それぞれ各教科の標準時数を移行して「合同教科」に充てる。)</p> <p>○小1～中3で、生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の一部を再編し、「グローバル科」「遠未来使学」を設置。(「遠未来使学」の学習の一部として小1～6に英語活動の時間をおく。)</p>	<p>○小学校からスムーズに中・高校生活になじめる学校づくりを目指し、12年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、確かな学力の定着とともに、一人一人の個性や能力を最大限に伸ばしていく、郷土に根ざした小中高一貫教育を構築する。</p>
22 熊本県	産山村教育委員会	2	H19.4	<p>○総合的な学習の時間の時数の削減等により、小1～中3で「ヒゴダイイングリッスン」「うぶやま学」、小3～中3で「チャレンジ学習」を実施。</p> <p>※中学校の英語を小6から先取り学習(中1の教科書を早期給与)</p>	<p>○産山村では、恵まれた自然環境を生かした基幹産業の農業・畜産業の振興、観光施設を生かした交流人口の増大を図り、経済発展をめざす必要性がある。村の発展に寄与できる有能な人材を確保することが重要であることから、教育に特に力を入れており、タイ国との姉妹校提携による交流や、海浜地区との交流など、様々な取組を行っている。</p> <p>○平成19年度より特区の認定を受け、新教科・領域を創設するなど特色ある教育課程を編成しており、今後より効果的・効率的に取組を実施するには、それぞれの取組を系統的に編成し、9年間を通して計画的に学習する小中高一貫教育システムを構築する必要がある。</p>
23 熊本県	熊本市教育委員会	2	H16.4	<p>○道徳や総合的な学習の時間の時数の削減等により、小1～中3で「生き方創造科」「国際科」「基礎教科の充実発展」を実施。</p> <p>※基礎教科の充実・発展・数学・英語における教科書の早期給与</p> <p>※国際科英語：小5・6年から中1の教科書の早期給与</p>	<p>○小学校での学力が中学校につながらず、学力低下傾向が見られるという地域の課題に対応するため、①教育段階の工夫、②教育課程の工夫を柱に小中高一貫教育を導入し、小学校から中学校へのスムーズな移行や系統性・計画性のある教育の充実を図るとともに、国際科・情報化等の社会の変化や子どもへの個性へ対応した取組を行っており、成果が上がっている。</p> <p>○これらの取組を継続的、発展的に推進するため、特別の教育課程を編成する必要がある。</p>
24 熊本県	宇土市教育委員会	10	H22.4	<p>○小3～中2で、総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「そろばんの時間」を設置。</p>	<p>○宇土市は県内において「そろばん王国」と言われた歴史を持ち、そろばん学習を通して、地域の特色等を主体的に学び取る学習を推進することは、宇土市教育立市プランの基本理念「郷土を愛する心、豊かな心を持った人を育てる」上で有意義である。</p> <p>○宇土市立網田小・中学校において小中高一貫教育に取り組み、「そろばんの時間」等の新設により、キャリア推進の基盤となる確かな学力と自己表現力の育成を行っており、その成果を他の小中学校に反映させる。</p>
25 大分県	大分市教育委員会	1	H23.4	<p>○小1～6で、総合的な学習の時間等の時数を削減し、新教科「ことばコミュニケーション科」を設置。</p>	<p>○対象校は大分市の中心部にあり、国際いすまらソン選手との交流等、国際的行事に関わる機会が多く、また、校区に様々な国籍・職業の人が居住し、英語を用いてコミュニケーションする機会が多い。</p> <p>○このため、多様な人々とコミュニケーションを図り、国際言語である英語を伝える力を育成する必要がある。</p>

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
26 鹿児島県	薩摩川内市教育委員会	61	H18.4	○総合的な学習の時間の時数の削減等により、小1～中3で「コミュニケーション科」、小1～6「小学校英語活動」を設置。 (コミュニケーション科:「表現」領域、「情報コミュニケーション」領域、「生き方」領域の3領域)	○従前の特区制度の下、3モデル地域において「小学校英語教育」の充実、「新教科」の創設等の小中一貫教育を推進し、学力向上・問題行動減少等の成果が見られたことから、平成21年度から取組を全市に拡充し、小・中学校間の円滑な接続を図るとともに、中学校ごとに特色ある教育活動を展開することにより、学習指導上や生徒指導上の課題解決に向けた一層の教育効果が期待できる。
27 沖縄県	嘉手納町教育委員会	3	H22.4	○小1～中3で、総合的な学習の時間の時数を削減し、新教科「英会話科」を設置。	○嘉手納町では、「進取の気性・国際性に富み社会に貢献できる人材の育成」と生涯学習の振興」を目標に、「人間性豊かで、世界にはばたく人材を育むまじか」で「な」の実現に向け、国際化・高度情報化など社会の変化に対応できるように国際理解教育や情報教育を推進している。 ○町内に嘉手納基地を抱えるなど、外国人と日常的に接する機会も多く、グローバルな視点から異文化理解を醸成する国際理解教育の推進、英語が使える日本人の育成という点からも、実践的な英会話力の育成が必要である。
28 沖縄県	那覇市教育委員会	53	H22.4	○小1～4で、教科等の時数を削減し、新教科「英語活動」を設置。 ○中2、3で、選択教科の時数を削減し、「外国語」に充てる。	○平成15年度から研究開発学校の指定を受け、市内全小中学校が小中連携の英語教育を推進しており、中学校区ごとの小中連携も定着し、近年は相互授業参観・小中教師による合同授業等、各校区における独自の連携が展開されてきた。 ○今後、これまでの実践を継続・発展させ、小中連携した系統的・段階的な英語教育を推進し、将来を見据えた「国際社会で活躍する人材」の育成を図る。
【私立】					
29 北海道	学校法人北海道シユタイナ一学園	2	H19.4	○教科等の時数を削減し、小3で「生活」、小1～5で「フオルメン(線描)」、小1～6で「外国語」、「身体と暮らし」、小1～中3で「練習」、「オリエントミナー」、「青空教室」を設置。 ※教科等によっては、一部の学年で当該学年の標準授業時数を下回っているが、各学校段階を通じて授業時数を確保し、又は、指導内容の一部を移行することにより、各教科等の目標の趣旨が達成できるよう指導する。	○シユタイナーの教育理念を基盤とした学校教育を行うことを目的としており、教科の新設、学習内容の導入時期、授業時数等、特別の教育課程の編成が必要。

都道府県	管理機関	学校数	特例開始年月	教育課程の基準の特例	特別の教育課程を編成する必要性
30 宮城県	学校法人聖ウルスラ学院	2	H17.4	<p>○総合的な学習の時間等の時数を削減し、小1～6で「英語科」「言語技術科」、小3で「コンピュータ科」を設置。</p> <p>○生活の時数を削減し、社会と理科の授業を小2から行う。</p> <p>○総合的な学習の時間の時数を削減し、中1～3で「書道科」、中1～2で「言語技術科」を設置。</p> <p>○現行の学習指導要領の内容を学年間で移動する。</p> <p>※算数科(小1～5年)及び社会・理科(小2～5)では上位学年の、英語科(小5～6)及び算数科(小6)では上級学校の内容を取り入れる。</p> <p>※中学校において、中1～3の英語科・数学科・理科等で上位学年又は上級学校の学習内容を取り入れる。</p>	<p>○当該学校法人では、建学の精神でできる心の教育を土台とし、創立以来国際理解教育・外国語教育等を顕著な特色としている。</p> <p>○人間的な成長と確かな学力の向上を目指す小中一貫教育を実践する上で必要なものとして、当該校の様々な特色を活かしつつ諸問題の解決を図った総合的な小中一貫教育計画を策定しており、児童・生徒の成長段階の変化に対応した教育の提供によって学力の向上と心の教育の充実を図ることができている。</p>
31 神奈川県	学校法人シユタイナー学園	2	H17.4	<p>○教科等を再編し、小1～中3で「オイヤクミ」練習」「手の仕事」「コーラス」「水彩」を、小1～4で「フォルメン線描」を、小1～6で「英語」を、小1学年で「散歩」を、小1～3で「運動遊び」を、小5～中3で「工芸」を、小6～中2で「園芸」を新設。</p>	<p>○シユタイナーの人間観に基づく教育内容を実現するためには、特別な教育課程の編成が必要。</p>
32 京都府	学校法人燈影学園	2	H23.4	<p>○教科等の時数を削減し、新教科「天香さん学習の時間」(小1～6)、「天香科」(中1～3)、「異文化理解の時間」(小1～6)、「国際理解科」(中1～3)を設置。</p>	<p>○学園創立者の西田天香が創始した「一燈園生活」の精神の下に「大自然に適う教育」を行っており、人格形成の基礎が身につくよう「祈り」「汗」「学習」を三本柱として小学校から高校までの一貫教育を行っている。</p> <p>○学習指導要領の定める内容だけでは、一燈園生活実践のための教育が十分に行えないため、新教科を設ける。</p>
学校数計		778			

諸外国の義務教育制度の概要

参考資料7

	日本	アメリカ	イギリス	フランス
根拠法(*1,*2)	憲法、教育基本法、学校教育法	各州憲法、各州教育法	1944年教育法、1988年教育改革法、1996年教育法等	教育基本法(フィヨン法)
義務教育年限(*3)	・6～15歳の9年間	・6～15歳(州によって異なる) ・9年間から1年間の就学前教育を含めた13年間までのものもあるが、9年間又は10年間とする州が多い ・就学義務開始年齢は6歳からとする州が最も多い 【カリフォルニア州の場合】 ・6～18歳の12年間 (California Education Code)	・5歳～16歳の11年間	・6～16歳の10年間
義務教育段階の就学の際の学校選択(*4)	・一般的には通学区域によって就学すべき学校が決まっている ・ただし、市町村教育委員会が学校選択制を導入していれば可能 ・なお、就学校を指定された後の変更も可能	・どの学区にある学校でも選択可能(実際は児童の住居に最も近い学区が指定される) ・マグネットスクールやチャータースクールは学区に関係なく、公募によって入学希望者を募る	・どの学区にある学校でも選択可能(ただし、他に利用可能な学校がある場合)	・学区によって就学すべき学校が決まっているが、保護者の希望により変更は可能(初等教育段階は学校選択はできない)
義務教育制度の対象となる学校の範囲 (※私立学校は認可権者等から認可等を受けたものをいう)	・国公立学校 ・ホームスクーリングは認められていない	【カリフォルニア州の場合】 ・公立学校 ・私立学校、ホームスクーリング等は、公立学校就学義務の免除の扱い(ホームスクーリングは私立学校の一形態とみなされる) (California Education Code)	・(地方教育当局が維持する学校種として)コミュニティ・スクール、ファンデーション・スクール、ボランティア・スクールなど ・インディペンデント・スクール(私立学校) ・ホームスクーリング (School Standards and Framework Act 1998)	・公立学校 ・ホームスクーリング等の場合、学区の視学官の監査を受ける(義務教育を家庭で行うことも認められている)(比較教育学研究第41号2010年 フランスの義務教育改革をめぐる論点/藤井穂高)
義務教育段階の各学校種(名称)(*3)	【初等教育】 ・小学校 【中等教育】 ・中学校 ・中等教育学校前期課程	【初等・中等教育】 ・小学校 ・下級ハイスクール ・ミドルスクール ・上級・下級ハイスクールのうち3年間 ・4年制ハイスクールのうち1年間 ※州によって異なる	【初等教育】 ・初等学校 ・ファースト・スクール ・プレ・プレパトリー・スクール 【初等・中等教育にまたがるもの】 ・ミドル・スクール ・プレパトリー・スクール 【中等教育】 ・総合制中等学校 ・グラマー・スクール ・モダン・スクール ・アッパー・スクール ・パブリック・スクール等	【初等教育】 ・小学校 【中等教育】 ・コレージュ ・リセ、職業リセ(見習い技能者養成センター)のうち1年間
義務教育段階の各学校種の性質(修業年限を含む。)(*3)	・小学校:6年制 ↓ ・中学校:3年制 ・中等教育学校前期課程:3年制 ※中等教育学校の修業年限は6年	・①6-3(2)-3(4)年制、②8-4年制、③6-6年制の3つに大別される ・このほか、5-3-4年制、4-4-4年制などがある ・最近では、ミドルスクールの増加に伴い、5-3-4年制、4-4-4年制が増えている ・また、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある	・初等学校:6年制(幼児部:2年、下級部:4年) ↓ ・総合制中等学校:5年制が基本 (一部の学校) ・ファースト・スクール→ミドル・スクール→アッパー・スクール (私立学校) ・プレ・プレパトリー・スクール→プレパトリー・スクール→パブリック・スクール	・小学校:5年制 ↓ ・コレージュ:4年制 ↓ リセ等:3年制 ・通常、後期中等教育(リセ等)の第1学年で義務教育が終了(後期中等教育は無償)
義務教育段階の各学校種に就学する割合 括弧書きは在学者数(国公立学校の合計)(*3)	【初等教育】 ・小学校:(688.7万人) ↓ 【中等教育】 中学校:99.6%(357.4万人) 中等教育学校:0.4%(1.6万人(前期課程)/2.7万人(全課程)) ※平成23年度学校基本調査より算出 ※中等教育の割合は、中学校及び中等教育学校の生徒数359.0万人を100%として算出	【公立初等学校の形態別割合(平成19年)】 ・3年制又は4年制小学校:6.8% ・5年制小学校:33.8% ・6年制小学校:16.4% ・8年制小学校:8.3% ・ミドルスクール:17.7% ・初等・中等双方にまたがる学校:8.5% ・その他:8.6% 【公立中等学校の形態別割合(平成19年)】 ・下級ハイスクール(3年制又は2年制):9.9% ・上級ハイスクール(3年制):2.4% ・4年制ハイスクール:49.5% ・上級・下級併設スクール(通常6年):10.7% ・初等・中等双方にまたがる学校:20.3% ・その他:7.1%	・原則として無選抜の総合制中等学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している ・一部において、初等学校及び総合制学校に代えてファースト・スクール、ミドルスクール及びアッパー・スクールが設置されている ・初等学校から選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある ※学校種類別数は不明	【初等教育】 ・小学校:(406.2万人) ↓ 【中等教育】 ・コレージュ:(308.8万人) ↓ ・リセ:(144.7万人) ・職業リセ:(70.3万人) ※リセ等以上の課程は、義務教育ではないため割合は算出していない

	ドイツ	韓国	フィンランド(*7)	シンガポール(*8,*9)
根拠法(*1,*2)	各州憲法、各州学校法	憲法、教育基本法、初等中等教育法	基礎教育法	教育法、義務教育法
義務教育年限(*3)	・6～15歳の9年間(一部の州は16歳までの10年間)	・6～15歳の9年間	・7～16歳の9年間	・6～12歳の6年間
義務教育段階の就学の際の学校選択(*4)	・学区によって就学すべき学校が決められているが、保護者の希望により変更は可能	・学区によって就学すべき学校が決められているが、やむを得ない理由があり、校長が承認すれば変更可能(韓国・初等中等教育法施行令)	・学区によって就学すべき学校が決められているが、保護者の希望により変更は可能	・どの学区にある学校でも選択可能(ただし、他に利用可能な学校がある場合)
義務教育制度の対象となる学校の範囲(※私立学校は認可権者等から認可等を受けたものをいう)	・公私立学校 ・病気等の理由があれば家庭で教育を受けることも可能 (Eurydice National Education System Descriptions Germany)	・国公立立学校 (韓国・初等中等教育法施行令)	・公私立学校 ・学校以外の施設において学習したいとして申請することも可能	・政府立及び政府補助立学校、教育大臣指定の学校 ・教育大臣が認めれば、ホームスクーリングも可能
義務教育段階の各学校種(名称)(*3)	【初等教育】 ・基礎学校 【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校 【中等教育】 ・ハウプトシューレ ・実科学校 ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種 ・ギムナジウム	【初等教育】 ・初等学校 【中等教育】 ・中学校	【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校	【初等教育】 ・小学校 ※一部の学校は、初等・中等教育にまたがるものもある
義務教育段階の各学校種の性質(修学年限を含む。)(*3)	・基礎学校:4年制(一部の州では6年制) ↓ ・ハウプトシューレ:5年制 ・実科学校:6年制 ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種:5～6年制 ・ギムナジウム:9年制(一部の州では8年制) (各々2年の観察指導段階を含む) ・総合制学校:9～13年制	・初等学校:6年制 ↓ ・中学校:3年制	・総合制学校:9年制(前期課程:6年、後期課程:3年) ・任意に総合制学校を1年間延長することができる	・小学校:6年制(1～4年:基礎段階、5～6年はオリエンテーション段階であり教科別習熟度授業(Subject-based Banding)が行われている) (World Data on Education Seventh edition 2010/11 (UNESCO International Bureau of Education))
義務教育段階の各学校種に就学する割合(括弧書きは在学者数(国公立立学校の合計)(*3))	【初等教育】 ・基礎学校:(299.7万人) ↓ 【中等教育】 ・ハウプトシューレ:(93.0万人) ・実科学校:(126.3万人) ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種:(30.2万人) ・ギムナジウム:(246.9万人) 【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校:(58.3万人)※各州によって制度が異なるが、中等教育段階(例:ブランデンブルク州)が一般的 ※各州によって学校制度が異なるため、割合は算出していない	【初等教育】 ・初等学校:(347.4万人) ↓ 【中等教育】 ・中学校:(200.7万人)	【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校:(57.1万人)	【初等教育】(26.4万人=100%) ・小学校:97.3%(25.7万人) ・初等・中等教育にまたがる学校:2.7%(0.7万人) ※初等・中等教育にまたがる学校は、初等教育段階に限定した数値

	日本	アメリカ	イギリス	フランス
教育課程の決定方法(*5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国において到達目標・評価方法を画一的に規定はしていないが、教育課程の基準として学習指導要領を定めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の基準については州又は学区の専管事項であり、全国的、統一的基準は存在しない ・多くの州では、各州ごとに到達水準等を示した「教育スタンダード」を策定している 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「全国共通カリキュラム」を設定している ・「全国共通カリキュラム」は教師が指導する学習内容を規定する「学習プログラム」と児童生徒の期待される到達度の基準である「到達目標」の枠組みで構成されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が法令により学習指導要領を設定している ・学習指導要領では、学校段階ごとの教育課程の基準として、指導すべき教科名とその配当時間、各教科の教育目標や内容を示している ・各学校では、学習指導要領に従って教育課程を編成している
後期中等教育等との関係(*2)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の課程の修了が高等学校入学資格となっている ・高等学校に入学するための試験が実施されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての州で初等中等教育の12年間は、義務教育年限にかかわらず、希望者全員を受け入れる制度がとられている ・小学校あるいはミッドスクールから4年生ハイスクールへ、あるいは下級ハイスクールから上級ハイスクールへ進学する際に、試験等による選抜は行われない 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等学校から中等学校への進学に際しては、公立校の場合、一部の選抜制の中等学校(グラマー・スクール等)を除いて生徒の能力に基づく選抜は基本的には行われない ・義務教育後段階のシックスフォーム・カレッジへの進学に際しては、学校又は希望のコースにより、例えばGCSE(中等教育修了一般資格)などの成績を入学の要件とする場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・コレージュからリセ又は職業リセへの進学は、コレージュの学級委員会による進路指導を通じて行われ、入学試験は実施されていない
指導体制(*2)	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育(小学校):学級担任制(一部の学校では、教科担任制を導入しているところもある) ・中等教育(中学校、高等学校、中等教育学校):教科担任制(英語、数学等個々の生徒の進捗の差が問題となる教科においては、習熟度別学級編制や、学級内でのグループ分けが行われる場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育(小学校):学級担任制(英語、数学等個々の児童の進捗の差が問題となる教科においては、習熟度別学級編制や、学級内でのグループ分けが行われる場合もある) ・中等教育(ハイスクール):教科担任制 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育:学級担任制が一般的(一部に教科担任制もみられるが多くは音楽や体育に限られている) ・中等教育:教科担任制(同時に生活指導担任を配置して生徒の学習や生活面での個人的な指導を行っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育:学級担任制 ・中等教育:教科担任制
教員養成・教員免許取得方法(*6)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学(4年)における教員養成が標準 ・資格試験、試補勤務はない(1年間の条件付採用期間があり、初任者研修を義務としている) ・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種・教科別(中・高等学校)の免許状であり、それぞれ専修免許状(修士レベル)、一種免許状(学部レベル)、二種免許状(短大レベル)の3種類 ・免許更新制がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教員、中等教員とも州が認定した4年制大学(一部5年)における教員養成 ・ほとんどの州において資格試験がある(試験の方法、内容は州により異なる) ・試補勤務はない ・各州が免許状を発行している ・免許状は、教育段階別(初等教員免許状、中等教員免許状) ・ほとんどの州において免許更新制がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を中心とする高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年) ・初等・中等学校に開設されている学校中心教員養成課程もある ・資格試験、試補勤務(新任教員は「イントロダクション」と呼ばれる導入指導プログラムの修了が義務)はない ・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・正教員資格の学校種・教科の別はない ・正教員資格の更新制はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員教育大学センター(2年)(入学要件は修業年限3年の学士取得者、通算5年)における教員養成 ・資格試験(教員教育大学センターの第1学年修了時に教員採用試験を受験、ただし、同センターに在学せずとも受験可)、試補勤務(教員教育大学センターの第2学年)ともある ・試補合格者に国が教員資格を与える ・学校種ごとの教員資格 ・教員資格の更新制はない

	ドイツ	韓国	フィンランド(*7)	シンガポール(*8,*9)
教育課程の決定方法(*5)	<ul style="list-style-type: none"> 各州共通の到達目標である「教育スタンダード」が設定されている 各州が学習指導要領を設定しているが、「教育スタンダード」を踏まえ、評価規準の内容を追加している 	<ul style="list-style-type: none"> 国が教育課程を設定している 「国民共通基本教育課程」として目標と内容を学年別に示しており、いくつかの教科については「水準別教育課程」を編成している 	<ul style="list-style-type: none"> 国がねらいや方針の基準が定められたナショナル・コア・カリキュラムを策定し、評価規準を設定している 	<ul style="list-style-type: none"> 各科目ごとに国がシラバス(教育課程)を策定している 国として、望ましい教育の成果が定められており、具体的には小学校、中等学校、中等学校後の学校段階(キーステージ)における教育の成果を定めている
後期中等教育等との関係(*2)	<p>前期中等教育と後期中等教育が一貫して行われているため、高校入試に相当する後期中等教育段階への選抜試験は実施されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高校に入学するために実施される入学選定は、ソウル市や釜山市など都市部においては普通高校進学希望者が抽選によって学区内の高校に振り分けられる「高校平準化」を実施している 「高校平準化」実施地域においては、中学校時の内申書によって高校への振り分けが行われる 「高校平準化」を実施していない地域は、内申書のほか、全教科に対する学力試験が実施される 	<ul style="list-style-type: none"> 上級中等教育学校や職業学校など後期中等教育段階の学校への進学に際して、入学者の選抜が実施されている 	<ul style="list-style-type: none"> ジュニア・カレッジ(2年間)、中央教育学院(3年間)への進学については、集中配分方式(試験レベルが第一基準、希望コースが第二基準)で決定することが基本となる
指導体制(*2)	<ul style="list-style-type: none"> 初等教育(基礎学校):学級担任制(音楽や美術等の専門的な能力や技術を要する特定の教科は教科担当教員が授業を行っている) 中等教育:基本的に教科担任制 	<ul style="list-style-type: none"> 初等教育(初等学校):学級担任制による混合能力学級編制が一般的(児童の習熟度別のクラス分けが実施されている場合もある) 中等教育(中学校及び高等学校):教科担任制 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制学校(1~6年):学級担任制 総合制学校(7~9年):教科担任制 多様な背景の子どもに対応するために、学級編制は少人数となっているほか、授業を進める中で理解が十分でないか、授業を進める中で理解が十分でないか、授業を進める中で理解が十分でないかと判断された子どもに対しては、補習授業や別室での少人数指導を行うなどの措置がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> 前期中等教育は、4年間の中等学校で行われる 中等学校では、PSLEの結果に基づき快速コース、普通コースに分けられる 快速コースは修了時に一般教育普通修了資格(GCE-O)の取得試験を受験する 普通コースは、普通教育課程(アカデミック課程)と職業教育課程(技術課程)に分かれ、修了時に一般教育標準修了資格(GCE-N)の取得試験を受験する GCE-Nを優秀な成績で取得した生徒は、さらに1年間就学することでGCE-Oの取得試験を受けることができる 3つのコース、課程間の移動は、生徒の成績に応じ可能である ※シンガポールでは、小学校より後は、義務教育段階ではないため、指導体制に前期中等教育段階を記載している
教員養成・教員免許取得方法(*6)	<ul style="list-style-type: none"> 総合大学及びそれと同等の教員養成課程(3年半~4年半) 資格試験(各州が実施する第1次国家試験)、試補勤務(第1次国家試験合格後に1年半~2年)ともある 第2次国家試験合格後に州が資格を認定 学校種別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある(学校種別ごとの方が多い) 免許更新制はない 	<ul style="list-style-type: none"> 初等教員の養成機関は、国立教育大学(4年制)などである 中等教員の養成機関は、一般総合大学内の教員養成学部(4年制)、教育学部(4年制)、教育大学院(2年半制)である 資格試験、試補勤務(初任者研修はある)はない 教員資格の更新制はない 	<ul style="list-style-type: none"> 大学の教員養成課程(5年(学部3年制+修士2年制)) 資格試験、試補勤務はない 修士の学位(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員資格となっている 教員資格の更新制はない 	<ul style="list-style-type: none"> 学士取得者(学士取得までに3~4年)、一般教育上級修了資格(GCE-A)取得者等が入学検定試験を受験し国立教育大学に入学する 国立教育大学では一般教員の身分となる 国立教育大学において学士取得者の場合1年間、GCE-A取得者で学士を取得する場合は4年間、GCE-A取得者で教育ディプロマを取得する場合は2年間の教員養成課程等を受ける 学士取得者の課程(1年間)、GCE-A取得者で学士取得の課程(4年間)を修了すると初等・中等教員、GCE-A取得者で教育ディプロマ取得課程(2年間)を修了すると初等教員の資格が取得できる 資格試験、試補勤務はない 教員資格の更新制はない

*1(出典) 諸外国の教育動向2010年度版 文部科学省 ※フィンランド、シンガポールを除く

*2(出典) 諸外国の教育の状況 財団法人学校教育研究所/編集・発行 平成18年3月15日発行 (一部更新)

*3(出典) 教育指標の国際比較 平成23年版 文部科学省生涯学習政策局 ※フィンランド、シンガポールを除く

*4(出典) 図表でみる教育(Education at a Glance)OECDインディケータ 2010年

*5(出典) 諸外国の到達目標の設定状況について 教育課程部会教育課程企画特別部会(第15回)平成18年9月15日 配付資料 資料2 到達目標に関する関連資料 ※フィンランド、シンガポールを除く

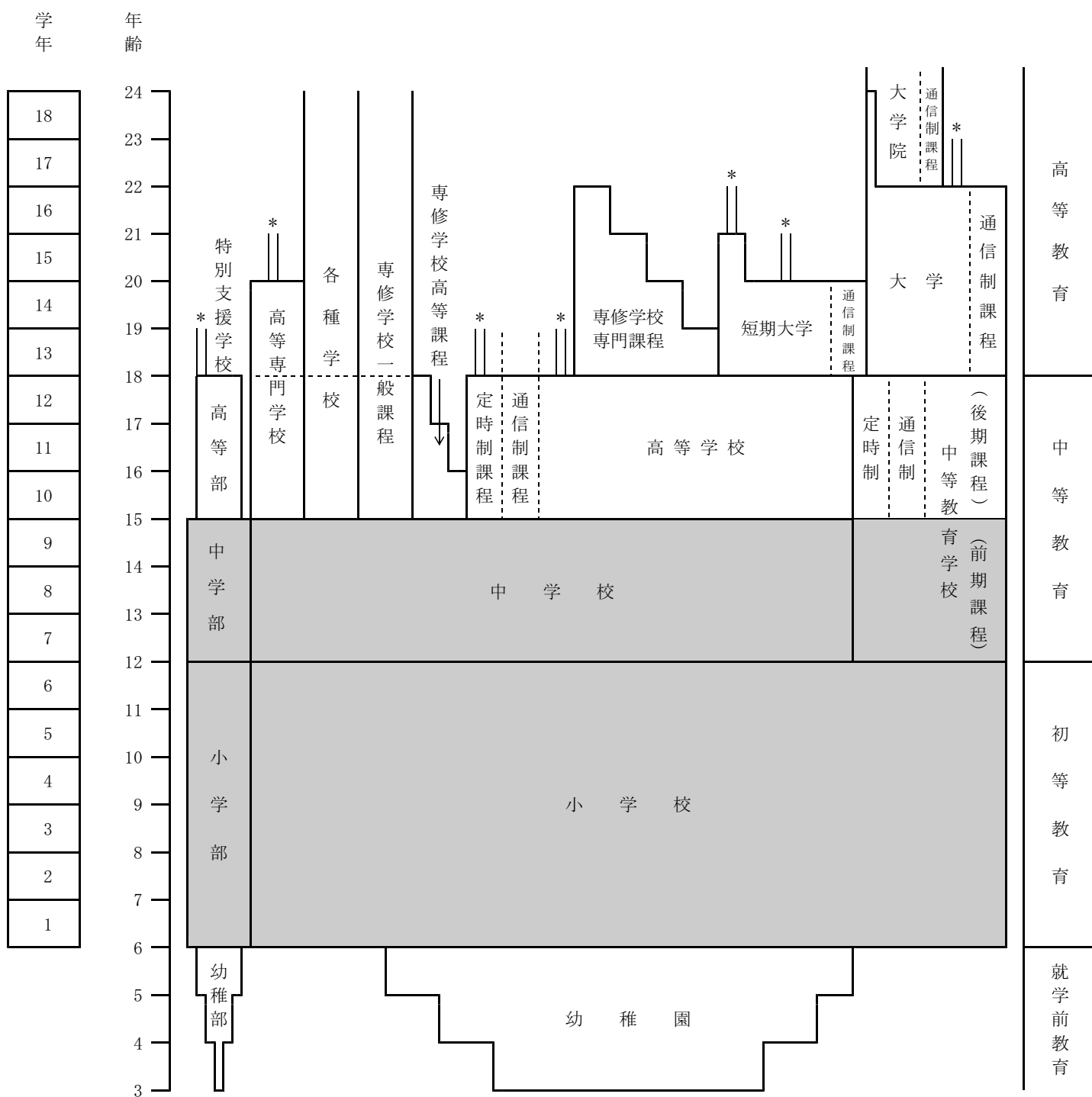
*6(出典) 諸外国の教員 教育調査第134集 文部科学省生涯学習政策局 平成18年3月 (一部更新) ※フィンランド、シンガポールを除く

*7(出典) フィンランドの教育 フィンランド国家教育委員会(2009年発行)(フィンランド国家教育委員会のウェブページより)

*8(出典) Singapore Statutes Online(シンガポール法令集のウェブページ)

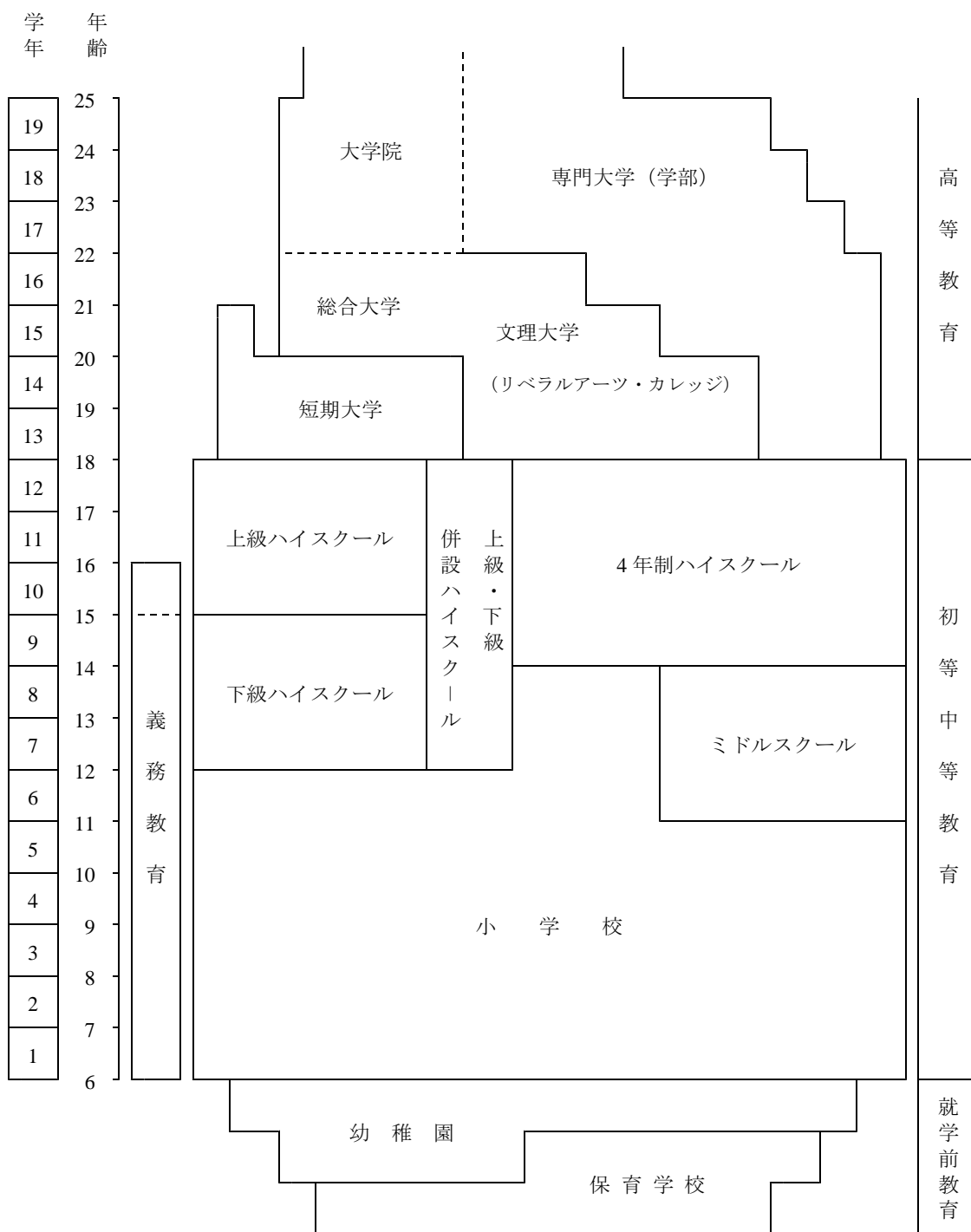
*9(出典) Education Statistics Digest 2011 Ministry of Education(シンガポール教育省発行)、シンガポール教育省ウェブページ

日本の学校系統図



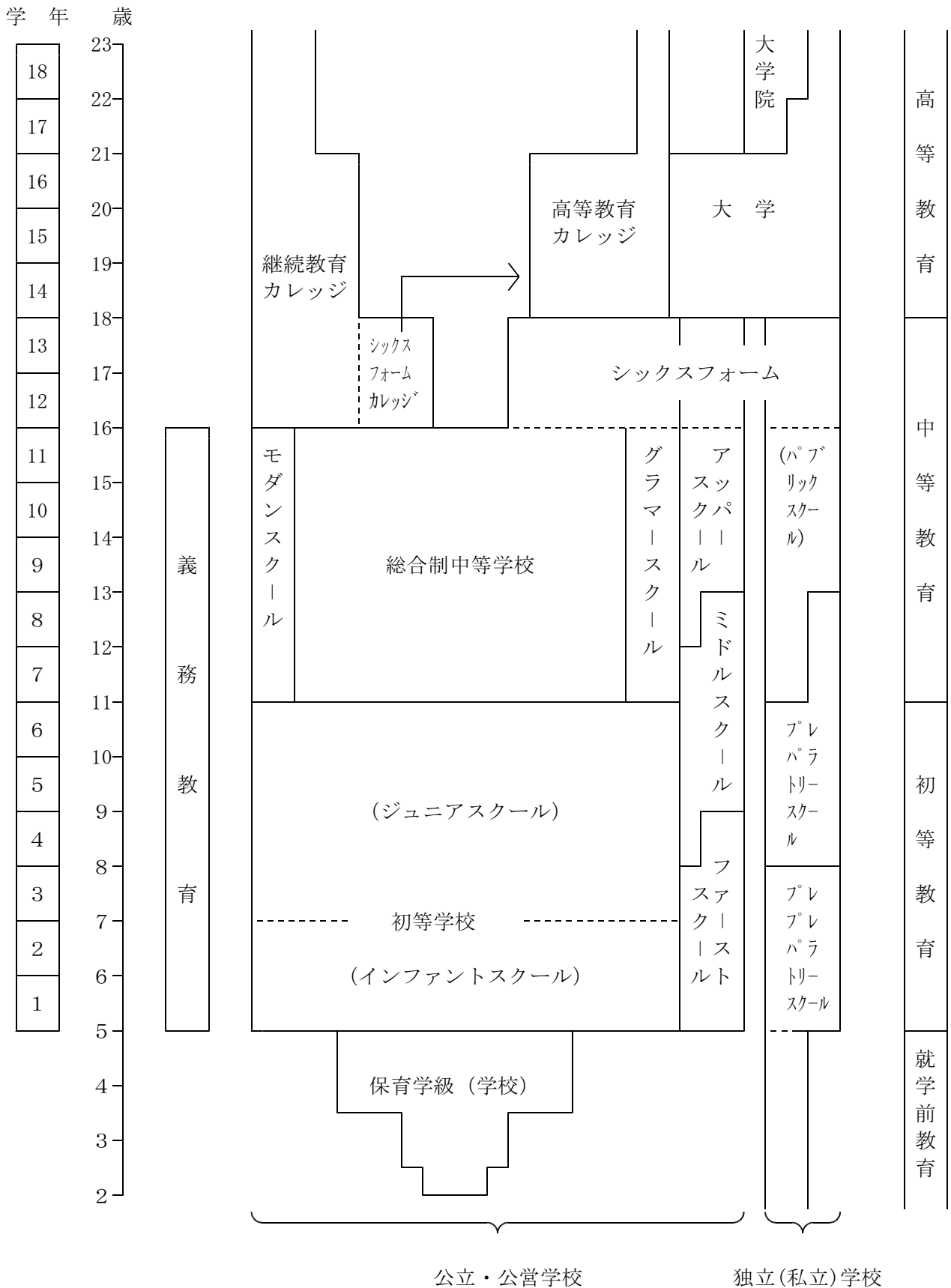
- (注) (1) 〇部分は義務教育を示す。
 (2) * 印は専攻科を示す。
 (3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

アメリカ合衆国の学校系統図

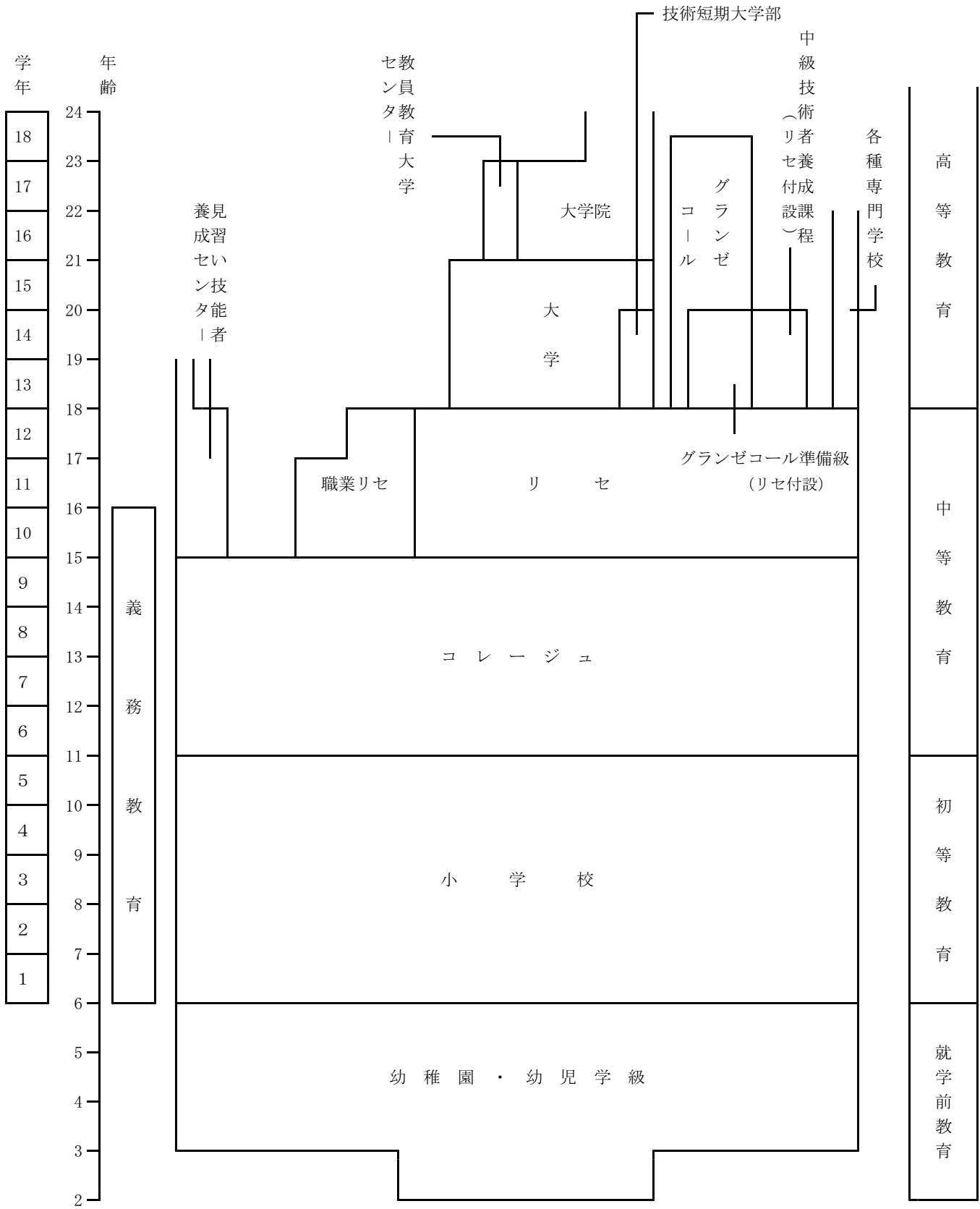


(義務教育年限は州によって異なる。また、学校制度も州あるいは学区によって異なるため、図では、代表的な制度として、5-3-4制、6-3-3制、8-4制、6-6制のみを示した)

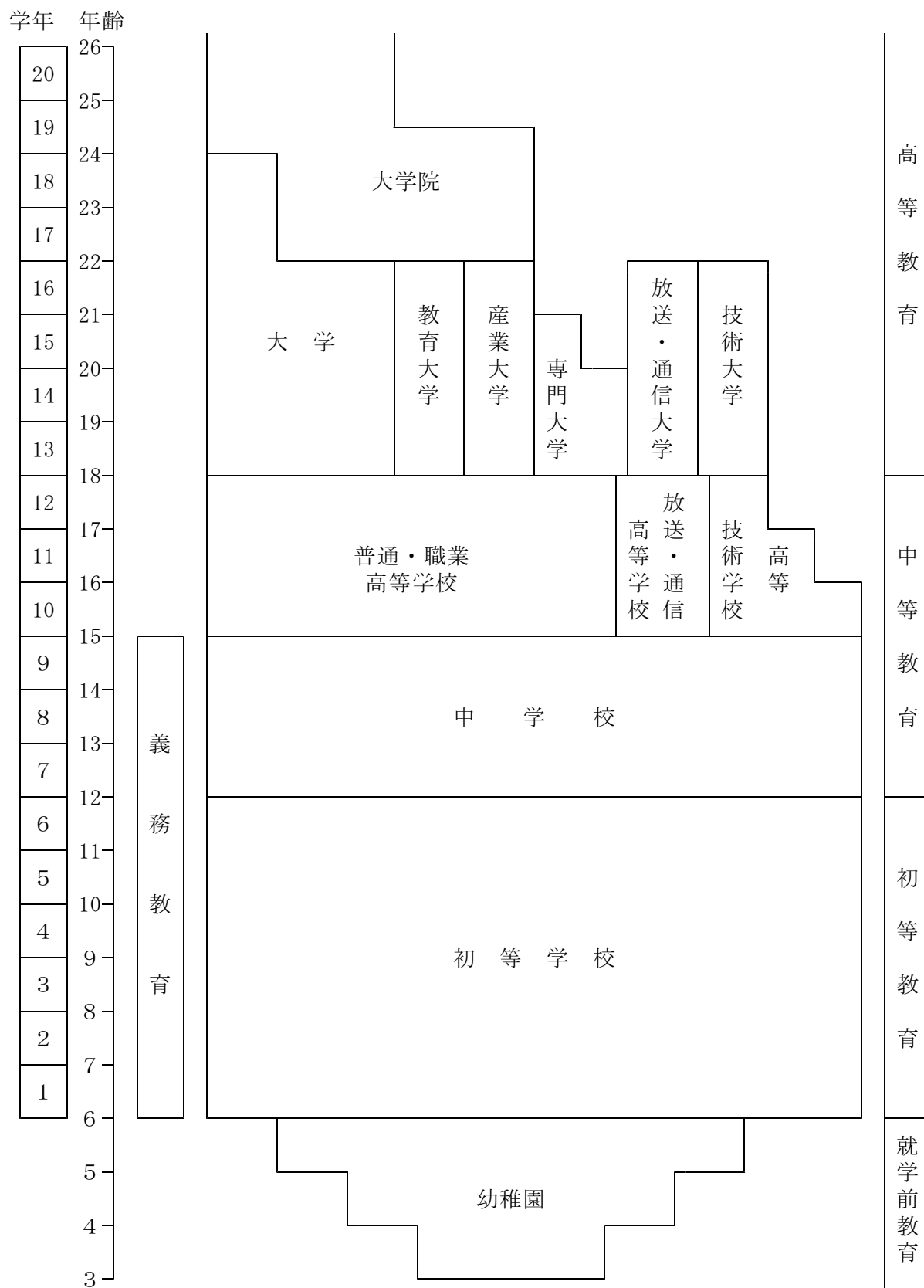
イギリスの学校系統図



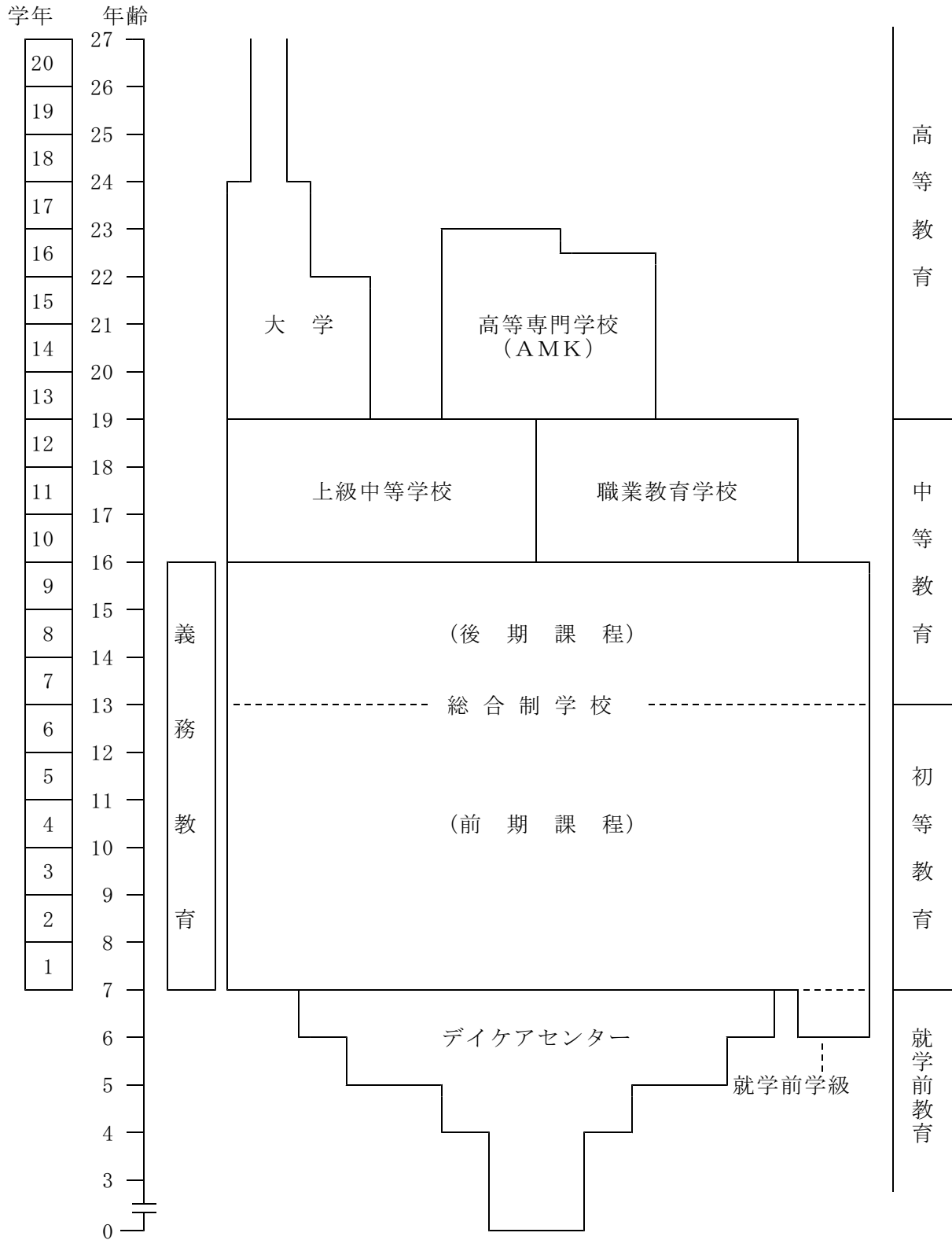
フランスの学校系統図



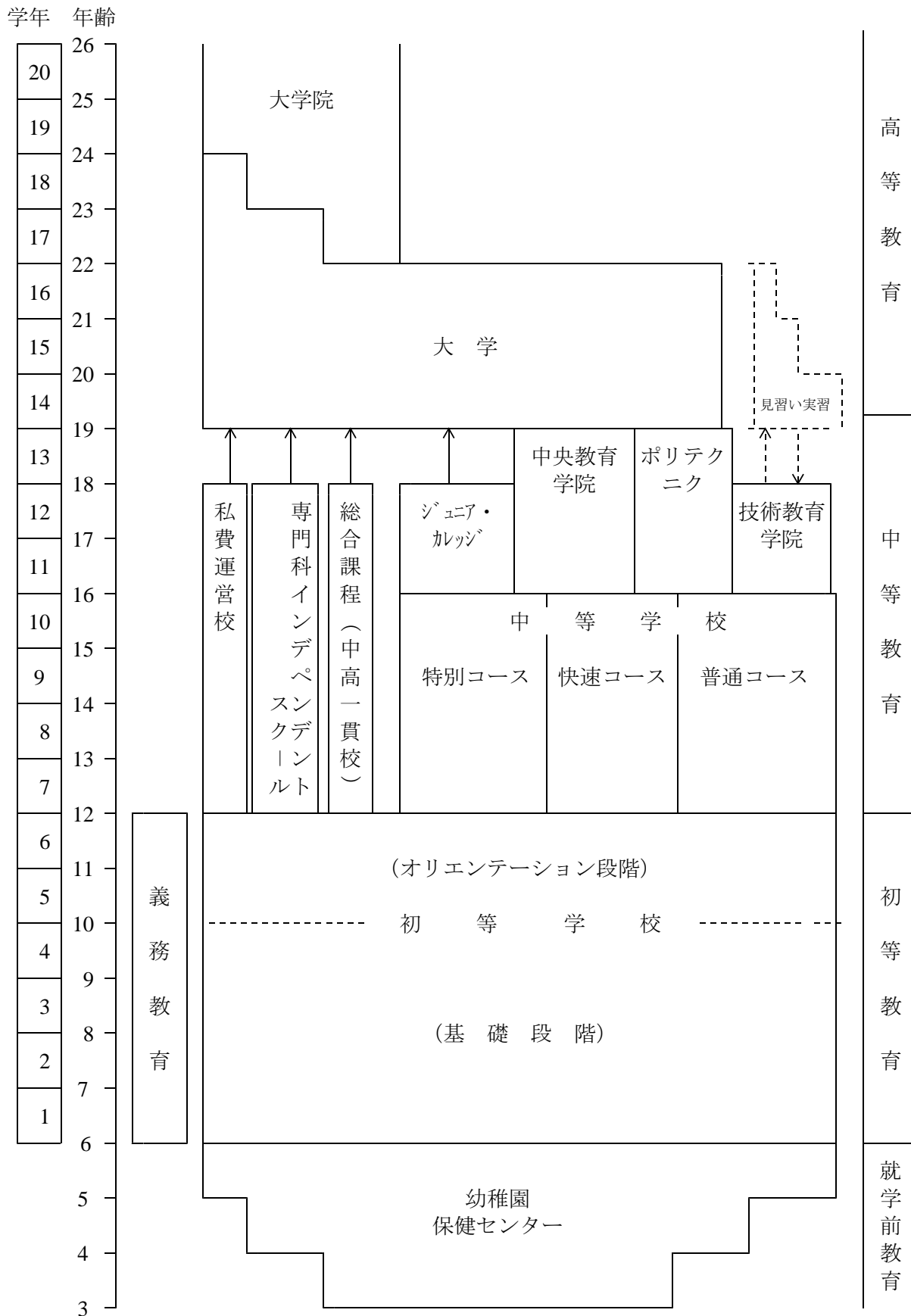
韓国の学校系統図



フィンランドの学校系統図



シンガポールの学校系統図



学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 関係資料

- 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会の設置について

- 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会
小中連携、一貫教育に関する審議経過等

- 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 委員名簿

中央教育審議会 初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会の設置について

平成 21 年 7 月 6 日
初等中等教育分科会決定

1 設置の目的

学校段階間の連携・接続等について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 委員等

- (1) 作業部会の委員は、初等中等教育分科会長が指名する。
- (2) 作業部会に主査を置き、作業部会の互選により選任する。
- (3) 主査に事故があるときは、主査が作業部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 作業部会においては、必要に応じ、作業部会の委員以外の者の協力を得ることができる。

3 主な検討事項

- (1) 学校段階間の連携・接続について
- (2) 優れた才能や個性を伸ばす学習機会について
- (3) その他

4 設置期間

本作業部会は、3の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5 その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 小中連携、一貫教育に関する審議経過等

○第7回 平成23年10月14日（金）15:00～17:00

- 議題（1）作業部会における検討事項について
（2）小学校と中学校の連携について
（3）その他

○第8回 平成23年11月8日（火）13:00～15:00

- 議題（1）本作業部会における検討事項について
（2）小中連携、一貫教育の成果と課題について
・三鷹市及び呉市からのヒアリング
貝ノ瀬 滋 委員
寺本 有伸 呉市教育委員会学校教育課長
（3）その他

※ヒアリング資料については以下の URL 資料6、7参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1313137.htm

○第9回 平成23年11月30日（水）13:00～15:00

- 議題（1）小中連携、一貫教育の成果と課題について
・横浜市、高松第一学園及び三条市からのヒアリング
小嶋 貴之 横浜市教育委員会指導企画課 主任指導主事
野口 弘之 横浜市教育委員会指導主事室 指導主事
原 貴 委員
國定 勇人 委員
（2）その他

※ヒアリング資料については以下の URL 資料5～7参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1313823.htm

○第10回 平成23年12月26日（水）15:00～17:00

- 議題（1）小中連携、一貫教育の成果と課題について
・船橋市立若松小・中学校及び品川区からのヒアリング
牛島 薫 船橋市教育委員会指導課 副主幹
大江 巧 船橋市立若松小学校 校長
生井 敏昭 船橋市立若松中学校 研究主任
峯川 治久 船橋市立若松小学校 教諭
和氣 正典 品川区教育委員会学務課長
冠木 健 品川区教育委員会指導課長

※ヒアリング資料については以下の URL 資料7、8参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1314912.htm

- （2）その他

○第11回 平成24年1月30日(月) 10:00~12:00

議題(1) 小中連携、一貫教育の成果と課題について

・聖ウルスラ学院英智小・中学校からのヒアリング

伊藤 宣子 聖ウルスラ学院英智小・中学校 校長

(2) その他

※ヒアリング資料については以下の URL 資料5 参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1314912.htm

○第12回 平成24年2月21日(火) 15:00~17:00

議題(1) 小中連携、一貫教育の成果と課題について

・東京都檜原村及び熊本県産山村からのヒアリング

野村 雅巳 檜原村教育課長

湊上 勝則 檜原村立檜原中学校 校長

市原 正文 産山村教育委員会 教育長

工藤圭一郎 産山村立産山小学校 校長

星山 晃 産山村立産山中学校 校長

(2) その他

※ヒアリング資料については以下の URL 資料3、4 参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1314912.htm

○第13回 平成24年3月13日(火) 10:00~12:00

議題(1) 小中連携、一貫教育の成果と課題について

・ベネッセ教育研究開発センターの調査・研究データ紹介

新井 健一 委員

(2) その他

※調査・研究データについては以下の URL 資料2 参照

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/045/siryo/1318730.htm

○第14回 平成24年4月23日(月) 15:00~17:00

議題(1) 小中連携、一貫教育の成果と課題について

(2) その他

○第15回 平成24年5月31日(木) 10:00~12:00

議題(1) 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理(案)について

(2) その他

○第16回 平成24年6月25日(月) 10:00~12:00

議題(1) 小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理(案)について

(2) その他

中央教育審議会初等中等教育分科会
 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 委員名簿
 (小中連携、一貫教育関係)

計 19名

委員	◎小川 正人 貝ノ瀬 滋 ○無藤 隆	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授 三鷹市教育委員会教育長 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長
臨時委員	天笠 茂 高岡 信也 向山 行雄 村上美智子	千葉大学教育学部教授 独立行政法人教員研修センター理事 帝京大学大学院教授、全国連合小学校長会顧問 京都市教育委員会指導部学校指導課参与
専門委員	赤沼 保江 新井 健一 井上 洋 角野 茂樹 國定 勇人 酒井 朗 佐藤 辰夫 清水 哲雄 清水 良一 野木 秀子 長谷川 晃 原 貴	東京都新宿区立牛込第一中学校長 株式会社ベネッセコーポレーションBenesse教育研究 開発センター センター長 一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長 関西外国語大学外国語学部教授 新潟県三条市長 大妻女子大学教職総合支援センター教授・所長 社団法人日本PTA全国協議会教育問題委員会副委員 長、福島県PTA連合会会長 学校法人鷗友学園常務理事、日本私立中学高等学校連 合会理事 日本私立小学校連合会会長 株式会社C I J顧問、前横浜市教育委員会委員、早稲 田大学客員教授 広島県呉市教育委員会教育長 香川県高松市立高松第一小学校・高松第一中学校長

※ ◎：主査、○：主査代理

(平成24年4月1日現在)